

令和6年度 大学機関別認証評価
自己点検評価書
[日本高等教育評価機構]

令和6(2024)年6月
東京通信大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	3
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	6
基準 1. 使命・目的等	6
基準 2. 学生	15
基準 3. 教育課程	36
基準 4. 教員・職員	49
基準 5. 経営・管理と財務	61
基準 6. 内部質保証	71
IV. 大学が独自に設定した基準による自己評価	76
基準 A. 地域貢献	76
V. 特記事項(該当なし)	81
VI. 法令等の遵守状況一覧	82
VII. エビデンス集一覧	97
エビデンス集(データ編)一覧	97
エビデンス集(資料編)一覧	97

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1. 建学の精神・大学の基本理念

学校法人日本教育財団は、昭和41年に「名古屋モード学園」を開校し、その後、専修学校として、ファッションの「東京モード学園、大阪モード学園」、IT・デジタルコンテンツの「HAL東京、HAL大阪、HAL名古屋」、医療福祉の「首都医校、大阪医専、名古屋医専」を加え、中核的専門人材を輩出してきた。本法人の理念は「創造力」と「豊かな人間性」を教育の根幹とした「人間教育」である。この理念のもと、本法人は自立した人格を育て、学ぶ意欲を持つ学生に応えるべく、学生を中退させない教育・最後まで学生の手を離さない教育を実践し、職業人としての遂行能力を獲得させる知識教育や技術教育を提供し、各業界で活躍できる人材の育成に努めてきた。本法人の歩みは、知識教育や技術教育もさることながら、市民的・職業的活動に参加して自らの在り方を自省し調整できる知のあり方を重視した教育基盤を提供し続けてきた。本法人は、これまで注力してきた各分野における中核的専門人材の養成に加えて、学術的な知見や識見を具備し高度な職業実践のための問題発見能力・解決能力を備えた人材育成の環境を、広く社会に開かれた形で提供することを企図して東京通信大学（以下「本学」という）を設立している。

本学の理念は、多面的に高度な教育機会を社会に広く開かれた形で提供することである。「高度な教育機会」とは、本学の教育目的において重視する「社会的課題の発見と解決」ができる教育の提供である。多様な文化が共生する社会へ移行しつつある現代の日本社会では、社会的課題の発見には社会的文脈を理解するための知的基盤が何より重要である。それが「学問知」すなわち学術的な知見に相当する。また、社会的課題の解決のためには、メディアの活用や情報の編集、数量的推論、言語的・非言語的表現能力といった「技法知」が必要になる。

これら学問知および技法知は、実践知と無関係に存在するものではない。社会的課題の発見と解決のためには双方が有機的に結びついていることが必要である。すなわち実践を志す学修者のために学問知や技法知に裏打ちされた高度な学びの環境を提供する機会が必要である。加えて、社会的・職業的活動における協働から自らの在り方を自省し調整する実践知を踏まえたうえで、現実の社会的文脈に根ざした学問知・技法知を生み出すための教育研究の環境が必要である。実践知を重視した教育に長らく取り組んできた本法人が、学問知・技法知を学修者に伝える教育研究の環境として大学を設立する意義と強みはこの点にある。

また、「広く開かれた形で提供すること」とは、時間的制約・空間的制約を越えた学びの環境・機会を提供することを意図している。こうした形での機会の提供は、高等教育に関する社会的要請に対応するものである。開かれた形での学びの環境・機会の提供とは、まさにこの「学び直し機能強化」および「学び続け得る機会の準備」そのものである。

以上のように、本法人は21世紀の知識基盤社会の進展に呼応する教育を目指し、少子高齢化社会や高度情報社会などの言葉に象徴される現代社会を生きる人々のために、地理的条件や時間的条件、経済的条件等の障壁を越えた教育、さらには、世代を問わず生涯を通じていつでも、必要な知識や技能を学べる教育を大学として実現しようと志すに至った。

本法人がこれまで注力してきた各分野における実践知を重視した専門人材養成に加えて、学術的な理論と方法（学問知・技法知）を積極的に導入した学びを可能とし、時間的・空間的に開かれた学びを可能とする研究教育の環境として、新たな大学を設けることにした。これが、本法人が通信制大学である「東京通信大学」を設置した趣旨である。

2. 使命・目的

本学は、大学の基本理念をもとに設立され、学則第1条において、教育基本法及び学校教育法に則り、幅広い職業人養成教育、総合的教養教育、地域の生涯学習機会の拠点としての機能を果たすとともに、時代が求める教養を兼ね備え、社会的課題を発見し解決に向けて積極的に取り組み、地域に貢献できる人材を、社会に送り出すことを目的としている。

3. 大学の個性・特色等

本学は、情報マネジメント学部と人間福祉学部の2学部を設置しており、この2つの学部はそれぞれ単一の学科を持ち、情報マネジメント学部には情報マネジメント学科を、人間福祉学部には人間福祉学科を設置している。これらの2学部は、それぞれの専門的な研究教育対象とする学問領域を有しながら、その基礎に教養教育を共有することで、本学共通の知識基盤を持ち得る科目構成にしている。本学が大きな比重を置く機能は、「幅広い職業人養成」及び「総合的教養教育」「地域の生涯学習機会の拠点」の3つである。本学は「幅広い職業人養成」と「総合的教養教育」を同時に追求する方針をとるが、その理由は、21世紀の「知識基盤社会」の持続的発展を支える「21世紀型市民」の育成にある。「将来像答申」は、21世紀型市民の1つの特徴を「専攻分野についての専門性を有するだけでなく、幅広い教養を身に付けた」人材であるとしており、本学が計画する教育課程にもそれが反映されている。

「地域の生涯学習機会の拠点」の機能に関しては、eラーニングという教育方法を採用することにより、ある特定の地域に限定することなく全国的な生涯学習機会の拠点となることを志向している。知識基盤社会の特質の1つが性別や年齢を問わない参画の促進である以上、高等教育へのユニバーサルアクセスという観点からも、本学が地理的・時間的制約を超え得るeラーニングを利用することには、大きな社会的意義がある。eラーニングでは、場所を選ばず、多くの地域からの学生の受け入れが可能である。本学のeラーニング・システムには学生相互の議論や意見交換ができる機能を用意する。学生は、自分とは異なる多様な文化・地域の学生と交流することで、各地域の異なる事情や課題を認識することができる。また、自らの地域の特性を把握し、学んだ成果や情報を持ち帰り、それぞれの職場や地域社会での活動に役立てるという社会的意義も期待することができる。

Ⅱ. 沿革と現況

1. 本学の沿革（学校法人日本教育財団 沿革）

- 1966年4月 名古屋市中村区名駅 4-8-12 に「名古屋モード学園」（愛知県認可）を開校。
- 1971年4月 準学校法人日本服飾学園設立。
大阪市北区梅田 1-3-1 に「大阪モード学園」（大阪府認可）を開校。
- 1976年6月 本格的なインターンシップ制度をカリキュラムに導入・実施。
- 1979年4月 法人名を、準学校法人日本服飾学園から、学校法人モード学園に変更。
- 1979年11月 東京都新宿区西新宿 6-12-7 に「東京モード学園」（東京都・新宿区認可）を開校。
- 1984年4月 大阪市北区梅田 1-11-4 に「コンピュータ総合学園HAL」（大阪府認可）を開校。
- 1986年3月 コンピュータ総合学園HAL新校舎を大阪市北区大淀中 1-10-3 に完成し移転。
- 1986年4月 名古屋市中村区名駅南 1-28-14 に「コンピュータ総合学園HAL」（愛知県認可）を開校。
- 1988年4月 東京都新宿区西新宿 6-12-7 に「モード学園出版局」を開設。
校費海外留学生制度を導入、学校ごとに毎年1名を対象として実施。
- 1988年9月 全校を統合する総合学事コンピュータシステム（ALFA システム）が稼動。
- 1988年11月 コンピュータ総合学園HALが文部省より職業教育高度化開発研究を委託される。
- 1988年12月 東京モード学園新校舎が東京都新宿区西新宿 1-6-2 に完成し移転。
- 1989年1月 パリ（フランス）に「パリ本部」を開設し、国際化戦略の拠点とする。
- 1989年1月 モード学園はパリ研修卒業旅行、HALはアメリカ研修卒業旅行を実施。
以後毎年実施。
- 1989年4月 在学生に向けて「就職保証制度」を発足。

東京通信大学

- 1993年4月 モード学園出版局を東京都新宿区西新宿 1-6-2 に移転。
- 1994年4月 全校の専門課程に対し、文部省から専門士称号の付与が認められる。
- 1995年4月 創造力教育の理念に基づく個性発見の教育評価方法（S.S.D. 評価システム）を開始。
- 1995年9月 CREAPOLE（パリ校）をパリ 1 区リボリ通りに開校。
同時に ESDI（工業デザイン専門学校）を吸収合併。
- 1999年3月 大阪駅西に大阪モード学園とコンピュータ総合学園HALを合体させた新校舎完成。2校同時に移転。
- 2000年4月 旧コンピュータ総合学園HAL総合校舎に医療・福祉系専門学校「大阪医専」（大阪府認可）を開校。
- 2007年4月 厚生労働省指定学科の在学生に向けて「国家資格 合格保証制度」を発足。
- 2008年4月 名古屋校新校舎「モード学園スパイラルタワー」（地上 36 階・地下 3 階）が名古屋市中村区名駅 4-27-1 に完成。
名古屋モード学園・コンピュータ総合学園HALを同時に移転。
名古屋市中村区名駅 4-27-1 に「名古屋医専」（愛知県認可）を開校。
「コンピュータ総合学園HAL」から「HAL大阪」、「HAL名古屋」に校名変更。地域貢献と教育事業部門の財務基盤強化を目的に、認可収益事業として不動産賃貸業を開始。
- 2008年10月 東京校新校舎「モード学園コクーンタワー」（地上 50 階・地下 3 階）が東京都新宿区西新宿 1-7-3 に完成し、東京モード学園、モード学園出版局を移転。
- 2009年4月 東京都新宿区西新宿 1-7-3 に「HAL東京」（東京都・新宿区認可）、「首都医校」（東京都・新宿区認可）を開校。
- 2014年4月 国内 9 校 145 学科において「職業実践専門課程」の認定を受ける。
- 2016年4月 法人名を学校法人モード学園から学校法人日本教育財団へ変更。
- 2018年4月 「東京通信大学（Tokyo Online University）」（文部科学大臣認可）を開学。
- 2019年4月 「国際ファッション専門職大学（Professional Institute of International

東京通信大学

- Fashion)」(文部科学大臣認可)を開学。
- 2020年4月 「東京国際工科専門職大学(International Professional University of Technology in Tokyo)」(文部科学大臣認可)を開学。
- 2021年4月 「大阪国際工科専門職大学(International Professional University of Technology in Osaka)」(文部科学大臣認可)
「名古屋国際工科専門職大学(International Professional University of Technology in Nagoya)」(文部科学大臣認可)を開学。
- (東京通信大学 沿革)
- 2017年8月 東京通信大学 設置認可
- 2018年4月 東京通信大学 開学
情報マネジメント学部 情報マネジメント学科 設置
人間福祉学部 人間福祉学科 設置
- 2024年4月 東京通信大学 収容定員に係る学則変更
情報マネジメント学部 情報マネジメント学科 学則変更

2. 本学の現況

・大学名

東京通信大学

・所在地

東京都新宿区西新宿1-7-3

・学部構成

情報マネジメント学部 情報マネジメント学科

人間福祉学部 人間福祉学科

・学生数、教員数、職員数(令和6年5月1日時点)

(学生数)	情報マネジメント学部	正科生	3,427名
	人間福祉学部	正科生	2,426名

(教員数)	専任教員	45名
	兼任教員	25名
	助手	2名

(職員数)	大学職員(指導補助者含む)	112名
-------	---------------	------

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準 1. 使命・目的等

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

1-1-③ 個性・特色の明示

1-1-④ 変化への対応

(1) 1-1 の自己判定

「基準項目 1-1 を満たしている。」

(2) 1-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

本学は、I に記した「建学の理念」を踏まえて、大学の使命・目的及び教育目的を、「東京通信大学 学則」（以下「学則」という）のなかで、次のとおり具体的に明文化している。

第 1 条 東京通信大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、幅広い職業人養成教育、総合的教養教育、地域の生涯学習機会の拠点としての機能を果たすとともに、時代が求める教養を兼ね備え、社会的課題を発見し解決に向けて積極的に取り組み、地域に貢献できる人材を、社会に送り出すことを目的とする。

第 4 条 本学に次の学部学科を置く。

- (1) 情報マネジメント学部 情報マネジメント学科
- (2) 人間福祉学部 人間福祉学科

2. 学部学科の目的は、次に定めるものとする。

(1) 情報マネジメント学部 情報マネジメント学部には、情報マネジメント学科を置き、21 世紀型の市民的教養としての情報技術と、マネジメントの諸知識と技法を活用し、21 世紀の知識基盤社会における複雑かつ多様な諸課題を発見・理解・解決する能力を有する人材を育成する。

(2) 人間福祉学部 人間福祉学部には、人間福祉学科を置き、複合・複雑化した保健、医療、福祉の課題を把握し、医療的ケアと福祉サービスの双方を必要とする要支援者とその家族への相談支援の力と、多機関・多職種連携の担い手としての素養を身につけ、住民同士の支え合い活動を推進する力量を備えた福祉人材を育成する。【資料 1-1-1】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-1-1】東京通信大学 学則第 1 条、第 4 条

1-1-② 簡潔な文章化

使命・目的及び教育目的は、学則に明記することに加え、全学及び各学部・学科毎の 3 つのポリシーを大学ホームページの「教育理念・3 つのポリシー」で公表しており、各学

部・学科で身につける力を「教養」「情報判断力」「専門性」「調整力」「応用力」の5つに整理し、わかりやすく簡潔に明文化している。【資料 1-1-2】 【資料 1-1-3】

また、大学ホームページの学部学科の紹介ページにおいて、情報マネジメント学部情報マネジメント学科は「IT（情報技術）の専門知識・スキルに加えて、幅広い知識で society5.0（超スマート社会）」のイノベーションを創出できる人材」、人間福祉学部人間福祉学科は「社会や生活の課題を的確に把握し、課題の解決に向けて積極的に貢献できる人材」と簡潔な表現で明示することにより、本学に入学を志望している人に対してわかりやすい文章で幅広く周知している。

以上の使命・目的及び教育目的に基づく理念は、大学のホームページ及び入学要項の各種媒体、学生要覧にも掲載しており、学部とアドミッション・センター、管理部及び企画本部が連携することで、表現の統一及び趣旨の一貫性を図っている。【資料 1-1-4】 【資料 1-1-5】 【資料 1-1-6】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-1-2】 東京通信大学 ホームページ(情報マネジメント学部 3 つのポリシー)
<https://www.internet.ac.jp/public/policy/#im-policy>

【資料 1-1-3】 東京通信大学 ホームページ(人間福祉学部 3 つのポリシー)
<https://www.internet.ac.jp/public/policy/#hw-policy>

【資料 1-1-4】 東京通信大学 ホームページ(建学の理念)
<https://www.internet.ac.jp/public/policy/>

【資料 1-1-5】 東京通信大学 2024 年度春入学要項 P.1

【資料 1-1-6】 2024 年度学生要覧（2018 年度～2021 年度入学者用）P.9 「2. 法人の沿革と建学の理念」、「3. 教育目標・教育課程等」
2024 年度学生要覧（2022 年度以降入学者用）P.9 「2. 法人の沿革と建学の理念」、「3. 教育目標・教育課程等」

1-1-③ 個性・特色の明示

本学は、情報マネジメント学部と人間福祉学部の 2 学部を設置しており、この 2 つの学部はそれぞれ単一の学科を持ち、情報マネジメント学部には情報マネジメント学科を、人間福祉学部には人間福祉学科を設置している。教育研究の内容面からみた本学設置の目的は、社会的な需要の高い情報技術分野と福祉分野を中心とした教育機会を提供することにある。これらの 2 学部は、それぞれの専門的な研究教育対象とする学問領域を有しながら、その基礎に教養教育を共有することで、本学共通の知識基盤を持ち得る科目構成にしていることが教育研究の観点での個性・特徴となっている。また、それぞれの専門分野において必要とされる知識に加えて、その専門分野を取り巻く社会の制度や組織、システムなども対象としている。

学修環境においては、本学の建学理念に掲げている「高度な教育機会を社会に広く開かれた形で提供する」にあるとおり、インターネットを活用した学修環境を提供することにより、情報技術の発展を最大限に活かしたオンライン中心の通信教育により、高校

卒業後すぐに進学する人だけではなく、多様な生活環境と社会生活上の困難に直面しながらもそれを克服する意欲ある社会人、時間的・空間的・さらには身体的制約によって通学制の大学に通うことが困難な人に対しても勉学の機会を提供し、リカレント教育環境の提供ならびに教育格差の解消の一助となることにより地域と社会に貢献することが本学の個性・特徴といえる。これらの個性・特徴は、大学ホームページのトップページに加え、パンフレットの【学長のメッセージ】、広告媒体等に明示しており、常に時代の変化に即して対応を行っている。【資料 1-1-7】 【資料 1-1-8】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-1-7】 東京通信大学 ホームページ(学長より皆様へ)

<https://www.internet.ac.jp/about/>

【資料 1-1-8】 東京通信大学 パンフレット(学長メッセージ) P.3

1-1-④ 変化への対応

平成 30 (2018) 年度の本学の開設年度は、情報マネジメント学部及び人間福祉学部ともに 30 代～40 代の社会人が主な学生層であったが、令和 2(2020)年度の新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の拡大防止の観点から、全国的なリモート授業の導入やテレワークの一般化に伴い、本学のようなインターネットを活用した通信制大学への社会的関心が高まっており、10 代～20 代の学生層が増えてきている。コロナ禍が落ち着きつつある現在にいたってもこの傾向は変化しておらず、オンライン教育が学び方のニューノーマルとして定着しつつある。本学としてこのような学び方の変化に対し、建学の理念となる「高度な教育機会を社会に広く開かれた形で提供する」ことを念頭にこれまで柔軟に対応してきている。また、社会の情勢や需要の変化に対し、本学が掲げている教育上の目的や三つのポリシーと合致していることを鑑みながら、令和 4(2022)年度以降、カリキュラムの内容を整理し対応している。

(3) 1-1 の改善・向上方策 (将来計画)

個性・特色を反映した大学の使命・目的及び教育目的は、「東京通信大学 学則」に明記されており、今後も社会情勢の変化や社会的需要、技術変化等の状況を注視しながら、見直しの必要性を確認する。学則の改定が行われた際は、文部科学省に必要な届出を行うとともに、大学ホームページやパンフレット等の各種媒体においても、趣旨の一貫性が保たれるよう表現の統一に努め、誰もがわかりやすく理解できるように周知していく。【資料 1-1-9】 【資料 1-1-10】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-1-9】 情報マネジメント学部、人間福祉学部 カリキュラムマップ

(2021 年度以前、2022 年度以降)

【資料 1-1-10】 情報マネジメント学部、人間福祉学部 履修計画 (例)

(2021 年度以前、2022 年度以降)

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1) 1-2 の自己判定

「基準項目 1-2 を満たしている。」

(2) 1-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

学則記載事項である使命・目的及び教育目的の策定及び改定は、学長、担当理事、学部長、統轄責任者で組織する大学評議会において審議し、議事録を通して全教職員に共有した上で理事会に上程され、改廃等が決定される体制を構築している。学長のリーダーシップの下、使命・目的及び教育目的の策定及び改定において、役員及び教職員が関与・参画している。【資料 1-2-1】 【資料 1-2-2】 【資料 1-2-3】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-2-1】 東京通信大学 学則第 1 条

【資料 1-2-2】 東京通信大学 大学評議会規程

【資料 1-2-3】 理事会議事録(令和 4 年 12 月 22 日)

1-2-② 学内外への周知

本学の使命・目的及び教育目的を記載した学則は、大学ホームページの「教育情報の公開」やインターネット上の本学のポータルサイト (@CAMPUS) 内の「各種証明書・資料」ページに掲載し、教職員及び学生が常に閲覧できるようにしている。【資料 1-2-4】

【資料 1-2-5】

学則の改定が決議された場合には、文部科学省への届出を行った後に教職員や学生に告知し、周知・徹底を図っている。学外に対しては、本学管理部と法人本部、企画本部が連携することにより、本学ホームページ上に「教育情報の公表」のページに、建学の理念、目的、教育目標等を公表している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-2-4】 東京通信大学 ホームページ(教育理念)

<https://www.internet.ac.jp/public/policy/>

【資料 1-2-5】 @CAMPUS 「各種証明書・資料」

1-2-③ 中長期的な計画への反映

本学では、使命・目的及び教育目的を反映させる形で、「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」を掲げている。具体的には以下の内容としている。【資料 1-2-6】

(使命・目的)

知識基盤社会に対応できる幅広い教養と専門知・技術を備えた職業人材を育成することを教育の目標と定め、地理的条件や時間的条件、経済的条件等の障壁を越えた教育、さらには、世代を問わず生涯を通じていつでも、必要な知識や技能を学べる教育を提供する。

[代表的 Action Plan]

- ✓ 人材不足が指摘されている情報技術人材と福祉人材を育成する。
- ✓ オンライン教育の質をさらに高め、リカレント、リスキリング教育分野をけん引していく。
- ✓ 社会的要請、ニーズを踏まえ、入学定員、収容定員の増員を実施していく。

(学生受け入れ・学修環境)

本学の教育理念に共感し、多様な価値観や自分と異なる感性を柔軟に受け入れ、社会・地域に貢献したいと考えている学生を積極的に幅広く受け入れる。

[代表的 Action Plan]

- ✓ ホームページや学校案内書を通じて、本学及び学部学科の教育内容、履修方法等を示し、入学検討者への情報提供、広報活動に努める。
- ✓ アドミッション・センターで、入学前の相談に応じ、学修目的を持たせたいうえで志望動機などを確認する。
- ✓ 過去の入学者状況を踏まえ、入学者選抜方法の見直しを行う。
- ✓ PC、タブレット、スマートフォン等のマルチデバイスに対応したLMS (Learning Management System) を維持し改善する。
- ✓ 各学生に専任教員が務めるアカデミック・アドバイザーを配置し、学生との履修相談を通じて学修習慣を身に付けさせる。

(教育課程)

「総合的教養教育」と「幅広い職業人養成」の機能を基軸とし、教養教育科目と専門教育科目をともに重視する構造をもつ教育課程を編成し、教養教育と専門教育の相互連関を担保する科目配置・学年配当を整備する。

[代表的 Action Plan]

- ✓ 映像教材の点検を行い、シラバスを見直すとともに、必要に応じて授業の再収録を行う。
- ✓ ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーとの関係を点検し、教育課程を見直すとともに、科目間の連携を強化していく。
- ✓ 学生アンケートの結果を踏まえ各授業の改善を実施する。
- ✓ 厚生労働省による、社会福祉士養成課程と精神保健福祉士養成課程のカリキュラム改正に伴い、対応科目への移行を随時行っていく。

(教員・職員)

学長がリーダーシップを発揮し教職員を統督する体制を確立する。

[代表的 Action Plan]

- ✓ 教学にかかる重要事項は学長を議長とする大学評議会で審議し推進。
- ✓ 教授会を月1回と必要に応じて臨時に開催し「学生の入学、卒業及び課程の修了に関する事項」「学位の授与に関する事項」「その他教育研究に関する重要な事項」について学長に意見を述べる。
- ✓ 教授会の下部組織として、教務委員会などの委員会を設置し、大学運営の健全性を確保する。
- ✓ 教員の教育指導方法の改善を図るためのFD活動を通じて、教育水準を確保する。
- ✓ SD委員会を基軸に「事務職員・技術職員の能力向上」「業務改善・部署間連携の強化」「教職協働の体制強化」を推進する。

(内部質保証)

教育研究水準の向上を図り本学の目的・使命を果たすため、教育研究活動等について自己点検・評価を行い不断の改善を推進する。

[代表的 Action Plan]

- ✓ 学長の下に設置された自己点検・評価委員会が中心となり、大学認証評価機関である日本高等教育評価機構の評価申請を行う。
- ✓ 自己点検・評価を踏まえて教育研究の改善方針を策定していく。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-2-6】 学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

本学の使命・目的及び教育目的は、一貫性のあるものとして、大学、学部毎の「ディプロマ・ポリシー」、「カリキュラム・ポリシー」、「アドミッション・ポリシー」からなる三つのポリシーに反映している。

令和4(2022)年度には、社会情勢や社会的需要の動向、本学の入学者層の変化に対応したカリキュラムの改定を開始している。カリキュラムの改定においては、令和2(2020)年度から約1年間をかけて、教育課程を検討する全学横串のタスクフォースを結成し、教授会や教務委員会、管理部と連携しながら検討している。検討する際に、本学の教育目的と三つのポリシーを再確認し、変更の必要性の有無を検討したうえで教育課程を具体化しているため、使命・目的及び教育目的と三つのポリシーの整合性を図っている。

【資料 1-2-7】 【資料 1-2-8】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-2-7】 東京通信大学 ホームページ (3つのポリシー)

<https://www.internet.ac.jp/public/policy/>

【資料 1-2-8】 大学評議会議事録（2020 年 9 月 24 日）

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

使命・目的及び教育目的を達成するため、令和 6(2024)年 5 月 1 日現在、次に述べる教育研究組織を整備している。

（教育研究組織の構成）

本学は、使命・目的及び教育目的を達成するための教育研究組織として、学長のリーダーシップを発揮し教職員を総督する体制を確立している。組織は 2 学部 2 学科及び事務業務の管理・運営を行う管理部、そして全学学生支援機構となる 4 つのセンター、教授会の配下となる委員会の会議体で構成している。更により諸課題に迅速に対応するための分科会の位置づけとして、ワーキンググループを編成しており、これらの組織が情報を共有しながら円滑に運営する体制となっている。【資料 1-2-9】

✓ 大学評議会

教学にかかる重要事項は学長を議長とする大学評議会では審議し推進する体制としている。

✓ 学部学科

本学は、情報マネジメント学部と人間福祉学部の 2 学部を設置しており、この 2 つの学部はそれぞれ単一の学科を持ち、情報マネジメント学部には情報マネジメント学科を、人間福祉学部には人間福祉学科を設置している。教育研究の内容面からみた本学設置の目的は、社会的な需要の高い情報技術分野と福祉分野を中心とした教育機会を提供することにある。

✓ 管理部

管理部は大学全体の事務全般を管理・運営する組織であり、教員と職員が一体化しながら教育研究を推進する。

✓ センター・委員会

センターは、学則第 61 条に定めるとおり、メディア教育支援センター、アドミッション・センター、キャリア・サポートセンター、学生支援センターを編成しており、学部を跨いで全学的に学生を支援する位置づけの組織である。学部を跨いだ組織体とすることで、学生に対する支援を機動的に素早く対応できる体制としている。【資料 1-2-10】

委員会は、教授会の下に設定されており、教務委員会、FD 委員会、その他学長が必要と認める委員会（図書委員会、紀要等編集委員会等）が配置されており、報告事項や協議結果を各学部の教授会にタイムリーに共有し、教育研究に関する諸活動を迅速に推進する体制としている。また、委員会の運営に関しては、両学部共通事項について、2 学部合同の教務委員会、FD 委員会、紀要等編集委員会、図書委員会を定期的に開催することで、学部間に齟齬を生じさせることなく、委員会活動を推進している。【資料 1-2-11】

以上のとおり、使命・目的及び教育目的を達成するとともに教育研究組織の機動的な意思決定を確保するための主な会議体構成として、「東京通信大学 組織図」「委員会・センター・委員会体制」に示すとおり、各組織体は、学長のリーダーシップの下、本学の教育研究に係る改善活動を迅速に推進する体制を構築する目的で設置しており、それぞれの組織の規程に基づき適切に運営されている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 1-2-9】 東京通信大学 ホームページ (組織図)

[tou_structure.pdf \(storage.googleapis.com\)](https://storage.googleapis.com/tou_structure.pdf)

【資料 1-2-10】 東京通信大学 学則(第6 1条)

【資料 1-2-11】 東京通信大学 委員会・センター体制

(3) 1-2 の改善・向上方策 (将来計画)

「建学の理念」、「使命・目的」、「教育目的」、「三つのポリシー」は一貫性のある内容となっており、今後もカリキュラム改定をする場合は、これらの内容との整合を図っていく。また、使命・目的及び教育目的に関わる学則改定を行う際は、大学評議会や教授会、教務委員会等の関係する会議体の審議を通じて役員及び教職員の理解と支持を得るとともに、それぞれの趣旨が合致するよう留意し、速やかに学内外への周知を行う。

使命・目的及び教育目的を反映した「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」は、大学運営の事業計画を表した内容であるため、その進捗状況を自己点検・評価委員会において定期的に確認するとともに学長から教職員全体に周知し、教育研究組織の各部署において PDCA サイクルを回しながら着実に計画を前進させていく。

【基準 1 の自己評価】

基準 1 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学の建学の理念は「多面的に高度な教育機会を社会に広く開かれた形で提供すること」であり、本学の教育目的において重視する「社会的課題の発見と解決」ができる教育を時間的制約・空間的制約を越えて提供することを意図し、平成 30 (2018) 年度にインターネットを活用した通信制大学を開設した。開設時から令和 6 (2024) 年度で 7 年目を迎え、学生数も堅調に増加している。これは、本学が社会情勢の変化に対応しながら、本学の使命・目的及び教育目的に沿った計画を教職員が一体となって実行していることの表れといえる。計画の策定や実行に際し、役員及び教職員の理解と支持はもちろんのこと、参画・関与する体制を適切に整備しており、それらの趣旨を踏まえた簡潔な表現とともに、学内だけでなく、大学ホームページなどの各種媒体において一貫性を保ちながら社会に広く周知している。

また、社会の情勢や社会的需要の変化に対し、本学が掲げている教育上の目的や三つのポリシーと合致していることを鑑みながら、令和 4(2022)年度以降、カリキュラムの内容を整理し対応しており、それに呼応する形で志願者数、入学者数も年々伸びている状況である。

今後においても、使命・目的及び教育目的を反映した「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」は、大学運営の事業計画を表した行動目標であることから、その進捗状況を自己点検・評価委員会において定期的に確認するとともに学長から教職員全体に周知し、教育研究組織の各部署において PDCA サイクルを回しながら計画を進めていく。

基準 2. 学生

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1) 2-1 の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」

(2) 2-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

本学の建学の理念は、運営母体である学校法人日本教育財団がこれまで注力してきた実践知を重視した専門人材養成に加えて、学術的な知見や識見を具備し高度な職業実践のための問題発見能力・解決能力を備えた人材育成の環境を、広く社会に開かれた形で提供することである。また、教育基本法及び学校教育法に則り、幅広い職業人養成教育、総合的教養教育、地域の生涯学習機会の拠点としての機能を果たすとともに、時代が求める教養を兼ね備え、社会的課題を発見し解決に向けて積極的に取り組み、地域に貢献できる人材を、社会に送り出すことを教育目的としており、本学ホームページで公開している。

これを実現し得るため、全学共通のアドミッション・ポリシー、そして、情報マネジメント学部、人間福祉学部、それぞれのアドミッション・ポリシーを定め、ホームページや入学要項に明確に掲げている。また、入学説明会のように入学希望者と直接コンタクトする場で積極的に発信して周知を図るなどの取り組みを行い、アドミッション・ポリシーに沿った入学者を確保し、教育の質の向上を目指している。【資料 2-1-1】 【資料 2-1-2】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-1-1】 東京通信大学 ホームページ(建学の理念、教育理念、3つのポリシー)

<https://www.internet.ac.jp/public/policy/>

【資料 2-1-2】 東京通信大学 2024 年度入学要項 P.1

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

インターネットを活用した通信制大学という特性上、本学の志願者には 20 代以上の者、すなわち高等学校を卒業してから年月が経過している者が多い。

多様な人に広く学習の機会を提供することが本学の理念であるため、入学選考では、社会人にとって大きなハードルとなり得る学力試験中心の選抜試験ではなく、志望理由書を主とした審査を行っている。アドミッション・ポリシーに基づき、志願者の学びの目的や意欲、これまでの経験や実績を評価する選考としている。また、様々なバックグラウンド、学習歴を持つ社会人に学びの門戸を開くため、3 年次編入学の受入れを行っている。【表 2-1-2①】 【表 2-1-2②】

一方で、近年は高校卒業見込み者の出願が増加している。国内の 18 歳人口が減少傾向である中で通信制高校の生徒数は年々増加していること、また、コロナ禍を契機としてオンライン学習を志向する生徒や家庭が増えたことが大きな要因であると考えられる。高校生

に対する学生募集活動においては、高校の教員や保護者に大学への理解を深めてもらうことが肝要と考えている。そのため、開学時から行っているWEB等のメディアを活用した広報活動に加え、全国の高等学校の進路指導部、通信制高校のサテライトキャンパスやサポート校などへのパンフレット送付、また定期的に行っている入学説明会に保護者の参加を推奨するなどの広報活動を行い、本学の教育理念やアドミッション・ポリシーの周知に努めている。本学において、選考方法や評価基準の策定、および入学希望者の選考はアドミッション・センターにより公正かつ厳正に行っている。志願者1名の志望理由書等をアドミッション・センターの委員複数名で評価し、その評価を元に、委員全員による合議で可否を判定、その判定結果を教授会で審議した後、学長が可否を決定している。

以上のような入学者受入れ方法等により、入学者数の確保とともに、教育の質の向上を目指している。

【表 2-1-2①】情報マネジメント学部情報マネジメント学科 入学者推移 (単位：人)

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
入学者数	484	518	600	826	519	478	847
2年次編入	—	—	131	176	36	34	36
3年次編入	—	—	28	53	251	208	219

【表 2-1-2②】人間福祉学部人間福祉学科 入学者推移 (単位：人)

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
入学者数	388	422	368	426	495	501	465
2年次編入	—	—	131	206	31	21	31
3年次編入	—	—	28	61	230	211	195

※いずれの学部においても令和6年の数字は春入学のみ記載。

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

開学した平成30(2018)年度から令和6(2024)年度春入学までの7年間の入学者数、入学定員充足率は以下のとおりとなる。【表 2-1-3①、表 2-1-3②】

【表 2-1-3①】情報マネジメント学部情報マネジメント学科 入学定員充足率 (単位：人)

年度	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
入学定員	400	400	400	400	400	400	850
志願者数	722	618	679	922	728	636	950
受験者数	675	593	661	887	692	618	928
合格者数	518	556	657	882	563	519	916
入学者数	484	518	600	826	519	478	847
入学定員充足率	1.21	1.29	1.50	2.06	1.29	1.19	0.99

【表 2-1-3②】 人間福祉学部人間福祉学科 入学定員充足率 (単位：人)

年度	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
入学定員	400	400	400	400	400	400	400
志願者数	489	499	430	528	583	627	557
受験者数	449	476	418	493	562	588	540
合格者数	421	461	412	482	538	553	501
入学者数	388	422	368	426	495	501	465
入学定員 充足率	0.97	1.05	0.92	1.06	1.23	1.25	1.16

※いずれの学部においても令和 6 年の数字は春入学のみ記載。

情報マネジメント学部情報マネジメント学科及び人間福祉学部人間福祉学科は、平成 30 (2018) 年度の開設時から入学定員 400 人であったが、情報マネジメント学部情報マネジメント学科においては、収容定員の増加に係る学則変更の認可に伴い、令和 6 (2024) 年度から入学定員 850 人 (変更前 400 人) となっている。

学生募集活動においては、以下に示す施策を継続的に実施してきたことにより堅調に入学者数を確保している。

- ・ 大学ホームページおよび入学希望者専用ポータルサイトの整備
- ・ 本学と親和性の高い WEB 広告の展開による社会的認知度の向上
- ・ 居住地を問わず参加可能なオンライン大学説明会の開催
- ・ メールマガジン・ SNS を活用した大学情報の発信
- ・ 高校生向け、および社会人向け進学サイトへの掲出
- ・ 高等学校、短期大学、専修学校への大学資料提供等などの広報活動

入学希望者専用ポータルサイトのユーザーの新規登録数は、毎年 8,500 人を超えており、令和 6 (2024) 年 5 月現在も 1,000 人を超えている。入学定員を充足させるために十分な入学検討者が本学に関心を寄せていることがわかる。

情報マネジメント学部においては、開設年度の平成 30 (2018) 年度から令和 4 (2022) 年度までの 5 年間の情報マネジメント学部情報マネジメント学科の入学志願状況および在籍者数の実績に基づき、情報マネジメント学部情報マネジメント学科の志願者数が年々大きく増加している実績を鑑みて、令和 6 (2024) 年度以降は 1 年次入学定員を 400 人から 850 人へ、3 年次編入学定員を 200 人から 300 人へ、収容定員を 2,000 人から 4,000 人へとそれぞれ増員する学則変更の申請を行い、認可されている。建学の理念及び教育目的に基づき、多様な学習者に広く開かれた形で教育機会を提供するために、入学定員数と収容定員数の関係について全体の適正化を図るために学則変更申請を行っている。令和 6 年度に定員変更した理由は、令和 3 (2021) 年度の大幅な志願者数の増加が一過性のものではないことを確かめるために令和 4 (2022) 年度、令和 5 (2023) 年度の 2 年間の志願者数の状況を踏まえたうえで定員変更を行う計画であったが、令和 4 (2022) 年度及び令和 5 (2023) 年度におい

ても、志願者数が大幅に増加したため、適正な定員管理の観点から、予め大学ホームページや募集要項で告知した上で、やむを得ず1年次入学の出願受付を12月で終了しており、令和6(2024)年度においても同様の傾向があると確信したためである。結果として、令和6(2024)年度春入学は847人、入学定員充足率0.99倍の入学者数となっている。

令和3(2021)年度は、入学定員充足率2.06倍となっているが、理由として、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点からオンライン教育に対する注目度が増したことを契機に本学においても予想を超えた多くの志願者数となり、本学として通信教育課程の学生募集に関する実績がない状態で入学定員管理を実施してきたことが原因である。この内容を踏まえて、令和4(2022)年度以降の入学者選抜の適切な実施に向けて、アドミッション・センターにおいて入学定員の管理方法の見直しを図った結果、令和4(2022)年度は1.29倍、令和5(2023)年度は1.19倍となり、適切な学生受入れ数を維持できている。

人間福祉学部人間福祉学科においては、開設年度の平成30(2018)年度から過去7年間適切な学生受入れ数を維持できている、今後も継続していく。

在籍学生数の状況について、令和6(2024)年5月1日時点で情報マネジメント学部情報マネジメント学科は収容定員2,550人に対し在籍学生数は3,427人となり、収容定員充足率は1.34倍、人間福祉学部人間福祉学科は収容定員2,000人に対し、在籍学生数2,426人となり、収容定員充足率は、1.21倍となった。以下の表に収容定員充足率の推移を示す。

【表2-1-3③】情報マネジメント学部情報マネジメント学科 収容定員充足率推移

(単位：人)

年度	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
収容定員	400	800	1,400	2,000	2,000	2,000	2,550
学生数	475	902	1,523	2,408	2,842	3,066	3,427
収容定員 充足率	1.18倍	1.12倍	1.08倍	1.20倍	1.42倍	1.53倍	1.34倍

【表2-1-3④】人間福祉学部人間福祉学科 収容定員充足率推移

(単位：人)

年度	平成 30年	令和 元年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年
収容定員	400	800	1,400	2,000	2,000	2,000	2,000
学生数	367	670	1,167	1,500	2,086	2,370	2,426
収容定員 充足率	0.91倍	0.83倍	0.83倍	0.75倍	1.04倍	1.18倍	1.21倍

先に述べたとおり、情報マネジメント学部情報マネジメント学科は、令和4(2022)年度から入学者選抜の適切な実施によって、入学定員に沿った適切な学生受け入れ数を維持してきているが、在籍学生数の観点では1.30倍を超えている状況である。これは5年次以降の学生が715人在籍しており、在籍学生数の20.9%の割合を占めていることが収容定員

充足率を高めている原因といえる。この理由として、①本学の在籍可能期間が最大8年間であること、②半数以上を占める社会人学生が自身のペースで学習していること、③学費が安いことが挙げられる。

本学は5年次以降の学生も対象に、学生一人ひとりに専任教員のアカデミック・アドバイザーと履修相談できる体制を整備しており、卒業までの道筋を一緒に検討できるようにしている。また、教務委員会と連携しながら、在籍年限までに必要な単位を算出し、履修ペースに遅れがある学生に対し履修を促すメッセージを発信しており、学生一人ひとりが自身の学習ペースで卒業できるように支援する仕組みを整備している。

令和7(2025)年度に本学で初めて在籍年限8年目を迎えるため、在籍状況の実態を踏まえながら上記の指導体制を継続し、卒業までの道筋を指導することを通じて、収容定員超過の是正に努めていく計画である。

人間福祉学部人間福祉学科は、令和6(2024)年においても収容定員充足率が1.21倍となるため、正常な範囲であるが、情報マネジメント学部情報マネジメント学科と同様、5年次以降の在籍学生数の関係から、収容定員充足率が増加傾向となっているため、同様の対策を講じ、学生一人ひとりが自身の学習ペースで卒業できるように支援していく。

(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）

引き続き2-1-③の「入学者獲得のための施策」で挙げた大学ホームページの整備やWEB広告の適正化などに継続的に取り組み、入学者の確保を図っていく。また、入学定員及び収容定員の管理については、以下の施策を実施することで適切に在籍学生を確保していく。

入学者選抜においては、令和7(2025)年度も令和6(2024)年度と同様に、予定する入学者数は入学定員の1.2倍とし、令和4(2022)年度の計画時の辞退率（辞退者数／合格者数）7.8%を考慮した合格者数を目標として計画する。

在籍学生管理においては、5年次以降の学生を対象に令和7(2025)年度の在籍年限8年目の在籍状況の実態を踏まえながら、アカデミック・アドバイザーによる履修相談及び教務委員会と連携した指導体制を継続し、卒業までの道筋を丁寧に指導することを通じて、収容定員超過の是正に努めていく。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

(1) 2-2の自己判定

「基準項目2-2を満たしている。」

(2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

本学の学修支援は、大学全体、各学部の教育目的の達成に向けて、教員・職員が協働しながら取り組む点に特徴があり、教務委員会を始め、各委員会には教員のほか職員が配置され、学修環境の制度的な整備や学修支援に係る施策等、学生支援体制の整備・改善を行

っている。教員の教育活動を支援するために、負担が大きいレポートの採点業務や面接授業(スクーリング)及び学外の臨地実習の授業支援・学修支援については、TA を適切に活用しながら運用している。レポート等の採点業務等については、科目担当教員の指示のもと、学生の履修人数に応じて、必要な人数を配置し、定められた採点基準に則り採点支援を行っている。また、面接授業(スクーリング)及び学外の臨地実習においては、人間福祉学部の会議体となる実習委員会が主体となって、教員(専任教員・非常勤講師)・担当職員・学部の助手、TA と連携して、授業運営に必要な業務を整理し、各担当が適切な役割を担うことで学生の学修活動をスムーズにし、教員の負担軽減を図っている【資料 2-2-1】。

また、学生生活全般を支援する受付窓口として、職員で構成されたキャンパス・サポートセンターを設置し、大学生活に関する学生窓口として機能させている。学生は学生生活で何か問合せや相談、要望がある場合は、本学のポータルサイトである「アットキャンパス (@CAMPUS)」の問合せフォームや電話で窓口に関わらせる。授業内容に関する質問や履修方法、システムに関すること、学費に関すること、証明書発行に関することなど、様々な問合せがくるため、キャンパス・サポートセンターで内容を精査し、然るべき部署と連携しながら学生の問合せ対応を行っている。

学修支援及び授業支援に関しては、教務担当職員と問合せ内容を共有しながら運営を行っており、学生から授業内容、シラバスに関する相談や質問を受けた場合、キャンパス・サポートセンターから科目担当教員及び配置された TA へ確認の上、回答している。

また、履修に関する相談の場合は、履修上の助言および相談を行うため、専任教員がアカデミック・アドバイザーとして学修の指導を行っている。学生からの履修内容や卒業までの履修計画に関する相談や質問を受けた場合、アカデミック・アドバイザーへ確認の上、回答している。学生の相談内容に応じて、それに相応しい教員から直接指導を受けられるよう誘導している。

退学や休学の申し出があった学生に対しては、アカデミック・アドバイザーがその理由を聴取するとともに相談に応じ、経済的理由の場合は、キャンパス・サポートセンターと連携し、授業料免除制度、各種奨学金制度の紹介を行い、心身に関する理由の場合は、スクール・カウンセリングでの相談を勧めるなどの支援を行っている。

開学した平成 30(2018)年度から、各学期末に学生による授業評価アンケート(オンライン)を実施している。個々の教員の授業改善に向けた努力を支援することを目的とするものである。平成 31(2019)年 3 月より、毎年学生生活全般に係る学生アンケートを実施しており、そのなかで、キャンパス・サポートセンター、学習管理システム、目標の達成度や満足度に対する意見を汲み上げている。学生アンケートは、選択式の設問をはじめ記述式の設問を設けることで、具体的な要望をもとに、改善施策を検証の上、計画的な改善へ繋げるための体制を構築している。【資料 2-2-2】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-2-1】 TA 役割分担表

【資料 2-2-2】 授業評価アンケート

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

TAは、原則的に担当教員と同じ分野を専攻する学士号取得者もしくは同等程度の者であって、学習者への指導を教員と相互に補完しあえる人物を採用する方針で各科目に配置している。就任時及び授業運営期間中には定期的に研修を行いTAによって指導の質に差が生じないように努めている。開講科目にはTAを配置しており、学生からの質問に対して原則48時間以内(日・祝日を除く)に1次回答する仕組みとしている。科目の履修人数の多寡に応じて、学生指導に問題がないようTAの稼働時間を考慮した契約を結んでいる。【資料2-2-3】

本学は全学的に専任教員が相談を受けるオフィスアワー制度を設けている。オフィスアワーは、各教員が曜日・時間・手段を予め本学ポータルサイトにて周知している。連絡手段としては、「電話」「Microsoft Teams」「対面」等のいずれかの指定された方法で行うことにしており、学生はアカデミック・アドバイザーだけでなく、どの教員とも直接相談できる。オフィスアワーにより、学修の仕方など学生の持つ諸問題へ対応でき、また各教員の専門分野を深く教えることで、学生生活を送る上での不安などの解消にも努めている。なお、教員はオフィスアワーの時間帯以外でも、可能な時に随時相談を受けている。

各学期の履修登録期間においては、オンラインでの履修相談会の機会を設けている。学生はアカデミック・アドバイザーだけでなく、どの教員とも直接相談できる。1学期は在学生に加え新入生が初めての履修登録になるため約1週間実施、2・3・4学期は各1日(10:00～18:00)実施し、社会人学生も参加できる時間帯を設定することで、学生が卒業に向けた履修計画を立てられるようサポートを欠かさないようにしている。【表2-2-2】

【表2-2-2】履修相談会 学生参加実績数

(単位：人)

学期	1学期		2学期		3学期		4学期		小計		合計
	情報	人間	情報	人間	情報	人間	情報	人間	情報	人間	
令和3年	189	195	29	38	30	64	28	34	276	331	607
令和4年	266	417	44	60	45	63	51	46	406	586	992
令和5年	169	288	28	62	48	68	23	41	268	459	727
令和6年	176	256	—	—	—	—	—	—	—	—	432

障害のある学生への配慮については、全学組織となる学生支援センターが主体となって合理的配慮を検討する体制としている。学生支援センターは、両学部の専任教員、担当職員で構成されている。また、精神の障害に関する相談の専門家として人間福祉学部の精神保健福祉の資格を有する専任教員を配置している。本学は学生からの相談窓口を設けており、学生は相談窓口自身に自身の症状や大学への要望を伝え、学生本人に承諾を得たうえで、学生支援センターで合理的配慮事項を協議する流れとなる。また、ガイドラインを大学ポータルサイトに周知しており、合理的配慮に関する事項を共有している。【資料2-2-4】

入学前に障害に関する相談があった場合、本人に承諾を得たうえで、アドミッション・センターから学生支援センターに必要な情報を共有し、内容によって関係部署と連携し、本学で対応可能な合理的配慮について検討し、入学前に回答している。

入学後についても同様の流れとなるが、入学前及び入学後の相談内容や合理的配慮事項については、アカデミック・アドバイザーにも共有し、教員が学生への対応で苦慮しないような仕組みを構築している。

上記の体制を構築し、運営していく中で蓄積された相談内容、合理的配慮事項については学生支援センターで内容を精査したうえで、ノウハウを蓄積している。また、他教職員に対しては対応事例集としてまとめ、全教職員が出席する拡大支援センターの会議にて内容を共有し、障害のある学生への配慮に関する知識を向上させる取り組みを行っている。

【資料 2-2-5】 【資料 2-2-6】

学生の退学、休学等への対応については、単位修得状況を迅速かつ確実に把握するために「教務管理システム」より、全学生の単位修得状況をデータ化している。アカデミック・アドバイザーは、担当学生の単位修得状況を本学独自の学習管理システム（LMS [Learning Management System]）で確認することができ、単位修得率の低い学生を抽出し、早期に対応することができる。単位修得が一定水準以下の学生については、アカデミック・アドバイザーが必要な履修指導を行うこととし、キャンパス・サポートセンターからもポータルサイトやメールを通じて、定期的に学生に連絡を行っている。

本学は、職業等を有しながら学修を希望する社会人の学修需要を鑑み、標準修業年限（4年間）を超えて履修し、学位を取得できるよう長期履修することを認め、在学最長年限も8年間と学則に定めている。学生によっては、必ずしも4年間で卒業したい人だけでなく、5年間、6年間、7年間などじっくり自身のペースで学修していくことを希望している人もいる。退学・除籍を防止するための学修支援については、アカデミック・アドバイザーとキャンパス・サポートセンターが連携しながら、受講を中断している学生へ随時ポータルサイトを通じてフォロー連絡やアカデミック・アドバイザーからオフィスアワーの呼びかけを行っている。キャンパス・サポートセンターは、学生個々の事情を勘案しながら対応することはもちろん、引き続きノウハウを蓄積しながら、できる限り就学離脱者を減少させるよう努めている。

学生の中途退学の理由については、キャンパス・サポートセンターが毎年度集計しており、退学理由を分析しながら学生の学習意欲を高める対策を講じている。退学理由は、「他の教育機関への入学・転学」が最も多く（20%）、次いで「修学意欲の低下」（17%）、「学生個人の心身に関する事情」（10%）、「家庭の事情」（10%）という結果になっている。最近の傾向として、若年層の入学割合が高まっており、それに伴い若年層の退学率が高まっている傾向にあるため、退学理由で2番目に多い「修学意欲の低下」の対策の一環として、入学前の2月、3月頃にアドミッション・センターと教務委員会主催で「入学前ガイダンス」をオンラインで開催し、入学後に新生がスムーズに学修に取り組めるようなイベントを企画し実施している。入学前ガイダンスには、在学学生や卒業生も招いて、大学生活に関することや学修方法、大変なこと、楽しいことなどの共有、在学学生からのよくある質問に対する回答等を説明する場として実施している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-2-3】 指導補助者(TA)用業務マニュアル

【資料 2-2-4】 東京通信大学 障害のある学生への就学支援に関するガイドライン

【資料 2-2-5】東京通信大学 学生支援センター規程

【資料 2-2-6】拡大学生支援センター議事録

(3) 2-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学は教職協働で学生への学修支援を行っており、平成 30(2018)年度の開学時から体制や仕組みを構築してきた。教員の授業準備支援やレポートや面接授業等の支援も実施していることに加え、大学生活を送るうえで学生の困りごと（授業に関すること、履修相談、障害に関する相談等）をキャンパス・サポートセンターで一元管理し、問合せや相談内容によって関係部署に申し送りし、然るべき部署で検討し対応する体制を今後も継続していく。また、中途退学の大きな理由の一つとなっている学修意欲の向上については、退学理由等の状況を分析し、関係部署を巻き込んで退学前に対策を打っていく。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1) 2-3 の自己判定

「基準項目 2-3 を満たしている。」

(2) 2-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

1)教育課程内の取り組み（キャリア教育科目）

教養教育科目の中にある「実務基礎」の中に、キャリア教育を目的とし、社会的・職業的実践力を伸ばす科目「キャリアデザイン」「アカデミックライティング」「プレゼンテーション」「ビジネスマナー」「ビジネスライティング」の 5 科目を開講しており、キャリア教育の充実に努めている。また、令和 6(2024)年度から教養教育科目に少人数制のオンラインゼミを開講する予定であり、より実践的な能力を身につけるためのプレゼンテーションスキル等を学ぶ科目も充実させている。【資料 2-3-1】【資料 2-3-2】

2)教育課程外の取り組み

教員と職員で構成された「キャリア・サポートセンター」を設け、就職を希望する学生への情報提供を中心に支援を行っている。また、メールでの問合せも受け付けている。

オンライン学習支援アプリ「@ROOM (アット・ルーム)」では、教員による「業界・業種・職種の紹介」や、「企業・団体の活動紹介」など、就職・転職時の職業選択などに役立つコンテンツを提供している。【図 2-3-1①】

就職管理システム「@CAREER (アット・キャリア)」には、企業・団体からの求人情報やインターンシップ、説明会、各種就職イベントの情報を掲載している。就職を希望する正科生は、「@CAREER (アット・キャリア)」へログインし、24 時間スマートフォンや PC を使用し、求人情報、インターンシップ情報の検索や応募が可能である。本学の在学学生は社会人が多く、就職を希望する学生が少数のため、新卒採用やインターンシップ参加に意欲のある学生については、上記就職管理システムの自主的な活用を促している。【図 2-3-1②】

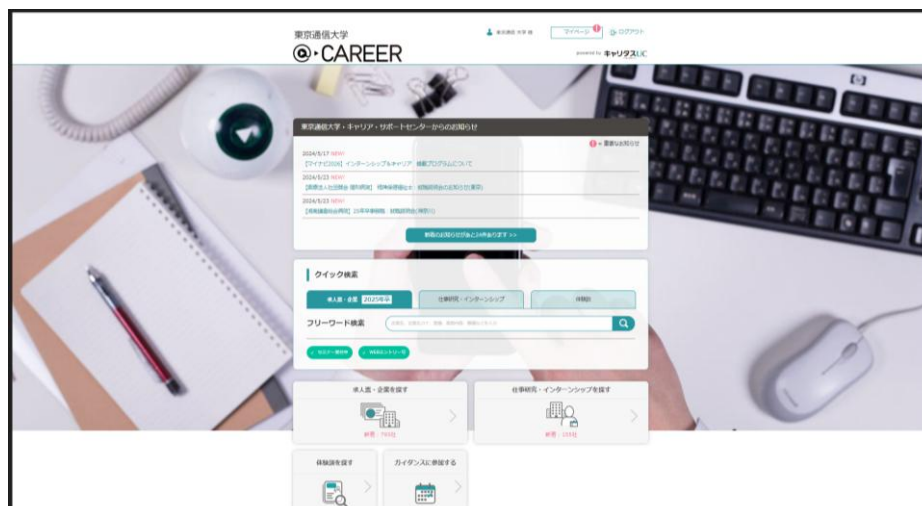
本学は前述の通り、社会人の学生が多く、就職希望者が少なかったため、就職サポートを中心に情報提供しているが、近年は徐々に若年層の在学生も増えていることから、令和4(2022)年度より大手就職サイトと連携し、就職活動を行う学生向けに年間4回の「就職ガイダンス」を開催している。4回のガイダンスでは、それぞれテーマを分けて実施し、令和5(2023)年度は、就職活動の基礎を学ぶ「就職ガイダンス」、面接や筆記試験対策を学ぶ「ES・面接・筆記試験ガイダンス」、就職活動開始直前の準備や心構えについて学ぶ「就活直前ガイダンス」、低学年向けに将来の就職活動の知識を学ぶ「キャリアデザイン・インターンシップガイダンス」の4つを開催した。各回において、20代の在学生を中心に、平均15名程度の学生が参加している。

また、本ガイダンスの様子は、オンライン学習支援アプリ「@ROOM (アット・ルーム)」でアーカイブ動画として配信され、在学生は当該年度中であれば、何度でも繰り返し動画を視聴することが可能である。

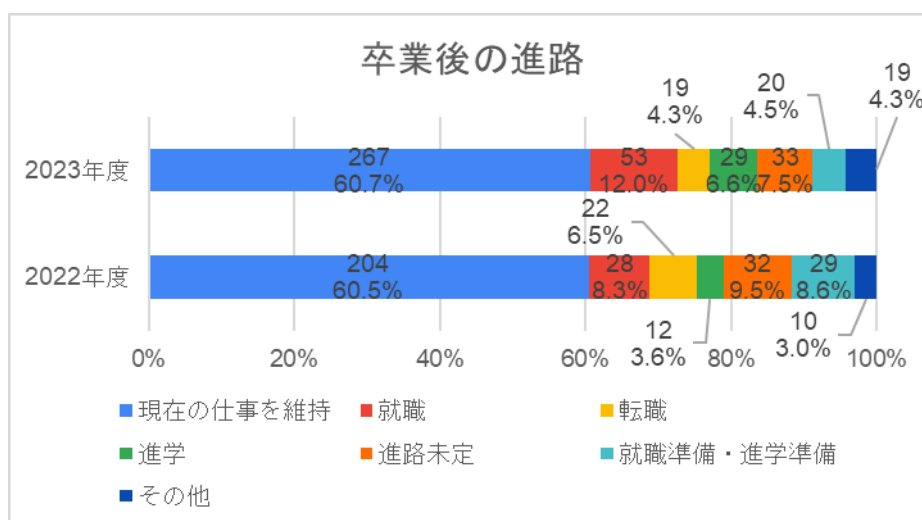
学生の進路に関する調査も行っており、令和5(2023)年度の卒業生に実施した調査では、卒業後の進路として社会人の「現在の仕事を維持」(60.7%)がもっとも多く、「就職」(12.0%)、「転職」(4.3%)、「進学」(6.6%)となっている。その他には、「定年退職」「留学」等があった。学生の多くが社会人ということもあり、回答者の約6割は「現在の仕事を維持」となり、「就職」「転職」の割合は1.5割程度と限られているが、引き続きキャリア支援体制の整備に努める必要がある。【図2-3-1③】



【図2-3-1①】 @ROOM 就職コンテンツ画面例



【図 2-3-1②】@CAREER Web ページ画面例



【図 2-3-1③】卒業進路届調査結果について

(3) 2-3 の改善・向上方策 (将来計画)

直近の令和 4(2022)年度、令和 5(2023)年度の卒業後の進路に関する調査では、約 6 割が「現在の仕事を維持」となっているが、「就職」「転職」については、令和 5(2023)年度において増加傾向にあることがわかる。

また、徐々に若年層の入学が増えていることもあり、今後は卒業後の進路希望に「就職」が増加することが予想されるため、学内での支援体制の強化、企業や団体と連携した支援体制の強化について検討・実施し、実績を積み重ねていくこととする。

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 2-3-1】2024 年度シラバス「キャリアデザイン」「アカデミックライティング」「プレゼンテーション」「ビジネスマナー」「ビジネスライティング A」「ビジネスライティング B」

【資料 2-3-2】 2024 年度シラバス「基礎ゼミ A」

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

(1) 2-4 の自己判定

「基準項目 2-4 を満たしている。」

(2) 2-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-4-① 学生生活の安定のための支援

本学では、学生生活をサポートする様々な環境・体制を整えている。(1) 学生生活全般については「キャンパス・サポートセンター」、(2) 履修する科目や履修計画の相談については「アカデミック・アドバイザー」、(3) 授業内容や予習・復習などの学修面については「科目担当教員」「指導補助者」がサポートしている。

キャンパス・サポートセンターの対応時間は、日曜・祝祭日を除く 10:00～20:00（10 時間）であり、正規の職員数は 4 人となっており、学生ポータル専用問合せフォーム、メール、電話のいずれでも問合せ可能な環境を整えている。

キャンパス・サポートセンターでは、入学時の本人確認、履修上の手続き、入学・卒業式等の大学行事の案内等、授業料納付、奨学金及び休・退学、転学部・転履修の手続き、各種証明書発行、成績の問合せ等、学生生活に係る各種相談・支援を行っている。学生からの相談内容は、すべて受付時間・内容等を記録・採番し、回答漏れのないよう管理している。キャンパス・サポートセンターの全体の問合せ数を見ても、学生数が年々増加しているものの、毎年度改善している FAQ 及び学生要覧によって、問合せ数は減少傾向にあり、本学のサポート体制が安定的に稼働していることを証するものである。職員は、定期的な振り返りを基に、次学期の計画に修正を加え、着実に改善充実させる体制を確保し、今日に至るまでの活動に繋げている。【表 2-4-1】

また、学生の心身に関する健康相談は心的支援として、「スクール・カウンセリング」を設けており、対人関係やこころの健康に悩みをもつ学生のサポートを行っている。学生の要望に合わせて、インターネット通話（Zoom）、対面での実施と選択できるようになっている。さらに、本学ではハラスメント相談窓口を設けており、アカデミック・ハラスメント、セクシャル・ハラスメント、LGBTIQ ハラスメント、パワーハラスメント等に応じるための窓口を設置している。相談を希望する学生は、「東京通信大学 ハラスメント防止に関するガイドライン」を確認の上、専用メールアドレスで問合せができるようになっている。【資料 2-4-1】【図 2-4-1①】

【表 2-4-1 問合せ件数】

種別	令和 3(2021) 年度	令和 4(2022) 年度	令和 5(2023) 年度
①各種相談・その他	5,558	4,044	2,035
②システム関連	3,278	3,625	3,159
③スクーリング・実習関連	218	298	312
④資格取得について（単位認定申請等）	154	434	599
⑤学費・奨学金について	786	1,130	1,169
⑥学籍・事務諸手続きについて	526	1,100	2,556
⑦学生生活について	73	36	220
⑧継続履修申請	470	635	381
⑨証明書申請関連	1,014	1,555	1,165
⑩学籍異動、WEB 本人確認	1,931	1,273	603
総数	13,998	14,139	12,201



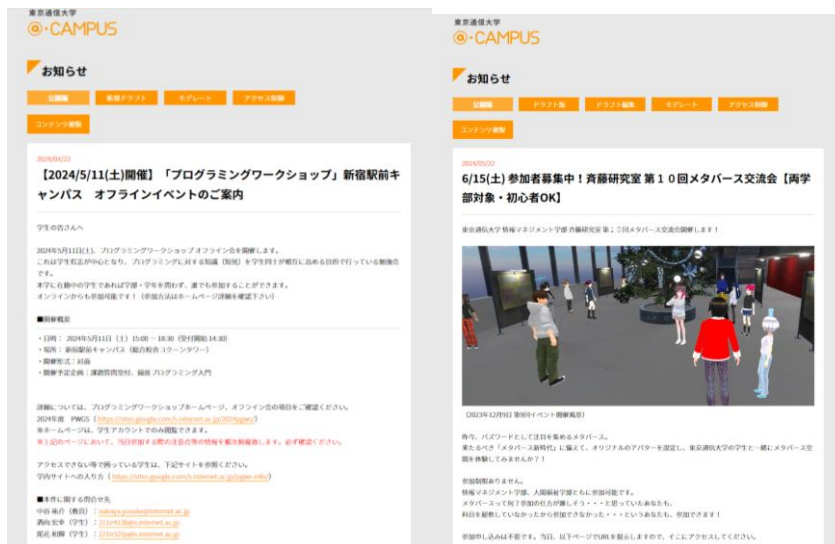
【図 2-4-1①】 @CAMPUS スクール・カウンセリング、各種窓口画面例

ボランティア活動等の課外活動を希望する学生のために、学生ポータルサイトにボランティア募集情報を掲載している。通信制大学ということもあり、教職員の引率などが行えないため、学生には十分な情報収集・計画を行なった上で、自分自身で安全を確保し、責任ある行動をとるよう呼びかけている。また、偶発的な事故に対応するため、ボランティア保険の加入を義務付けており、課外活動を含む学生生活における万一の事故等による傷害に対し備えている。【図 2-4-1②】



【図 2-4-1②】 @CAMPUS ボランティア活動画面例

新宿駅前キャンパスにおいて、各学部で実施している公開講座などについては、公式ホームページや学生ポータルサイト、教員から直接声がけするなどして紹介している。大阪駅前サテライトキャンパスでは、学生が主体となって、プログラミングワークショップを開催するなどの活動が行われており、大学側もこの活動を積極的に支援している。その他、本学の研究活動を一般にも広く周知するために、交流会やセミナーなどを行っており、参加者募集に協力することによって多方面からの申込み増加に努めている。【図 2-4-1③】



【図 2-4-1③】 @CAMPUS 活動画面例

学生に対する経済的な支援として、主として奨学金制度を活用した対応を行っている。独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）の奨学金制度を主に活用しており、給付、貸与共に JASSO 及び学内基準に基づく厳正な審査を行った上で推薦可としている。また、学内独自の制度として、向学心堅固な学生が、経済的事情により学業の継続を断念することを

防ぐため、奨学金を支給する「畠山奨学金」を設けている。本制度は経済的理由のために修学困難である、卒業前年次（3年次）に在籍し、翌年度最終学年（4年次）に進級予定の者を対象としている。

その他、大手銀行や信販会社との提携により、学期ごとの授業料の分割払いを可能とする「学費サポートプラン」、日本政策金融公庫の「国の教育ローン」も活用しており、経済的に困窮する学生及び保護者からの相談時に申込み案内を行っている。【資料 2-4-2】

更にインターネット学修の支援として、在籍中の学生であれば全員に、マイクロソフト社の Word、Excel、PowerPoint の最新版を無料で利用できるサービスの提供や、パソコン等を割安価格で購入可能な制度も用意している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 2-4-1】東京通信大学 障害のある学生への就学支援に関するガイドライン

【資料 2-4-2】2024 年度学生要覧（2018 年度～2021 年度入学者用）P. 83 「23. 学費サポート」
2024 年度学生要覧（2022 年度以降入学者用）P. 83 「25. 学費サポート」

(3) 2-4 の改善・向上方策（将来計画）

キャンパス・サポートセンターは、学生と大学の接点となる組織であり、安定した学生生活を保障するために重要な役割を担っているため、引き続き FAQ や学生要覧等の改善を行いながら、問合せ件数の削減とともに、学生生活の満足度をあげるための施策を検討していく。また、令和 6(2024)年度にチャットボットを導入する予定であり、学生が 24 時間 365 日問合せ可能な体制を構築するとともに、センターに対する問合せ件数を削減していく。また、入学する学生の意識が多様化している現状を認識・検証しつつ、適切な学生支援を心掛ける必要があるため、令和元(2019)年度から学生生活満足度調査を毎年実施しており、学生の要望や不満等を確認し、学生が必要としている支援の改善に取り組んでいく。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1) 2-5 の自己判定

「基準項目 2-5 を満たしている。」

(2) 2-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

本学は、大学通信教育設置基準第九条（校舎等の施設）及び大学設置基準第三十六条第 1 項に規定される校舎等施設の要件に準拠しながら、大学設置認可時の計画に沿って、東京（新宿）の施設を整備している。

東京通信大学

本学の新宿駅前キャンパスでは講義室を6室、演習室を5室配置し、一部対面授業が発生する社会福祉士コース及び精神保健福祉コースの演習等の授業、学生向けセミナーや学生の自主的な勉強会等での使用を認めるなどで活用している状況である。【資料2-5-1】
【表2-5-1①】 【表2-5-1②】

【表2-5-1①】 本学が設置する各室室名、室数

設置階	室名 (用途)	室数	面積 (計)
24 階	講義室	6	487.46 m ²
	学生控室	1	81.06 m ²
	学生自習室	1	81.61 m ²
	会議室	1	81.06 m ²
23 階	演習室	5	406.91 m ²
	共同研究室	1	81.09 m ²
	管理室	1	81.09 m ²
	教材作成室	1	81.82 m ²
	学長室	1	40.50 m ²
	書庫	1	40.54 m ²
22 階	総合資料室	2	37.58 m ²
21 階	研究室	1	243.41 m ²
	大講義室	2	428.84 m ²
廊下・便所等を含む合計面積			5289.15 m ²

【表2-5-1②】 本学が専修学校と共有施設

設置階	室名 (用途)	面積 (計)
15 階	保健室	37.39 m ²
6 階	大講義室 (調光室)	96.85 m ²
5 階	図書室、大講義室等	2126.45 m ²
4 階	会議室等	1926.02 m ²
3 階	会議室、大講義室等	2224.02 m ²
2 階	学生エントランス等	1129.15 m ²
1 階	来客応対用サロン等	867.97 m ²
合計面積		8407.85 m ²

【エビデンス集(資料編)】

【資料2-5-1】 校地校舎図面

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

紙媒体の蔵書に関しては、令和6(2024)年5月1日時点で、14,465冊(うち外国書:1,836冊)を配架している。開館時間は平日10時から20時30分まで、第2・第4土曜日10時から18時まで(第1・3土曜日、日、祝日は休館)である。

インターネットを活用してオンライン上で受講する本学の学生は、日本の全都道府県、更には海外にまで広範囲に在住するため、実際のところ、図書館に直接来館する学生は極めて稀である。このような状況下での図書利用促進のため、来館貸出のみならず郵送貸出も行っている。また、電子書籍「Maruzen eBook Library」、「日経BP記事検索サービス」、「JSTOR」、「ELDBアカデミック」、「情報学広場」を導入している。各種サービスの利用方法に関しては、図書システム「@LIBRARY」にて学生に案内している。【資料2-5-2】 【図2-5-2】



【図2-5-2】@LIBRARY 画面例

【エビデンス集(資料編)】

【資料2-5-2】2024年度学生要覧(2018年度～2021年度入学者用)P.90「25-5. 図書館利用案内」2024年度学生要覧(2022年度以降入学者用)P.89「27-5. 図書館利用案内」

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

本学校法人のすべての建物が新耐震基準を満たしている。建物外にはスロープを設置している他、建物内外の移動を円滑に行うためにエレベーターを設置している。障害者や高齢者に対するバリアフリー化への配慮も行っている。防犯対策としては、防犯カメラや電子錠を導入するとともに、警備会社と契約し、24時間機械警備を行っている。

災害や事故等による緊急事態が生じた場合の安全確保のための連絡体制やシステムも確立している。火災報知器や消火器の点検、教職員の避難訓練を定期的実施するよう努めている。

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

本学は、入学から卒業まで一切のスクーリングも必要としない（一部の教育課程を除く）インターネットを活用した通信制大学であるため、社会福祉士及び精神保健福祉士を除き1クラスの授業が教室の大きさによって制限されることはない。大学通信教育設置基準では、本学が該当する学部の種類で収容定員8,000人の場合、専任教員数は21人以上と定められている。令和6(2024)年度から収容定員2,550人の情報マネジメント学部では、本基準に従って21人以上の専任教員数を維持しており、教育効果を十分あげられるように、開講科目には教員のほかにTA（ティーチングアシスタント）を配置しており、収容定員2,000人の人間福祉学部においても、本基準に従って21人以上の専任教員数を維持している。

教室で行う授業のように、指定の曜日や時間に教員・TAが拘束されることはないが、代わりに指導の質を担保するための基本ルールとして、学生からの質問に対して教員・TAは原則48時間以内（日・祝日、大学が定める休日を除く）に回答することを業務ガイドラインに定め、運用している。授業には原則として1人以上のTAを配置している。

(3) 2-5の改善・向上方策（将来計画）

インターネットを活用した通信制大学である本学では、学習管理システムの環境整備が重要な項目の1つである。令和6(2024)年度には収容定員増加を行なっており、新規科目追加等を見据えたシステム増強を進めている。その一環として、チャットボットを導入する。その他、ネットワーク増強、外国語対応等のアプリ開発を行う事により、国内外の学生から問い合わせを24時間受け入れる学生支援体制の構築を図る。さらに、学生自身が情報技術を扱うための環境構築や学習継続率を高める仕組み、社会人受け入れをスムーズに実施するための環境の整備を行う。

授業を行う学生数の適切な管理に関しては、在籍学生数が増加していることから、引き続き授業評価アンケートの「対応の適切さ」に関する評価結果にも留意しながら、教育効果を担保できるよう適切な教員・TA配置の維持に努める。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1) 2-6の自己判定

「基準項目2-6を満たしている。」

(2) 2-6の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

本学では、オンラインにて「授業評価アンケート」を年4回、「学生アンケート」を年1回実施している。個々の教員の授業改善に向けた努力を支援することを目的とするものである。平成31(2019)年3月より、毎年学生生活全般に係る学生アンケートをキャンパス・サポートセンターが実施しており、そのなかで、キャンパス・サポートセンター、学習管理システム、目標の達成度や満足度に対する意見を汲み上げている。学生アンケートは、選択式の設問をはじめ記述式の設問を設けることで、具体的な要望をもとに、改善施策を検証の上、計画的な改善へ繋げるための体制を構築している。【資料2-6-1】

アンケート以外に、キャンパス・サポートセンターへ学生からの意見・要望が日々寄せられるため、内容を精査し、適切な部署・委員会に共有し改善を図っている。例えば、オンライン教材特有の事象（音声不調、文字化け等）に関する意見は担当部署で確認するフローを構築している。

【資料2-6-2】

【エビデンス集(資料編)】

【資料2-6-1】 授業評価アンケート

【資料2-6-2】 学生アンケート

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生のメンタルケアについては、2-4-①で述べている通り、学生の心身に関する心的支援として、「スクール・カウンセリング」を設け、対人関係やこころの健康に悩みをもつ学生のサポートを行っている。

障害のある学生から受講環境等についてヒアリングした内容を学生支援センターで検討し、障害の程度・種類に応じ、受講時及び単位認定試験時には特別考慮措置（合理的配慮）を講じるとともに、授業運営上のサポート、各部署のサポート体制の留意点等課題を整理し、順次改善に取り組んでいる。

また、令和4(2022)年、向学心堅固な学生が、経済的事情により学業の継続を断念せざるを得ない場合に、奨学金を支給することにより、学業を継続・成業させ、人材育成に寄与することを目的として「畠山奨学金」を発足し、各学部から最大2人を採用している。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

キャンパス・サポートセンターでは、学習管理システム（LMS〔Learning Management System〕）等の操作に関する技術的なサポートも行っている。システム操作に関することは、キャンパス・サポートセンターに相談することになっている。学生からの相談や質問を受けた場合、システム担当者へ確認の上、回答している。

学生からの主な相談内容は、授業コンテンツの視聴や、ソフトウェア、顔認証の不具合、学生ポータルを使い方等である。学生ポータルに、マニュアル等の資料を掲載し、必要に応じ操作方法等を確認できるようにしている。技術的なトラブル集としては、「よく

ある質問」(FAQ)を随時更新しながら掲載し、受講条件や事前確認事項も資料として提供している。学習管理システム(LMS [Learning Management System])の機能の追加や更新がなされた場合は、運用開始に先立ち、速やかに関連マニュアルを更新し、学内連絡用の掲示板等に告知している。【図 2-6-3】



【図 2-6-3】 @CAMPUS キャンパス・サポートセンター画面例

(3) 2-6 の改善・向上方策 (将来計画)

履修者に対して実施している「授業評価アンケート」、全学生に対して実施している「学生アンケート」等により、学生からの意見を汲み上げながら、学修支援及び授業支援の体制を充実強化した結果として、学生満足度 (95.6%)、学修継続率 (96.3%) (初年度 2 学期目の履修継続率) の維持に繋がっている。しかしながら、令和 4(2022)年度は、1 年次の進級率が 83.6%と数値が落ち込んだため、退学・除籍を防止するための学修支援を行い、令和 5(2023)年度の進級率が 84.0%に向上している。引き続き、学生が学修意欲を維持できるよう努める。また、本学では学外の奨学金制度とは別に、令和 4(2022)年度より、「畠山奨学金」の発足、令和 5(2023 年度)年度より「夢を夢で終わらせない支援金」もスタートしている (令和 5 (2023) 年度実績 1 名採用)。これにより、学業の継続を断念せずに、卒業後も夢や目標へのチャレンジを支援する。

【基準 2 の自己評価】

基準 2 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

学生の受け入れは、「建学の理念」や「教育目的」に則り策定したアドミッション・ポリシーに沿って、入学者選抜などを公正かつ適正な体制で実施している。学修支援は、教職協働で整備し、キャンパス・サポートセンターをはじめ、TA や科目担当教員が掲示板や個別相談に応じる環境を整えている。また、障害のある学生への支援、オフィスアワー制度、中途退学・休学への対応は個別に対応している。キャリア支援は、就職管理システム「@CAREER (アット・キャリア)」において、求人情報やインターンシップ、説明会、各種就

職イベントの情報をタイムリーに掲載し、若年層の在学生向けに大手就職サイトと連携し、年間4回の「就職ガイダンス」を開催するなど支援体制を整備している。学生サービスは、学生生活全般をキャンパス・サポートセンターがサポートし、その他奨学金などの経済的な支援をはじめ、メンタルケアやハラスメント相談窓口などを整備している。学習環境の整備は、学習管理システムの環境整備をはじめ、図書館の郵送貸出、電子書籍の導入などで整備を行っている。学生の意見・要望への対応は、学期末と年度末に行うアンケートを分析・検証を行い、対応としてマニュアルの整備や学生への告知を行っている。その結果、直近3ヵ年において、学生アンケートにおける学生満足度については、令和3(2021)年度91.8%、令和4(2022)年度93.6%、令和5(2023)年度95.6%と向上している。

基準 3. 教育課程

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1) 3-1 の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」

(2) 3-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学のディプロマ・ポリシーは、「建学の理念」及び「学則」第 4 条 2 項を踏まえて、大学全体と学部ごとに策定され、全学生に配布している学生要覧に掲載するとともに、大学ホームページに公開し広く周知している。その他にもアカデミック・アドバイザーが各学生に対する履修指導や授業開始時のオリエンテーション等においてその趣旨や内容を周知することとしている。また、初年度の必修科目である「アカデミックリテラシー」の授業において、本学の三つのポリシーについて講義を行っており、学生の理解度の確認及び理解を促進するために確認テスト及び令和 4(2023)年度から受講した学生を対象にアンケート調査を行っている。各学部のディプロマ・ポリシーは、以下のとおりとなる。

【資料 3-1-1】 【資料 3-1-2】

【東京通信大学 ディプロマ・ポリシー】

- (1) 時代が求める教養を兼ね備え、社会的課題を発見し解決に向けて積極的に取り組むことができる。
- (2) 他者に対する共感的姿勢を持ち、協働して課題に取り組むことができる。
- (3) 自らの専門知識や技術を深化させながら、その隣接分野に視野を広げていくことができる。
- (4) 情報技術を効果的に活用して職種横断的な調整力を持つ。

【情報マネジメント学部情報マネジメント学科 ディプロマ・ポリシー】

- (1) 21 世紀の情報化社会の進展を見据え、社会構造や制度、政治経済、文化、社会問題、今日的課題等を射程に収めた、多角的・俯瞰的な視座を有する。(教養)
- (2) 情報技術を用いながら、経済や企業組織等の複雑な事象を追究・分析する思考能力をもち、情報技術と社会を架橋できる人材としての役割を發揮できる。(情報判断力)
- (3) 社会の情報技術基盤の構築・維持に必要な知識を習得し、経営課題の分析や顧客の要求を満たす能力を有する。(専門性)
- (4) ビジネスや経営に必要な基礎的知識やスキルを身につけ、企業や組織でリーダーシップを發揮できる。(調整力)

- (5) 情報技術をビジネスや経営の現場に適用して、情報マネジメント、人材マネジメント、データ・情報分析、マーケティングなど、日進月歩の情報革新に対応した形でのビジネススキルとして発揮できる。(応用力)

【人間福祉学部人間福祉学科 ディプロマ・ポリシー】

- (1) 人間の生活を支える社会構造や制度、政治経済、文化・社会問題、今日的課題等を射程に収め、個別の問題を地域・社会の問題として分野横断的・包括的にとらえる能力をもつ。(教養)
- (2) (2) 情報技術を効率的に活用して、地域や世帯・個人単位で複合・複雑化した課題を的確に把握し、分析する能力をもつ。(情報判断力)
- (3) (3) 社会福祉の専門的知識を習得し、自己分析・自己点検しながら支援者が直面する課題を明確にして相談援助を行う能力をもつ。(専門性)
- (4) (4) 医療的ケアと福祉サービスの要支援者や、その家族に対する共感的姿勢を持ち、多様な分野の支援者と連携し協働する能力をもつ。(調整力)
- (5) (5) 保健・医療分野における知識・技術を積極的に吸収し、自身の専門領域に活用する能力をもつ。(応用力)

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-1-1】 東京通信大学 ホームページ(3つのポリシー)

<https://www.internet.ac.jp/public/policy/>

【資料 3-1-2】 東京通信大学 学則第4条2項

**3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、
修了認定基準等の策定と周知**

単位認定基準は、「学則」第30条及び「東京通信大学 科目履修規程」に基づき、評価の方法・基準等について、シラバスにおいて適切に明示され、その評価基準に従って各授業科目の成績評価を実施している。また、成績等の表示及び成績評価基準については、「学生要覧」において学生に周知している。そのほか他学部の専門科目の履修については、20単位まで卒業単位として認定(3年次編入学生は卒業に必要な単位として含まれない)している。また、他大学等との単位互換については、「学則」第31条により60単位を限度として卒業要件となる単位として認定している。更に入学前の既修得単位の認定については、「学則」第33条により、編入学・転学の場合を除き、第31条及び第32条によりみならず単位数と合わせて60単位を超えないものとしている。 【資料 3-1-3】 【資料 3-1-4】

【資料 3-1-5】 【資料 3-1-6】 【資料 3-1-7】

本学は社会人学生が多く在籍し、仕事をしながら就学しているため、学生自身のペースにあった履修計画を推奨している。「学則」第8条においても、修業年限を4年、在籍期間を8年までとしており、最低履修単位数の設定や留年はなく、毎年度進級することになる。学生は在籍期間8年の間に、所定の卒業要件を満たすようにアカデミック・アドバイザーと相談しながら計画的な履修を行うようにしている。

卒業認定基準は、「学則」第 35 条において定められた期間の在学、所定の条件を満たして 124 単位以上を修得した学生を教授会の意見を聴いた上で、学長が卒業を認定する。なお、「学則」第 38 条 1 項では早期卒業についても定めており、本学に 3 年以上在学し、卒業要件の単位を優秀な成績で修得したと認められる場合には、早期卒業をすることができるとしている。【資料 3-1-8】

また、新入生と在校生それぞれに「オリエンテーション教材」を作成し、新年度が始まる 3 月末から配信している。ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準や進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の説明の他、新入生のオリエンテーションでは、大学生活を送るための基本的な内容を含んでいる。教務委員会が視聴管理を行い、アカデミック・アドバイザーと連携してメール等を通して全学生が視聴するように周知し、令和 6(2024)年度の新入生では 92%以上の学生が視聴している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-1-3】東京通信大学 学則第 30 条

【資料 3-1-4】東京通信大学 科目履修規程

【資料 3-1-5】2024 年度シラバス(例)「アカデミックリテラシー」

【資料 3-1-6】2024 年度学生要覧(2018 年度～2021 年度入学者用) P. 49 「9-1. 成績評価」

2024 年度学生要覧(2022 年度以降入学者用) P. 46 「9-1. 成績評価」

【資料 3-1-7】2024 年度学生要覧(2018 年度～2021 年度入学者用) P. 31 「5-7. 他学部履修」

2024 年度学生要覧(2022 年度以降入学者用) P. 29 「5-6. 他学部履修」

【資料 3-1-8】卒業要件

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

単位認定基準は、各科目のシラバスの「成績評価の方法」に則り、各科目担当教員が成績を確定し、管理部にて教務管理システム上で最終確定を行い、オンライン学習支援システム@ROOM で学生に通知している。本学では、授業の各回の最後に実施する小テストと学期末に実施する単位認定試験の組合せを基本としている。単位認定試験に関しては、授業回受講率が 66%以上を超えた学生のみ受験することができるという基準を設定しているため、各学生の受講管理も厳格に行っている。また、単位認定試験の成績発表後に「成績調査(不服申し立て)」の申請を受付けており、成績評価の過程での誤りの有無を調査し、学生へ回答している。尚、成績評価については、学則第 30 条及び「東京通信大学 科目履修規程」に従い、各科目において厳格な成績評価を実施している。【資料 3-1-9】【資料 3-1-10】【表 3-1-3】

本学は社会人学生が多く在籍するため、進級基準を設けず、修業年限 4 年、在籍期間 8 年までの間に学生のペースで卒業に向けて学修することを推奨している。修業年限を超えた学生については、卒業までの残りの単位数を確認しながら、在籍期間内に卒業できるようにアカデミック・アドバイザーが指導する。また管理部でも学生の修得単位数を管理し、

在籍期間中の卒業が難しくなりそうな学生に関しては、個別にメッセージを送り、履修計画を確認するように通知している。

卒業認定については、「学則」に定められた卒業判定基準に基づく卒業判定に関する資料を管理部で作成し、各学部の教授会にて卒業判定会議を開催し、卒業要件を満たしているかの最終判定を行い、学長が決定している。

【表 3-1-3】成績等の表示および成績評価基準＞

評価		評点 ※評点は 100 点を満点とする	Grade Point		成績証明書 への記載
合格	S	90～100 点	総履修単位数 として分母の 計算基礎にな る	4.0	あり
	A	80～89 点		3.0	あり
	B	70～79 点		2.0	あり
	C	60～69 点		1.0	あり
不合格	F	0～59 点		0.0	なし
認定	N	申請後、本学の単位として 認定したもの	-	対象外	あり
免除	M	実習免除科目	-	対象外	なし
保留	G	成績を保留にしている状態	-	対象外	なし

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-1-9】2024 年度シラバス(例)「アカデミックリテラシー」

【資料 3-1-10】2024 年度学生要覧 (2018 年度～2021 年度入学者用) P. 51 「9-1. 成績評価 (成績調査 (不服申し立て))
2024 年度学生要覧 (2022 年度以降入学者用) P. 49 「9-1. 成績評価 (成績調査 (不服申し立て))

(3) 3-1 の改善・向上方策 (将来計画)

全学、学部・学科のディプロマ・ポリシーは社会情勢の変化や社会ニーズに鑑みて定期的に確認し、継続して見直しを図っていく。学生がディプロマ・ポリシーを正しく認識できるよう、周知の仕方や各科目履修におけるディプロマ・ポリシーの位置づけを明確にするなど改善・向上を図っていく

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1) 3-2 の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」

(2) 3-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学の「カリキュラム・ポリシー」は、「建学の理念」及び「学則」第1条に規定された「目的」を踏まえて、学部学科ごとに策定された「ディプロマ・ポリシー」に基づき策定されており、「ディプロマ・ポリシー」を達成するための教育課程の編成、具体的な教育内容・方法を定めている。「カリキュラム・ポリシー」は、「ディプロマ・ポリシー」と同様に全学生に配布している「学生要覧」に掲載し、大学ホームページより情報公開され、広く周知されている。【資料 3-2-1】 【資料 3-2-2】 【資料 3-2-3】

【東京通信大学 カリキュラム・ポリシー】

- (1) 初年次において幅広く学び、興味と関心のある領域を多面的視点で認識させる。
- (2) 論理的で分析的な思考力・研究力の養成を目指して、今後の学修に必要な基礎学力を向上させ、調査研究の方法を教授して知的基盤を形成する。
- (3) 情報分野、福祉分野及び関連する隣接分野にわたる問題意識を深める。

【情報マネジメント学部情報マネジメント学科 カリキュラム・ポリシー】

- (1) 大学入学初年次に専門教育の基礎を学ぶことを通じて、段階的に学修を積み重ねられるようにする。情報技術は日々変化するため、基礎となる知識や概念の理解を通じて新しい技術の習得や応用技術を身につけ易くする。（専門基礎）
- (2) 教養教育科目の履修を通じて、論理的で分析的な思考力・研究力を養うべく、今後の学修に必要な基礎学力を向上させるほか、調査研究の方法を指導して、学修者の知的基盤を形成する。（教養）
- (3) 情報学及び隣接領域科目の講義及び演習科目の履修を通じて、情報学の知識と技能を身につけると同時に、社会における情報技術の役割を学修する。（情報技術）
- (4) 専門教育科目の履修を通じて、情報技術やビジネスに関する知識を修得する。情報やビジネスに関する最新の技術・実務についても取り上げ、実社会に及ぼす影響についても理解させることで、現代社会に参画する態度を育成する。（社会の理解と調査）
- (5) 情報技術やマネジメントの知識を特定の企業や職業で利活用するだけでなく、社会や経営、ユーザーや運用管理者など、幅の広い視点を養う。（マネジメント）

【人間福祉学部人間福祉学科 カリキュラム・ポリシー】

- (1) 教養の涵養を目的として、大学入学初年次に、教養教育科目の履修を通じて、論理的に分析するための基本的な思考能力を育成するとともに、情報技術の基礎知識を含めた多様な分野・領域を広く学修できるようにする。(教養)
- (2) 教養教育及び保健・医療・福祉に関わる科目の履修を通じて、利用者ニーズ・福祉サービス等の情報を的確に判断する能力を養い、今後の学修に必要な基礎学力を向上させる。(人間福祉基礎力)
- (3) 専門教育科目において、生活支援に関わる専門知識や技術を総合的に学ぶことで、専門性を深化させ、多職種と連携し協働するための力を習得させる。(専門知識・技術)
- (4) 実践的な題材を扱った学びを通じて、地域包括支援体制の構築に資する専門的な課題発見能力を身につけさせる。(課題発見能力)
- (5) 教員と学生、学生同士が、各地域の異なる事情や課題を相互に学修し、共有することで、地域の多様性を理解し、応用する力を習熟させる。(応用力)

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-2-1】 東京通信大学 ホームページ(3つのポリシー)

<https://www.internet.ac.jp/public/policy/>

【資料 3-2-2】 東京通信大学 学則第1条

【資料 3-2-3】 2024年度学生要覧(2018年度～2021年度入学者用) P.9「3.教育目標・教育課程等」

2024年度学生要覧(2022年度以降入学者用) P.9「3.教育目標・教育課程等」

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

カリキュラム・ポリシーについては、ディプロマ・ポリシーを実現するための教育課程編成・実施の基本として捉え、一貫性を明確にしている。【資料 3-2-4】

各学部のカリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーの一貫性については以下のとおり。

【情報マネジメント学部】

カリキュラム・ポリシー(1)では専門教育の基礎を段階的に学び、ディプロマ・ポリシー(1)ではその基礎をもとに多角的な視点で情報化社会を理解する教養が求められている。カリキュラム・ポリシー(2)では教養教育を通じて論理的・分析的な思考力を養い、ディプロマ・ポリシー(2)ではその思考力を活かして情報技術を用い経済や企業の複雑な事象を分析し、社会と結びつける能力が求められている。カリキュラム・ポリシー(3)と(4)では情報技術やその社会的役割、最新技術を学び、ディプロマ・ポリシー(3)と(5)ではその知識を基に、情報技術をビジネスや経営に適用する実社会での応用力が求められている。カリキュラム・ポリシー(5)では情報技術やマネジメントの知識を多角的に理解する力を養い、ディプロマ・ポリシー(4)ではその知識を活かしてビジネスでリーダーシップを発揮できる調整力が求められている。

【人間福祉学部】

カリキュラム・ポリシー(1)と(2)では、教養教育を通じて広範な思考力と基礎学力を養い、情報技術を的確に活用する能力を学び、ディプロマ・ポリシー(1)と(2)に対応し、広い視野から問題を捉える教養と、情報技術を活用して複雑な社会問題を分析する能力が求められている。カリキュラム・ポリシー(3)と(4)では、専門知識を深め、多職種連携のスキルを学び、地域包括支援のための課題発見能力を養い、ディプロマ・ポリシー(3)と(4)で求められる専門的な相談援助能力と多職種連携による調整力が求められている。カリキュラム・ポリシー(3)と(5)では、地域の多様性を理解し、応用力を磨く過程で、専門知識も同時に深め、ディプロマ・ポリシー(3)と(5)で求められる専門知識を実社会に応用する力と現場での相談援助能力が求められている。

また、東京通信大学のカリキュラム・ポリシーに「初年次において幅広く学び、興味と関心のある領域を多面的視点で認識させる」とあり、全学部必修科目である「アカデミックリテラシー」を初年次に受講することを推奨しており、三つのポリシーについて初年次から認識させるようにしている。また、これを可視化するためのツールとして、情報マネジメント学部と人間福祉学部のそれぞれにカリキュラムマップと履修計画(例)、履修計画記入シートを作成し、ディプロマ・ポリシーの達成に向けて、学生が多面的な視点で、学修の計画を行う手助けをしている。「カリキュラムマップ」は、年次毎に科目区分(教養教育科目と専門教育科目)、単位区分(必修、選択)、新規開講科目等を分類し、年次毎に推奨する科目を体系化しており、初年次のスタートから卒業までの大きな道筋を示している。「履修計画(例)」は、コース毎に作成しており、学期単位で履修すべき科目や推奨科目、そして履修の順序等を示したものであり、学生が在籍中のどの年次においても、履修計画をする上で参考になるように作成した資料である。また、学生に資料を提示するだけでなく、各学期の履修登録期間前には教員に直接相談ができる履修相談会を実施し、今後の学修計画や履修登録の道筋などを指導・アドバイスしている。1学期は年間の履修計画を行うにあたり重要な時期であると捉え、1週間程度の期間を設け、対面形式ではなくオンライン形式で実施することでキャンパスの周辺に在住していない全国の学生から幅広く相談を受けることができている。教務委員会では各学期の履修登録率や単位修得数を算出し、単位修得に向けた施策を検討している。本学の履修登録は年間上限46単位、各学期上限を15単位までとしているが、履修登録率と単位修得数の分析から各学期で8~12単位程度の履修登録を推奨しており、学生がディプロマ・ポリシーの達成に向けて無理のないペースで学修できるように促している。【資料3-2-5】【資料3-2-6】【資料3-2-7】資料3-2-8】【資料3-2-9】【資料3-2-10】【表3-2-2】

また、FD委員会においても教務委員会と連携し、単位修得率の高い科目の担当教員のノウハウを共有、研究し、授業改善の検討材料としている。

【表 3-2-2】履修相談会 学生参加実績数

(単位：人)

学期	1 学期		2 学期		3 学期		4 学期		小計		合計	
	学部	情報	人間	情報	人間	情報	人間	情報	人間	情報		人間
令和 3 年		189	195	29	38	30	64	28	34	276	331	607
令和 4 年		266	417	44	60	45	63	51	46	406	586	992
令和 5 年		169	288	28	62	48	68	23	41	268	459	727
令和 6 年		176	256	—	—	—	—	—	—	—	—	432

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-2-4】東京通信大学 ホームページ(3つのポリシー)

<https://www.internet.ac.jp/public/policy/>

【資料 3-2-5】2024 年度シラバス(例)「アカデミックリテラシー」

【資料 3-2-6】情報マネジメント学部、人間福祉学部 カリキュラムマップ
(2021 年度以前、2022 年度以降)【資料 3-2-7】情報マネジメント学部、人間福祉学部 履修計画 (例)
(2021 年度以前、2022 年度以降)【資料 3-2-8】情報マネジメント学部、人間福祉学部 履修計画記入シート
(2021 年度以前、2022 年度以降)

【資料 3-2-9】2023 年度履修登録状況

【資料 3-2-10】2023 年度単位修得数

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

本学の教育課程の編成は、大分類として「教養教育科目」と「専門教育科目」の2つからなる。本学の教育目的は、社会の変化に対応できるような「21 世紀型の市民的教養」によって、社会的課題を発見し解決することで社会に貢献する人材を育成し、社会に輩出することである。その教育活動及び教育課程の編成もこれに照応したものであり、「総合的教養教育」及び「幅広い職業人養成」の機能を重視する大学として教養教育科目と専門教育科目をともに重視している。また、学生が学修を進める上で専門教育科目の一部を1年次より履修可能にすることで、専門教育科目の視野を持ちつつ教養教育に臨むことができ、また専門教育を学びながら教養教育科目を必要に応じて学ぶことができる。このように、教養教育と専門教育の一貫教育である「くさび型」の科目配置となっている。教養教育科目には〔教養基礎科目〕〔教養科目〕の2つの中分類を設けており、そのうち〔教養基礎科目〕は「情報リテラシー」「実務基礎」の2つ、〔教養科目〕は「人文科学」「社会科学」「自然科学」「健康科目」「外国語科目」の5つの小分類を設けている。また、専門教育科目にも中分類を設けており、情報マネジメント学部情報マネジメント学科では〔情報社会とデータサイエンス〕〔情報システム〕〔マネジメント〕を、人間福祉学部人間福祉学科では〔総合人間〕〔包括的支援体制の基礎〕〔ソーシャルワークの基礎理論と方法〕〔社会福祉〕〔精神保健福祉〕を配置している。これらの全ての科目についてシラバスを作成しており、LMS 及びホームページで公開している。

なお、修了に向けた適切な履修を保つため、履修科目として登録ができる単位数の上限は、1年間当たり46単位と「東京通信大学 科目履修規程」第7条で定めている。

【資料 3-2-11】 【資料 3-2-12】 【資料 3-2-13】 【資料 3-2-14】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-2-11】 学生要覧参考資料 東京通信大学 情報マネジメント学部 授業科目一覧 (2018年度～2021年度入学者、2022年度以降入学者)

【資料 3-2-12】 学生要覧参考資料 東京通信大学 人間福祉学部 授業科目一覧 (2018年度～2021年度入学者、2022年度以降入学者)

【資料 3-2-13】 2024年度シラバス(教養科目・人間福祉学部専門科目)、2024年度シラバス(教養科目・情報マネジメント学部専門科目)

【資料 3-2-14】 東京通信大学 科目履修規程 第7条

3-2-④ 教養教育の実施

本学では変容する社会を的確に理解し説明する能力を重視して人材を育成すべく、教養教育科目とりわけ「教養科目」では人文科学系科目と社会科学系科目を多く配置している。これらの科目は、社会環境・経済環境のグローバル化と、日本社会の国際化の進行にともなって必要性を増している。自国の文化を理解しつつ他文化、国際社会の多様性(ダイバーシティ)を理解するために、社会学・経済学・政治学・人類学・心理学・国際関係学に関わる科目を配置している。教養教育科目についての設計・科目配置は、「21世紀型の市民的教養」に対する本学の捉え方を反映し、本学では21世紀型の市民がよりよく生きるための情報リテラシーとして「読み・書き・算盤・道徳」を、教養教育科目の中に配置している。まず読み・書き・算盤については、(1)言語的なりテラシー、(2)情報リテラシー、(3)データリテラシー、(4)情報の表現・発信のリテラシーに大きく分類する。

(1)言語的なりテラシーは、外国語科目に対応している。(2)情報リテラシーは、情報学的な情報基礎科目と図書館情報学的な資料検索科目を配置しており、これらは情報化社会において必須の市民的教養である情報リテラシーを高めるための科目であり、2つの学部に入学者への履修指導の上で強く推奨していく。特に情報マネジメント学部情報マネジメント学科に入学者にとって、情報基礎科目は自然科学系科目として設置する数学の科目とともに専門教育科目との関連性も高く、より重要な基礎科目となる。(3)データリテラシーについては、社会的課題の発見と解決する力を発揮する人材を育成するため、社会における実践のベースとなる社会や集団・市場に対する事実認識及びニーズ把握の手段として経験的データの収集技法である社会調査の基礎科目並びにデータから情報を整序して客観的知識を得るためのデータ分析の基礎科目を重視し、科目を配置している。(4)情報の表現・発信のリテラシーについては、プレゼンテーション、アカデミックライティング、日本語文章論といった情報発信の科目を配置していることもまた特徴的といえる。社会に現前する課題や問題点の背景や諸相をいかに認識し、分析し、理解したかということを明確に、適切な形式で表現することは社会一般において求められる技能であるため、情報発信の各科目を重視して配置している。

道徳に対応する科目として、情報・福祉に関わる技法科目のみならず社会倫理や情報倫理を重要なものとして位置付け、これに対応する科目の履修を、学生への履修指導及び履修モデル（コース）の上で推奨している。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法の工夫に関しては、入学前ガイダンスや新入生オリエンテーション、在学生オリエンテーション、人間福祉学部人間福祉学科においては国家資格取得を目指した専門授業の実施など学生の多様なニーズに応えるように工夫している。また、アクティブラーニングについては、4年次に学びの集大成として修得した知識や技術を基礎として特定のテーマを設定し、1年間かけてリサーチを行い、成果をまとめる「リサーチレポート」を開講している。さらに、令和6(2024)年度からは、各学部でアクティブラーニングを実践する科目を開発している。情報マネジメント学部情報マネジメント学科においては、1年次から4年次にかけてオンラインの少人数制ゼミ「つながるTOUゼミ」を開発し、基礎的なアカデミックスキルであるアカデミックライティングやプレゼンテーション、プログラミング、論理的思考、情報検索などを2年次から修得できる「基礎ゼミA・B」や指定テキストを活用した深い議論、研究調査の実施、レポート作成、研究テーマの討議、プログラム作成等実践的なスキルと知識を3年次に修得する「実践ゼミA」、ゼミの集大成として4年次に選定したテーマに対して、これまでに学んだ知識や技術を活用しながら取り組むことにより、論理的思考力やコミュニケーション能力、他者との協働を通じて解決策を見出すコラボレーション力を育てる「実践ゼミB」の開講を予定している。【資料3-2-15】

人間福祉学部人間福祉学科では、さまざまな地域・施設・機関等におけるフィールドワークを通じた体験的学び、そして資料の収集、レポートの作成やプレゼンテーションの実施など、教員や学生同士の交流・講義・文献を通じて、人間福祉学の学びを深めていく「総合人間フィールドスタディ」「社会福祉フィールドスタディ」「精神保健フィールドスタディ」を開講している。令和5(2023)年度は、学生への周知が遅れたために履修者がほとんどいなかったため、授業運営上開講ができなかったが、令和6(2024)年度から周知を徹底し学生に人間福祉学の学びを提供していく計画である。【資料3-2-16】

教養教育科目は、両学部の学生が履修する科目であるため、組織体制としてカリキュラムワーキンググループ（以下、カリキュラムWG）を編成しており、新設科目や廃止科目等を検討する際は両学部のカリキュラムWGで検討し、教務委員会等の関係部署と協議しながら検討する体制を整備している。

その他にも、学部を問わずに学生が数理・データサイエンス・AIへの関心を高め、それらを扱う能力を身につけるために、「数理・データサイエンス・AI教育リテラシープログラム」を開設している。また、情報マネジメント学部の学生には、数理・データサイエンス・AIへの関心をさらに高め、データ分析・人工知能を実装するための技術を学び、知識や技術を修得するために、「数理・データサイエンス・AI教育 応用基礎プログラム」を開設している。いずれのプログラムも文部科学省の数理・データサイエンス・AI教育プログラム認定制度に申請し、令和5(2023)年8月に「リテラシープログラム」、「応用基礎プログラム」の認定を受けている。本学の「数理・データサイエンス・AI教育リテラシープログラム」はプログラムを構成する8科目のうち、必須科目7科目を単位修得することで修

了認定をしており、「数理・データサイエンス・AI 教育 応用基礎プログラム」はプログラムを構成する 16 科目のうち、必須科目 8 科目を単位修得することで修了認定をし、学生の申請により修了認定者にはオープンバッジを発行している。【資料 3-2-17】【資料 3-2-18】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-2-15】 2024 年度シラバス「基礎ゼミ A」

【資料 3-2-16】 2024 年度シラバス「総合人間フィールドスタディ」「社会福祉フィールドスタディ」「精神保健福祉フィールドスタディ」シラバス

【資料 3-2-17】 数理・データサイエンス・AI 教育 リテラシープログラム 取組概要

【資料 3-2-18】 数理・データサイエンス・AI 教育 応用基礎プログラム 取組概要

(3) 3-2 の改善・向上方策（将来計画）

本学の科目はカリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の編成をとれているが、学生への意識付けをより進めるために、オリエンテーションでの理解の促進や各科目のシラバスにカリキュラム・ポリシーとの関連性を明記するなどを検討していく。

教授方法等の工夫については、学期ごとに行っている授業評価アンケート結果をいかに教授方法の改善に繋げるか教務委員会や FD 委員会、メディア教育支援センターと連携して検討していく。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

(1) 3-3 の自己判定

「基準項目 3-3 を満たしている。」

(2) 3-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

三つのポリシーのうち、ディプロマ・ポリシーを踏まえた学修成果の評価・点検について、本学では独自の e ポートフォリオシステムで単位修得状況（科目分類別、学期別、卒業要件、国家試験指定科目修得状況、GPA）や履修登録済授業一覧、学生の提出物、活動記録を確認することができる。また、令和 4(2023)年度から、学生のディプロマ・ポリシーの理解度や達成度を把握するために、必修科目「アカデミックリテラシー」の受講者を対象にアンケート調査を開始しており、卒業に至るまでの学生自身の学修成果を把握し今後の教育の質の改善につなげる取組を開始している。また、キャリア・サポートセンターが主体となって、最高学年の卒業判定見込みの結果が合格の学生を対象に、卒業進路届のアンケート調査を実施し、卒業後の学生の進路状況を集計し、次年度に向けたキャリアサポートの方法を検討する仕組みとなっている。【資料 3-3-1】【資料 3-3-2】

カリキュラム・ポリシーに関わる学修成果の点検・評価方法については、各学期の単位認定試験時に実施する授業評価アンケートを集計し、その結果は全教員にフィードバックされ、全授業の平均と比較・検討することで、各教員は担当科目の学修成果の達成度を客観的に把握することができる。【資料 3-3-3】

また、シラバスには、各科目の授業目的や到達目標、評価方法と基準、各科目の授業内容、事前事後学習を明記しており、各科目担当教員がその目標と評価基準を基に達成状況を客観的に点検・評価できるようになっている。人間福祉学部の社会福祉コース、精神保健福祉コースの国家資格の受験者数や合否結果については、毎年度学生から状況を確認し、資格取得状況を福祉系コースの教員だけでなく、学部及び全学的にフィードバックし、履修相談会などの際に福祉系コース以外の教員も柔軟に履修相談できる仕組みや次年度の資格取得に向けた学生指導の参考としている。【資料 3-3-4】

アドミッション・ポリシーに関わる学生の実態把握としては、アドミッション・センターが毎年度実施している「入学前アンケート」を実施しており、「入学した動機」や「入学を決めた理由」等、多角的な視点で入学者の意向を継続調査し、その集計・分析結果を大学評議会に報告し全教職員にフィードバックしている。また、毎年度の入学者の属性を集計・分析した結果についても大学評議会に報告したうえで全学に共有しており、入学者の属性の傾向に合わせて、各センターや委員会が学修成果を高めるための対応するための参考資料となっている。【資料 3-3-5】【資料 3-3-6】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-3-1】 ディプロマ・ポリシーアンケート

【資料 3-3-2】 卒業進路届調査

【資料 3-3-3】 授業評価アンケート(例)「アカデミックリテラシー」

【資料 3-3-4】 資格取得状況

【資料 3-3-5】 入学前アンケート

【資料 3-3-6】 入試状況・入学者属性

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

基準項目 3-3-①で述べたような各種調査の点検・評価結果等については、学長をはじめとする学部長、担当理事、統轄責任者が出席する大学評議会に報告したうえで、教授会等の各種会議体で、アンケートを実施した担当部署から共有される。

教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバックに関しては、各学期の単位認定試験時に授業評価アンケートを実施している。学生自身の学修時間や理解度、目標の達成度などの確認と授業の内容や資料、質問への回答状況などを確認する2つの項目で構成されている。授業評価アンケートは管理部でとりまとめ、全教員にフィードバックされ、各項目の評価状況や自由記述欄に学生が記述した内容を科目担当者が早期に把握し、授業改善に役立てるだけでなく、進行中の授業や次学期の授業準備に活用している。また、FD委員会が必要に応じて授業評価アンケートの項目の点

検や授業評価が高い教員の授業方法の工夫点の共有などを行っており、学修成果の点検・評価結果を改善にフィードバックするように推進している。【資料 3-3-7】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 3-3-7】 授業評価アンケート(例)「アカデミックリテラシー」

(3) 3-3 の改善・向上方策 (将来計画)

三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を検討する仕組みや体制を構築し全学的にフィードバックする仕組みはできているといえる。しかしながら、今後の向上施策として、令和 5(2023)年度から取り組みを開始したディプロマ・ポリシーに対する学生の理解度・習熟度について、今後も定期的に調査を行い、学生の理解度を把握した

うえで学修指導や教育の改善に努めていく。また、在学生向けの点検・評価だけではなく、就職先アンケートなど新たに実施することによって、企業のニーズ起点に必要な教育内容や教育方法のあり方等を検討できるようにし、キャリア・サポートセンターやFD委員会、アドミッション・センター等で連携しながら全学的に改善する仕組みを構築していく。

【基準 3 の自己評価】

基準 3 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学では、建学の理念・目的に基づいて、学則に定める教育目的の具現化のためにディプロマ・ポリシーが策定され、これを達成するために策定されたカリキュラム・ポリシーに基づいて体系的な教育課程が編成されており、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの一貫性が担保されている。また、アドミッション・ポリシーに関わる学生の実態把握としては、アドミッション・センターが毎年度実施している各種調査結果を全学的にフィードバックしており、各部署で学修支援に関する検討を行っている。

本学の教育課程は、教養教育科目、専門教育科目に区分されている。教養教育科目は、全学部共通の科目で、21 世紀型の市民がよりよく生きるための情報リテラシーとして「読み・書き・算盤・道徳」を配置し、変容する社会を的確に理解し説明する能力を重視して人材を育成している。また、教授方法については、入学時のオリエンテーションにおいて、必要な情報を様々な対象の学生に合う形で発信するよう努め、授業評価アンケート等の様々な調査・結果を基に科目担当教員が点検・評価し、明確になった課題について教授方法を改善する仕組みを構築している。さらに、FD 委員会を中心に、教授方法の改善や工夫、教育研究活動に必要な資質・能力向上への取組として FD 研修会を行っている。様々な調査による点検・評価を基に教育内容・方法及び学修指導の改善へのフィードバックを行っている。

以上のように、三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法を検討する仕組みや体制を構築し全学的にフィードバックする仕組みはできているといえる。しかしながら、今後の更なる向上施策として、令和 5(2023)年度から取り組みを開始したディプロマ・ポリシーに対する学生の理解度・習熟度について、今後も定期的に調査を行い、学生の理解度を把握したうえで学修指導や教育の改善に努めていく。

基準 4. 教員・職員

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1) 4-1 の自己判定

「基準項目 4-1 を満たしている。」

(2) 4-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの 確立・発揮

学長がリーダーシップを適切に発揮するための補佐体制については、「東京通信大学 学則」（以下、学則）に明記している。具体的には、「第 16 章教職員組織」において、第 53 条（職員の種類）の第 1 項に「学校教育法第 92 条の定めに従い、学長、教授、准教授、専任講師、助教及び職員その他必要な教職員を置く。」と明記し、第 2 項に「学長は、本学の校務をつかさどり、本学教職員を統督する。」と明記している。また、学長の補佐体制として、第 55 条（学部長）、第 56 条（事務組織）について明記しており、学長の適切なリーダーシップを発揮するための体制を確保している。加えて、「第 17 章教授会等」において、第 57 条（教授会）、第 58 条（委員会）、第 59 条（大学評議会）を明記している。大学評議会は教学マネジメントに係る重要事項について審議し、決定する重要な会議であるため、議長を学長が担うことでリーダーシップを発揮しやすい体制を確保している。また、教授会は「学生の入学、卒業及び課程の修了」、「学位の授与」等の学長が決定を行うに当たり審議のうえ意見を述べる役割を担うことで、学長の意思決定の支援を行う体制となっている。【資料 4-1-1】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-1-1】東京通信大学 学則第 5 3 条

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

本学の使命・目的に沿って大学の意思決定及び教学マネジメントを適切に機能させるため、本学では、学長を議長として、理事、学部長、統轄責任者から組織する大学評議会を月に 2 回開催している。大学評議会は、教学にかかわる全学的に重要な事項について審議し決定する機関であり、また、学長が理事会に建議するに当たり審議し、意見を述べる機能を有している。教学にかかわる全学的な重要な事項は、以下の内容となっている。【資料 4-1-2】

(1) 学則その他の教育研究に係る重要な規則の制定又は改廃に関する事項

(2) 教育課程の編成に関する方針に係る事項

(3) 教員組織の編成方針、教員の選考・任用及び昇任に関する教育研究業績の審査に係る事項

- (4) 学生の入学、卒業又は課程の修了その他学生の在籍に関する方針及び学位の授与に関する方針に係る事項
- (5) 教育及び研究の状況について自ら行う点検及び評価に関する事項
- (6) その他、教育研究に関する重要事項で、評議会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

上記のとおり、理事会の意思決定が必要な事項や学部の教育課程の編成に係る事項等が審議し決定する事項が対象となるため、学長のほか、理事、学部長、統轄責任者で組織することで、大学の意思決定の権限と責任を明確にすることに加え、教授会などに意見を聴くことを必要とする教育研究に関する重要な事項を学長が大学評議会で審議した上で定め、各学部の教授会に周知できる体制となっている。

教授会は、「情報マネジメント学部 教授会規程」及び「人間福祉学部 教授会規程」に記載のとおり、議長は、学長が任命する教授が担当し、教授会を招集する。議長が止むを得ない事情で教授会に出席できない場合には、学長の指名した者が議長の職務を代行する体制としており、本学においては、学部長が任命され、学部に関する校務をつかさどっている。【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】

その他、本学では全学的な附置組織・機関として、メディア教育支援センター、アドミッション・センター、キャリア・サポートセンター、学生支援センターを配置しており、学長のもと各センターを組織している。さらに教授会の配下に各委員会を配置し、大学運営において全学・学部単位で審議すべき教育研究に関する事項を審議する機関を設けている。【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】

上記の組織体には、教員に加え、教学マネジメントの遂行に必要な職員が適切に配置されており、大学運営で必要な情報共有や関係部署との連携などをスムーズに運営できる体制を構築している。【資料 4-1-9】

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 4-1-2】 東京通信大学 大学評議会規程
- 【資料 4-1-3】 東京通信大学 情報マネジメント学部教授会規程
- 【資料 4-1-4】 東京通信大学 人間福祉学部教授会規程
- 【資料 4-1-5】 東京通信大学 メディア教育支援センター規程
- 【資料 4-1-6】 東京通信大学 アドミッション・センター規程
- 【資料 4-1-7】 東京通信大学 キャリア・サポートセンター規程
- 【資料 4-1-8】 東京通信大学 学生支援センター規程
- 【資料 4-1-9】 東京通信大学 委員会・センター体制

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

本学では、基準項目 4-1-②で述べた「委員会・センター構成」並びに職員業務を細分化した「業務分担表」において役割を明確に規定し、使命・目的の達成のため、各部署における業務の遂行に必要な職員を確保している。また、教学マネジメントの機能性が停滞しないように、毎年3月の大学評議会で次年度のセンターや委員会のメンバーを決定してい

る。職員も毎年度の人事考課を基に、各部署の役職配置を適宜見直し、教学マネジメントをスムーズに遂行できる体制としている。【資料 4-1-10】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-1-10】業務分担表

(3) 4-1 の改善・向上方策 (将来計画)

今後も関連諸規程等に定める業務分掌によって権限を明確にし、現状との齟齬がないか点検と見直しを行いつつ、学長のリーダーシップの下、大学の意思決定及び教学マネジメントが適切に機能するよう努める。また、令和 6(2024)年度には、本学システムの大規模な更改を行う予定であり、学生及び教職員が利用するシステムの新規機能の追加、改修を実施する計画である。オンライン主体とした本学にとって重要なプロジェクトであり、教学マネジメントをよりスムーズに遂行するため、学長のリーダーシップの下、関係部署と連携しながら導入していく計画である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1) 4-2 の自己判定

「基準項目 4-2 を満たしている。」

(2) 4-2 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

1) 教員の確保と配置

本学の専任教員は、主務として、大学の教育、校務、研究・社会貢献の業務に従事している。専任教員は、令和 6(2024)年 5 月 1 日時点で情報マネジメント学部 23 人、人間福祉学部 22 人を配置しており、授業や校務を支援する助手は、情報マネジメント学部で 0 名(2024 年 6 月 1 日採用予定)、人間福祉学部で 2 名となっている。また、授業支援や授業の教材チェック(誤字・脱字、著作権、見やすさ等)、本学独自の学習管理システム(Learning Management System: 以下、LMS)への教材の設定作業等を支援する指導補助者(以下、TA)は 43 人在籍しており、専任教員の負担を軽減し、担当する教育の質を保証するための体制を整えている。

令和 6(2024)年 5 月 1 日時点、情報マネジメント学部の専任教員 23 人の職位の内訳は、教授 12 人、准教授 6 人、講師 3 人、助教 2 人、人間福祉学部の専任教員 22 人の職員の内訳は、教授 11 人、准教授 6 人、講師 4 人、助教 1 人を配置している。大学通信教育設置基準では、本学が該当する学部の種類で収容定員 8,000 人の場合、専任教員数は 21 人以上(うち教授数は 11 人以上)と定められており、本学は専任教員数・教授数ともに適切に法令を遵守している。

本学の教育課程の編成は、全学共通の教養教育科目、情報マネジメント学部の専門教育科目、人間福祉学部の専門教育科目で分類される。学生が学修を進める上で専門教育科目の一部を1年次より履修可能にすることで、専門教育科目の視野を持ちつつ教養教育に臨むことができる。また、専門教育を学びながら教養教育科目を必要に応じて学ぶことができる編成としており、教養教育と専門教育の一貫教育である「くさび型」の科目配置としている。

教養教育科目は、今日的なテーマについて幅広い教養を身に付けるという目的から、令和6(2024)年5月1日時点、学問分野（自然科学等）に応じて両学部の専任教員（情報マネジメント学部14人、人間福祉学部12人と非常勤講師15人で幅広い分野に対応できるように十分な人数の教員を配置している。

専門教育科目においては、情報マネジメント学部は、社会におけるコミュニケーション及びそのメディアの特性を理解及びデータを解析する知識・技術を学ぶための科目群で構成する「情報社会とデータサイエンス」、情報の科学・技術について学ぶ科目群で構成する「情報システム」、人間組織や人間活動の管理・運営を行うマネジメントについて学ぶための科目群で構成する「マネジメント」、そしてより深い学びを演習形式で行う「指定演習」で編成している。各科目群を担当する専任教員は一部重複を含め「情報社会とデータサイエンス」は9人、「情報システム」は11人、「マネジメント」は5人（+非常勤講師3人）、「指定演習」は7人を配置しており、特に実践教育を重視する専門科目では、長年企業や教育研究以外の分野で専門性の高いキャリアを積んできた実務家教員の採用を重視してきている。

人間福祉学部は、人間の身体や心に関する基本的知識、社会の仕組み、社会福祉の概要、障害者福祉の理解を深める科目群で構成する「ソーシャルワークの基礎理論と方法」、地域包括ケアの理論・包括ケアの構成要素等を学ぶための科目群の「包括的支援体制の基礎」、要支援者や家族に対するより具体的な支援サービスや、支援の方法に関する科目群の「社会福祉」、精神障害者の理解と支援方法に関する科目群の「精神保健福祉」、心理学・住居学・栄養学・倫理学・医療・看護学・健康・運動学の多様な視点で人間の個別性と多様性を理解するための科目群の「総合人間」、そして、講義や文献から学んだ事柄を直接現地に赴いて検証し理解を深める科目群の「フィールドスタディ」を編成している。各科目群を担当する専任教員は一部重複を含め「ソーシャルワークの基礎理論と方法」は15人（+非常勤講師3人）、「包括的支援体制の基礎」は12人（+非常勤講師2人）、「社会福祉」は12人（+非常勤講師1人）、「精神保健福祉」は15人（+非常勤講師2人）、「総合人間」は7人（+非常勤講師3人）、「フィールドスタディ」は3人を配置しており、学問分野毎に専門的な知見を有している教員を配置している。

本学はインターネットを活用したメディア授業を中心とした教育方法であり、オンライン環境下においては、どこからでもアクセス可能であるため、学生の履修人数に適した教室の確保等の物理的な制約によって教育方法や履修指導方法が制限されることはない（一部面接授業を除く）。本学のメディア授業は、LMSで配信され、学生はeラーニングによる講義映像、小テストおよび単位認定試験等を事前に公開している授業配信計画に沿って受講する。学生からの質問や意見は、LMSの授業内に設置される電子掲示板を活用し、担当教員や助手、及びTAが学生への回答（1次回答含む）を書き込む運用である。助手やTAは、

担当教員に学生からの質問や回答内容を確認の上、学生に1次回答を実施し、事前に担当教員と授業における「よくある質問」を整理しておき効率的に回答する等を行うことで授業運営を実施している。本学では教育効果を高めるために、原則、担当教員やTAは学生と同じ電子掲示板を毎日閲覧し、投稿があれば24時間以内、最長でも48時間以内（日・祝日、大学が定める休日を除く）に回答する運用としている。TAの配置については、履修人数や授業形態（講義、演習）、成績評価方法に応じて担当教員と助手、TAが連携しながら授業運営する体制としており、教員に負荷がかからないように対応している。また、学生が掲示板に授業に関する質問や意見を投稿すると、同授業内の他の学生も質問内容や教員からの回答が共有される仕組みであるため、重複した質問が殆ど出ない仕組みとなっており、学生間で双方向に意見交換できるようになっている。さらに、学生からの質問等の抜け漏れ防止や教員の閲覧頻度の負荷を削減するために、授業内の電子掲示板に投稿されるとLMSが自動で担当教員とTA宛に同時にメッセージを送信し、学生への回答を促す仕組みを構築している。加えて、授業準備（講義スライドの誤字・脱字や著作権等のチェックやLMSへの反映作業等）や成績評価においても、助手やTAは担当教員を支援しており、上記の体制で円滑な授業運営や校務等を実施できている。

2) 教員の採用・昇任及び教員業績評価

教員及び助手の採用、昇任等の任用に関しては、必要な事項を定めるものとして「東京通信大学 教員選考・任用及び昇任規程」を制定している。また、教員等の選考・任用及び昇任においては、各々の職位に求められる資格を明記しており、教員の教育及び研究の水準を確保している。また、候補者の推薦は、学長、担当理事、学部長、統轄責任者で構成する大学評議会で審議した候補者を学長に推薦し、学長が意見を付して理事長に提出し、理事長が学長の助言を得て任用及び昇任を決定している。【資料4-2-1】

教員業績評価においては、年に1回各教員から提出された教育研究業績書や校務状況、学生アンケート等を総合的に踏まえた上で評価を行っている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料4-2-1】東京通信大学 教員選考・任用及び昇任規程

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

本学のFD活動については、「東京通信大学 FD（ファカルティ・ディベロップメント）委員会規程」に基づき、各学部で専任教員と学部長が必要と認める教職員で構成され、教育改善および教員の授業スキルや教授方法・教授技術の向上を図ることを目的に実施されている。基本として学部ごとの活動だが、両学部で共有し、共通の理解・見識が必要な内容に関しては、両学部で合同FD研修会を開催している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料4-2-2】東京通信大学 情報マネジメント学部 FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会規程

【資料 4-2-3】 東京通信大学 人間福祉学部 FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会規程

【資料 4-2-4】 2023 年度情報マネジメント学部 FD 委員会議事録

【資料 4-2-5】 2023 年度人間福祉学部 FD 委員会議事録

【資料 4-2-6】 2023 年度 FD 研修会議事録

【表 4-2-2①】 2023 年度情報マネジメント学部 FD 委員会

	テーマ	開催日
1	・ 第 1 回合同 FD 研修会の内容検討 ・ 年間活動スケジュールについて	令和 5 年 4 月 13 日
2	・ 第 1 回合同 FD 研修会の報告書確認 ・ 第 2 回合同 FD 研修会の内容検討 ・ 授業評価アンケートについて	令和 5 年 6 月 1 日
3	・ 第 2 回合同 FD 研修会の報告書確認 ・ 第 1 回 FD 研修会 (情報マネジメント学部) の内容検討	令和 5 年 9 月 14 日
4	・ 第 1 回 FD 研修会 (情報マネジメント学部) の報告書確認 ・ 第 2 回 FD 研修会 (情報マネジメント学部) の内容検討	令和 5 年 12 月 14 日
5	・ 第 2 回 FD 研修会 (情報マネジメント学部) の報告書確認 ・ 2024 年度の活動方針について ・ 授業評価アンケートについて	令和 6 年 3 月 21 日

【表 4-2-2②】 2023 年度人間福祉学部 FD 委員会

	テーマ	開催日
1	・ 第 1 回合同 FD 研修会振り返り ・ 年間活動スケジュールについて	令和 5 年 5 月 25 日
2	・ 第 2 回合同 FD 研修会の振り返り ・ 授業評価アンケートについて ・ 第 1 回 FD 研修会 (人間福祉学部) 素案について	令和 5 年 8 月 3 日
3	・ 第 1 回 FD 研修会 (人間福祉学部) の詳細について	令和 5 年 10 月 19 日
4	・ 第 1 回 FD 研修会 (人間福祉学部) の振り返り ・ 次年度への申し送り事項について	令和 6 年 1 月 18 日

【表 4-2-2③】 2023 年度 FD 研修会

	テーマ	開催日
1	第 1 回合同 FD 研修会 ・ 生成系 AI の活用方法とデモ ・ 生成系 AI に対する各大学の応答と論点整理	令和 5 年 5 月 25 日

2	第2回合同FD研修会 ・「生成AIガイドライン」の現状と授業の対応パターンについて ・生成系AIの授業における利活用に向けて（ディスカッション） ・ディスカッション結果について	令和5年 7月27日
3	第1回情報マネジメント学部FD研修会 ・大学・高等機能強化支援事業と収容定員増について ・本学の現システムに関する概要説明 ・メタバースを活用した授業の取組紹介	令和5年 10月5日
4	第1回人間福祉学部FD研修会 開催 ・授業、小テスト等の作成の工夫などの共有・ディスカッション	令和5年 12月21日
5	第2回情報マネジメント学部FD研修会 ・趣旨説明と専門科目のカリキュラム ・教養教育科目の概要 - 情報基礎A・B（土屋先生） - プログラミング教育A（鈴木先生） - 数学基礎・統計学入門・微積分・プログラミング教育B（長沼先生） - 線形代数（中谷先生）	令和6年 1月18日

(3) 4-2の改善・向上方策（将来計画）

今後とも、教育目的及び教育課程に即した教員の採用・承認、評価を行うことで、適正な教員の確保と配置を検証・検討していく。

FD活動については、授業評価アンケートのデータの検証から更なる教育改善の進行とアンケート内容の改善・向上を検討していくとともに、各学部のFD委員会で連携し、共通の課題に対する合同FD研修会と各学部の固有の課題に対する各学部のFD研修会を適切に運用していく。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1) 4-3の自己判定

「基準項目4-3を満たしている。」

(2) 4-3の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

本学のSD活動については、「東京通信大学 SD（スタッフ・ディベロップメント）委員会規程」に基づき、統轄責任者、入学担当責任者、就職担当責任者、総務経理担当責任者、官公庁担当責任者、システム担当責任者、研究支援担当責任者、その他学長が必要と

認める者で構成され、職員の資質・能力の向上を図ることを目的に実施されている。学内研修はもとより学外における研修参加を計画するほか、「FD委員会」とも密に連携をはかり研修等を実施している。令和5(2023)年度については、教員を含む職員の大学運営に必要な資質・能力向上のため、次のとおり研修会等を企画・実施するとともに、学外研修会へ参加している。

また、職員評価については、定量評価と定性評価を組み合わせた目標管理制度を採用しており、毎年4月に該年度の業務評価内容を統轄責任者と職員が一人ひとりと面談を通して期待する目標や業務上の課題等を共有する。6月には、前年度の業務実績に基づき評価した内容を職員と面談を通してフィードバックする。

【表 4-3-1①】 2023 年度 SD 委員会

	テーマ	開催日
1	2024 年度以降の計画について	令和 5 年 7 月 25 日
2	修学支援制度・奨学金の紹介 ～本学の申請状況を鑑みた今後の提案や計画～	令和 5 年 9 月 26 日
3	他大学の入学実績や方法の工夫点の紹介 ～本学への提案を含む～	令和 5 年 11 月 21 日
4	収録チームの業務紹介と収録や編集時の工夫点・今後の課題等の紹介	令和 6 年 2 月 21 日

【表 4-3-1②】 2023 年度外部研修参加

	テーマ	開催日
1	アウトプットを重視する DX 研修 (主催：株式会社アデコ)	令和 5 年 8 月 11 日
2	令和 5 年度教職員・情報通信技術支援員 (ICT 支援員) 著作権講習会 (主催：文化庁)	令和 5 年 8 月 18 日

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-3-1】 東京通信大学 SD(スタッフ・ディベロップメント)委員会規程

【資料 4-3-2】 2023 年度 SD 委員会議事録

(3) 4-3 の改善・向上方策 (将来計画)

SD 活動については、更なる職員の知識と資質向上をはかるため継続して活動を行う。FD 委員会と連携を図り、学外研修を共有・議論する研修会の実施を積極的に行っていく。さらに、職員採用・昇任についても、関係規程や評価制度を適切に運用していく。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1) 4-4 の自己判定

「基準項目 4-4 を満たしている。」

(2) 4-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

通信制の本学では、専任教員の勤務地は新宿駅前キャンパスに完備された研究室を基本としているが、自身の研究や職務の都合で在宅による勤務も可能としている。個別の研究室が設置された研究室内では、インターネット回線や複合機などを確保し、専任教員全員にデスクトップ型の業務用 PC の貸与を行い、研究活動や業務に利用できるようにしている。また、新宿駅前キャンパス内の教室や会議室等を利用し、研究活動の打ち合わせや研究発表を行うことが可能である。

教員の研究活動においては、新宿駅前キャンパス内の図書館や学内の電子ジャーナルを活用することで、文献等の情報収集も可能である。

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

本学では、研究者として遵守すべき事項を「東京通信大学における公的研究費の使用に関する行動規範」および「東京通信大学における公的研究費不正使用防止計画」として定め、「研究期間における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」平成 19 年度 2 月 15 日付（令和 3 年 2 月 1 日改正）に基づき、公的研究費の運営・管理に関わるすべての構成員に対する行動規範および、公的研究費の適切な管理・運営を行うための不正防止計画を策定し、学内の管理責任体制を明確にするとともに、各責任者の責任範囲と権限を

【表 4-4-2】の通り定義している。【資料 4-4-1】 【資料 4-4-2】 【資料 4-4-3】 【表 4-4-2】

	2. 研究倫理教育責任者は、本学に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。
--	--

研究倫理教育に関する取り組みとして、公的研究費の運営・管理に関わる全ての構成員及び研究活動に関わる者を対象にコンプライアンス教育を実施している。コンプライアンス教育の理解度を把握するため、日本学術振興会の研究倫理eラーニングの受講を義務付け、受講後は「修了証」の提出と、受講済みであることを記載した「誓約書」の提出を求めており、この提出がない限り研究費の受給・執行・申請はできないこととしている。また、公的研究費執行の管理・監査を担当する事務職員に関しても、コンプライアンス教育の受講と誓約書の提出を義務付け、提出を行わない限り公的研究費の業務に携わることができないようにしている。その他にも、文部科学省による「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインについて」の動画視聴を義務付けている。

以上のような公的研究費の管理・監査体制と不正防止計画に関する規程および相談窓口等は本学ホームページにも掲載し、広く社会へ公表している。【資料 4-4-4】 【資料 4-4-5】

また、これらの履行状況については、内部監査を実施し、厳格に運用するとともに、文部科学省より毎年提出を求められる「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取組状況に係るチェックリストや、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」において実績報告を行っている。【資料 4-4-6】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-4-1】 東京通信大学における公的研究費の使用に関する行動規範

【資料 4-4-2】 東京通信大学における公的研究費不正使用防止計画

【資料 4-4-3】 東京通信大学 公的研究費の管理・監査に関する規程

【資料 4-4-4】 東京通信大学における公的研究費の管理・監査等責任体系図

【資料 4-4-5】 研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規定

【資料 4-4-6】 体制整備等自己評価チェックリスト

4-4-③ 研究活動への資源の配分

本学では、大学運営に割り当てられた予算を資金源に、専任教員個人に対して学内研究費を分配している。学内研究費は2種類あり、専任教員が研究活動に使用できる経費としての「個人研究費」、専任教員による集合的な研究活動を推進するために使用できる経費としての「共同研究費」に分かれている。

「個人研究費」は、専任教員全員を対象に、毎年「研究計画書」を作成・提出し、学長・学部長・統轄責任者の確認をもって研究を遂行することとし、年度の終わりには「研究報告書」の提出を義務付けている。なお、配分額については一律 25 万円としている。

「共同研究費」は、年度初めに大学評議会より募集を通知し、指定様式による申請を行い、大学評議会にて採否および配分金額の決定を行う。配分額は、グループ研究で上限 50 万円、単独研究で上限 20 万円となっている。

科学研究費助成事業等の競争的研究費の申請・手続き方法に関しては、管理部研究費担当より、電子メールを用いて周知を行っている。

その他、管理部研究費担当による研究支援としては、「科学研究費助成事業取扱いハンドブック」を毎年度作成し、研究費の適切な利用方法、学内の申請方法等について周知を行っている。また、「研究費申請書類の添削」も行っている。【資料 4-4-7】

なお、開学から現在（2018 年度～2023 年度）において、科学研究費助成事業の採択件数は、研究代表者 9 件、研究分担者が 11 件の実績がある。近年の申請件数についても平均して 10 件以上の申請があり、2 割程度が採択となっている。申請課題の多くは、学内研究費を用いて先行研究を行い、実績を積み上げて申請を行っている。管理部研究費担当としては引き続き、前述の先行研究で実績を積み上げた者が科学研究費補助金等に申請し、採択に至るよう奨励していく。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 4-4-7】 2024 年度科学研究費助成事業取扱いハンドブック

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

管理部研究費担当は、研究活動の不正防止計画に従って、引き続き研究倫理教育を研究者に浸透させていくとともに、個人研究費・共同研究費を利用した研究活動支援の充実、科学研究費助成事業への申請と採択件数の増加を目指す。

【基準 4 の自己評価】

基準 4 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学は学長がリーダーシップを発揮できるように学長を補佐する体制を整備し、各センターや教授会の配下の各委員会等の運営に、管理部職員を配置することで、「教職協働」を実現している。教員の配置においても、大学設置基準に準拠するとともに教育目標、教育課程に即した配置が行われ、採用や昇任も規程に基づき適切に行われている。教職員の研修体制については、FD 委員会・SD 委員会を中心に全学的に継続して実施されている。研究支援については、教員の研究活動をバックアップする環境を整えており、研究倫理も確立され、研究費の配分も適切に行われている。

基準 5. 経営・管理と財務

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1) 5-1 の自己判定

「基準項目 5-1 を満たしている。」

(2) 5-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

本学の設置者である学校法人日本教育財団（以下、本法人）は、「学校法人日本教育財団寄附行為」第3条（目的）に記載のとおり、教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行い創造性豊かな人材を育成することを目的として設立された学校法人である。

【資料 5-1-1】

本法人は、寄附行為の定めにより理事（内、1名を理事長）、監事、評議員を適切に選任しており、令和6(2024)年5月1日現在、理事は7人、監事は3人、評議員は15人置いている。役員、評議員の構成は私立学校法に準拠し寄附行為に定めており、理事は5人以上7人以下、監事の構成は2人以上4人以下、評議員は、法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会で選任した者4人以上8人以下、法人の設置する学校を卒業した者で年令25歳以上の者から理事会で選任した者1人以上、学識経験者のうちから、理事会において選任した者6人以上としており、理事の総数の二倍をこえる数の評議員をもって、組織することとしている。【資料 5-1-2】

理事会や評議員会の構成や役割についても寄附行為の定めにより、理事会は学校法人の業務を決し理事の職務の執行を監督する機関、評議員会は本法人の業務に関する重要事項についての諮問機関として設置している。また、法人の管理運営を適正に行うために、理事の業務執行や財産を監査する機関として監事を3人置いている。また、監事の理事会・評議員会からの独立性と専門性を高める観点から外部監事を1人選任している。その他学校運営のために重要な会議については、毎年作成している「会議一覧」に基づいて適切に運営している。【資料 5-1-3】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-1-1】 学校法人日本教育財団寄附行為

【資料 5-1-2】 学校法人日本教育財団 役員名簿・評議員名簿

【資料 5-1-3】 2023 会議一覧

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

本法人の理念は「創造力」と「豊かな人間性」を教育の根幹とした「人間教育」である。この理念のもと、本法人は自立した人格を育て、学ぶ意欲を持つ学生に応えるべく、最後まで学生の面倒を見る教育を実践し、職業人としての遂行能力を獲得させる知識教育や技術教育を提供し、各業界で活躍できる人材の育成に努めてきた。本法人は、これまで注力

してきた各分野における中核的専門人材の養成に加えて、学術的な知見や識見を具備し高度な職業実践のための問題発見能力・解決能力を備えた人材育成の環境を、広く社会に開かれた形で提供することを企図して、新たな通信制大学である「東京通信大学」（以下、本学）を設立している。また、本学の建学の理念・使命は、「多面的に高度な教育機会を社会に広く開かれた形で提供すること」であり、学則の第1条の目的には「教育基本法及び学校教育法に則り、幅広い職業人養成教育、総合的教養教育、地域の生涯学習機会の拠点としての機能を果たすとともに、時代が求める教養を兼ね備え、社会的課題を発見し解決に向けて積極的に取り組み、地域に貢献できる人材を、社会に送り出すことを目的とする。」と記載している。【資料 5-1-4】

本学の使命・目的の実現に向けて、学長を議長とする大学評議会で検討した内容について、年3回開催される法人運営会議（理事、各校各室統轄責任者で構成）で学校運営の進捗や実績、そして今後の計画を報告しており、最終的に理事会で承認・可決された「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」に沿って遂行する体制である。【資料 5-1-5】

計画の遂行にあたり、学長を議長とする大学評議会が中心となって大学の具体的な方針や計画を行い、教授会や各センター、委員会で検討し推進している。「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」は「使命・目的」、「学生受け入れ・学修環境」、「教育課程」、「教員・職員」、「内部質保証」の項目を明示し、項目毎に代表的な Action Plan を定めており、教職一体で使命・目的の実現への継続的な努力がなされている。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-1-4】 東京通信大学 学則第1条

【資料 5-1-5】 学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

環境保全の取組みとして、教員の在宅勤務による校舎内の省エネ対策、教授会や各種委員会活動等の各種校務のハイブリット形式（集合型及びオンラインでの会議形式）によるペーパーレス化を実施している。特に、校務においては、コロナ禍前は、集合型での会議のみ運用していたが、コロナ禍を契機にオンライン会議で実施するようになり、現在も会議によってはオンラインのみで実施している状況である。また、教員や職員の情報共有の方法においても、開学当初は一部紙資料で議題や各種議事録等を共有していたが、現在はクラウドサービスやファイルサーバ等で保管するようになり、限られた教職員のみが特定の場所にアクセスし、会議資料や議事録等を共有する仕組みとしている。また、校舎全体の省エネ対策として、防災センターが「水」「電気」「水道」「蒸気・温水・給湯」の観点で新宿駅前キャンパス（総合校舎コクーンタワー）全体の消費量を月次・年次で定量的に把握しており、月に1回の校舎管理ミーティングで状況を共有し対策を講じている。

人権に関しては、本法人の就業規則の「第3章 服務規律」において、第25条 職場のパワーハラスメントの禁止、第26条 セクシュアルハラスメントの禁止、第27条 妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントの禁止、第28条 その他あらゆるハラスメントの禁止を明確に定めている。また、本学の学生及び教職員に対して「ハラスメント防止に関するガイドライン」や障害のある学生を支援するための「障害のある学生への修

学支援に関するガイドライン」を学生および教職員に周知している。各相談窓口の設置に加え別部署にスクールカウンセラーも設置しているため、悩みがあれば相談できる体制を構築している。また、全学組織の学生支援センターは、月に1回定期的な場を設け、各教員が困っていたり、悩んでいることを整理し、対応事例として学内に共有したり、ガイドラインの記載内容と実態を合わせるために、修正・追加等がないか検討し、変更がある場合は学生、教職員に周知している。また、教職員の安全・衛生については、就業規則の「第6章 安全・衛生」に定めたとおり、健康診断、ストレスチェックを実施しており、身体面と精神面の両面から健康状態を定期的にチェックし管理している。また、コロナウイルスやインフルエンザ等の感染症が発症した場合は、各種法令や新宿区の規程に則り対応している。【資料 5-1-6】 【資料 5-1-7】 【資料 5-1-8】

学内外に対する危機管理体制については、防災センターが24時間体制で新宿駅前キャンパス（総合校舎コクーンタワー）に常駐しており、災害時や不審人物等がいた場合に直ぐに教職員と連携して対応できる体制となっている。防災の観点から、大規模災害の対応として水や食料等の備蓄に加え、避難経路の誘導方法等のマニュアルも整備している。また、本法人グループ校の首都医校が主体となり、AEDの使用方法について、専門の教員と学生が本学に常駐している教職員及び助手に教授する場を年に数回設けており、本学だけでなく他グループ校も一体となって危機管理対策を講じている。また、本学の学生は全国、海外に在住しながらインターネットを介して受講しており、各地で災害等が発生した場合、本学のポータルサイトにお知らせを掲載し、受講が困難な場合は教務委員会と連携し履修に関する救済措置を検討する体制を構築している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-1-6】 就業規則

【資料 5-1-7】 ハラスメント防止に関するガイドライン

【資料 5-1-8】 東京通信大学 障害のある学生への修学支援に関するガイドライン

(3) 5-1の改善・向上方策（将来計画）

引き続き本法人の日本教育財団寄附行為や本学の学則に定めた使命・目的に則り、経営の規律と誠実性を維持するとともに、理事会で承認・可決された「学校法人日本教育財団中期計画 2023-2026」の遂行にあたり、大学評議会を中心に関係部署に伝達し、本学の使命・目的の実現に向けて継続的に努力をしていく。また、全国在住の学生に対しても災害発生時に最大限の配慮を行うよう継続して留意する。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1) 5-2の自己判定

「基準項目 5-2 を満たしている。」

(2) 5-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

本学の設置者である学校法人日本教育財団（以下、本法人）は、寄附行為第 16 条（理事会）に定める理事会を設置し年 4 回以上開催し、適切に運用している。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】

令和 5(2023)年度の理事会は、年間で 5 回開催し、欠席理事はいなかった。理事会は理事をもって組織し、使命・目的の達成に向けて、寄附行為第 21 条に定めた「予算及び事業計画」、「事業に関する中期的な計画」等の事項については、理事会の議長となる理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴いた上で、理事会で付議し意思決定を行っている。理事の選任は、私立学校法第 38 条及び寄附行為第 7 条に基づき、本法人の設置する学校の学長及び校長のうちから理事会において選任した者 1 人以上、評議員のうちから評議員会において選任した者 3 人以上 5 人以下、学識経験者のうち理事会において選任した者 1 人としている。また、理事会の意思決定に資する事項の諮問機関として寄附行為第 19 条（評議員会）を設置しており、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる体制としている。評議員の選任は、本法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 4 人以上 8 人以下、本法人の設置する学校を卒業した者で年令 25 歳以上のものうちから、理事会において選任した者 1 人以上、学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6 人以上としており、私立学校法第 44 条及び寄附行為第 23 条に基づき、適切に運営している。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-2-1】 学校法人日本教育財団寄附行為

【資料 5-2-2】 2023 会議一覧

(3) 5-2 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き「私立学校法」及び「寄附行為」に則り、適正な会議運営に努め、使命・目的の達成に向けて適時適切な意思決定を行うとともに、理事会の指揮の下、各部署の連携により理事会で決議された事業計画の機動的かつ円滑な執行に努める。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1) 5-3 の自己判定

「基準項目 5-3 を満たしている。」

(2) 5-3 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

本学を運営する学校法人日本教育財団では、予算及び事業計画や事業に関する中期的な計画等の経営全般に関する事項を意思決定する機関として、理事長が議長を務める「理事会」を設置している。寄附行為第6条の定めにより、理事長の選任は、理事のうち1名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任することとしており、第12条の定めにより、職務として理事長は、本法人を代表し、その業務を総理すると明記している。また、理事会の意思決定に資する事項の諮問機関として、評議員会を設置し、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる体制としている。【資料 5-3-1】

また、教職員の提案などをくみ上げる仕組みとして、教学マネジメントに関する事項は、教職員で構成される本学内の教授会やセンター、委員会等で検討しており、学長を議長とした大学評議会（学長、担当理事、学部長、統轄責任者で構成）に提議された内容について、これを審議し意思決定している。加えて、理事会で付議されるべき事項については、役員が出席する理事会にて教学マネジメントに関する事項を付議し、評議員会での諮問及び理事会の意思決定を行う体制を整備している。【資料 5-3-2】 【資料 5-3-3】 【資料 5-3-4】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-3-1】 学校法人日本教育財団寄附行為

【資料 5-3-2】 東京通信大学 委員会・センター体制

【資料 5-3-3】 東京通信大学 大学評議会規程

【資料 5-3-4】 2023 会議一覧

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

「5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化」で記載したとおり、理事会は、予算及び事業計画や事業に関する中期的な計画等の経営全般に関する事項を意思決定する機関、評議員会は、理事会の意思決定に資する事項の諮問機関として設置しており、本法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる体制としている。また、学校法人の業務や財産状況、業務執行状況等を監査する監事を3名置いており、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる体制としている。

寄附行為第8条（監事の選任）にあたっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとしており、本法人の理事、職員（学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）、評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任するものとしており、独立性をもって監査する体制を確保している。

寄附行為第 23 条（評議員の選任）にあたっては、本法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 4 人以上 8 人以下、本法人の設置する学校を卒業した者で年令 25 歳以上のものうちから、理事会において選任した者 1 人以上、学識経験者のうちから、理事会において選任した者 6 人以上としており、私立学校法第 44 条及び寄附行為第 23 条に基づき、適切に運営している。また、評議員会は、寄附行為第 19 条（評議員会）の定めに基づき、11 人以上 15 人以下の理事総数の 2 倍をこえる人数の評議員をもって組織している。評議員会の運営にあたっては、年に 4 回、理事長が招集し、評議員総数の 3 分の 1 以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から 20 日以内に、これを招集し適切に運営する。【資料 5-3-5】 【資料 5-3-6】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-3-5】 学校法人日本教育財団寄附行為

【資料 5-3-6】 2023 会議一覧

(3) 5-3 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き学校法人の法人組織と大学の教学マネジメントに関する意思決定については、関連法規や諸規程に沿って適切に運用する。教学に関する恒常的な会議体については、規程制定によって構成員の役割と審議事項を明確化し、様々な教職員からの提案をくみ上げられる体制の構築を一層推進する。また、各部署の役職者が法人及び大学の複数の会議体に出席することで、円滑な意思疎通と連携を図るとともに、相互チェックする機能及び内部牽制の有効性の確保できる体制を保持していく。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1) 5-4 の自己判定

「基準項目 5-4 を満たしている。」

(2) 5-4 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

大学の継続性・安定性の観点から、設置者となる学校法人日本教育財団の財務基盤の確立のため、理事会にて使命・目的を反映させた「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」を推進するために、年に 4 回、理事会、評議員会、年に 3 回、法人運営会議を開催している。法人運営会議は、理事長、各校各室の統轄責任者で構成しており、本法人の各校の運営方針・計画、進捗、実績等を共有し、必要な対策を講じる場としても機能している。【資料 5-4-1】

運営としては、3 月の法人運営会議において、各校の当該年度の計画に対する実績報告及び「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」に基づいた翌年度の大学運営方針の報

告、その他事項について共有しており、当該年度の各校の入学者数、進級率、就職内定率、学校満足度等の実績を踏まえ、翌年度の各校の運営方針を策定し報告している。評議員会では、寄附行為第 21 条の諮問事項に定めている、予算及び事業計画や事業に関する中期的な計画等の経営全般に関する事項、組織・人事等に対して理事長に意見を述べており、理事会に付議される事項として扱われ、理事会で意思決定している。5 月の理事会で前年度の決算承認後、評議員会に報告する。6 月の法人運営会議において、各校の策定した方針に対する進捗報告及び具体的な目標値（入学者数、進級率、内定率等）が決定する。12 月の法人運営会議において、各校の策定した方針に対する進捗報告及び目標に対する実績報告を実施しており、評議員会では、寄附行為に定める評議員会の諮問事項を理事会で決定している。このように、中長期的な計画に基づき、適切な財務運営の継続に努めており、結果として法人全体では財務基盤は安定している状況である。【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-4-1】 2023 会議一覧

【資料 5-4-2】 学校法人日本教育財団寄附行為

【資料 5-4-3】 2023 年度（令和 5 年度）事業報告書

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

本法人は、借入金もなく自己資金のみで運営しており、尚且つ学校法人の核となる教育活動収入は、令和 2(2020)年度 24,999 百万円、令和 3(2021)年度 28,349 百万円、令和 4(2022)年度 30,270 百万円と推移しており、本法人の提供する教育が社会的需要と合致しているといえる。また、教育活動収支差額においても、令和 2(2020)年度 9,082 百万円、令和 3(2021)年度 11,148 百万円、令和 4(2022)年度 12,638 百万円と推移しており、学生生徒等納付金比率（学生生徒等納付金／経常収入）においては、令和 2(2020)年度 89.4%、令和 3(2021)年度 89.0%、令和 4(2022)年度 88.9%と推移しており、教育機関として補助金に依存することなく安定した財務基盤を確立している。【資料 5-4-4】

本学では、経済的に学習継続が困難な学生のために、独立行政法人日本学生支援機構等の各種奨学金制度の案内、問合せ対応や申請支援等を行っている。また、令和 4(2022)年度には本学独自の奨学金制度（10 万円／名）の創設、さらに、本学卒業後にユニークなアイデア及びプランを検討している学生を対象に、令和 5(2023)年度から支援金制度（100 万円／年）を創設し、学生の描いている夢を支援する取組も実施している。【資料 5-4-5】

【資料 5-4-6】

外部資金の獲得については、令和 5 年度に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の「大学・高専機能強化支援事業」に本学の情報マネジメント学部が申請し、同年 8 月に交付内定されている。該当事業では、国際的な視野とデジタル活用の視点から、社会を取り巻く課題を的確に捉え、具体的に解決できる実践的能力を持つ先鋭的な DX 人材を育成し、デジタル社会の基盤となるような知識・能力を教育する体制の充実を実現する計画であり、令和 6(2024)年度に入学定員 850 名、3 年次編入学定員 300 名の収容定員 4,000 名からなる情報マネジメント学部情報マネジメント学科の収容定員を増加している。本事業の資金

を活用し、先に挙げた人材育成を目的に本学の体制を確立していく計画である。【資料 5-4-7】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 5-4-4】 2023 年度（令和 5 年度）事業報告書

【資料 5-4-5】 畠山奨学金制度

【資料 5-4-6】 夢を夢で終わらせない支援金制度

【資料 5-4-7】 大学・高専機能強化支援事業_東京通信大学事業概要

(3) 5-4 の改善・向上方策（将来計画）

引き続き教育の質の担保を念頭に、学校法人日本教育財団の財務基盤の確立のため、理事会にて使命・目的を反映させた「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」を推進するための理事会、評議員会、法人運営会議を継続的に開催し、本法人の各校の運営方針・計画、進捗、実績等を共有し、必要な対策を講じていく。法人全体では財務基盤は安定している状況であるが、中長期的な計画に基づき、適切な財務運営の継続により一層努めていく。また、在籍学生数の増加に対応すべく、令和 5(2023)年度に採択された大学・高専機能強化支援事業の外部資金を活用し、大学運営の仕組みを充実・強化に努める。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1) 5-5 の自己判定

「基準項目 5-5 を満たしている。」

(2) 5-5 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

5-5-① 会計処理の適正な実施

本学は学校法人であることを踏まえ、法人の会計は学校法人会計基準により行っている。学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分し、「寄附行為」、「経理規程」を定め、会計処理を適正に実施している。また、「経理規程」に準じた会計処理を正確、迅速に実施するため、会計記帳の事務に関わる各種マニュアルと会計処理システムを整備している。また、定期的に外部の会計監査人による監査を実施しており、適正に会計処理を実施している。

【資料 5-5-1】【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】【資料 5-5-4】【資料 5-5-5】【資料 5-5-6】【資料 5-5-7】【資料 5-5-8】

年度予算の編成は、3 月の評議員会で予算及び事業計画に関する事項に対して理事長に意見を述べており、理事会に付議される事項として扱われ、理事会で年度予算の編成を行っている。次年度の予算は、過年度の入学実績、進級実績等を鑑み、各校統轄責任者と協議したうえで、統轄本部で精査を行い、評議員会の諮問を経て最終的に理事会で決定される。

予算の執行は、理事会で編成した各校の予算に基づき、各校で必要な時期に執行の稟議を行う。具体的には、事前に計画したシステム改修やPC等を購入する場合、起案者となる担当者が原則事前に文書による手続きを取り、所属長を経て、関係者に回付のうえ、法人本部担当室に提出する。稟議書が回付された回議者は、必要に応じて意見を記入し押印し、稟議の決裁を原則として理事長が実施した上で購入等を行う。また、3月の次年度予算決定後に追加で必要な経費等が発生し予備費を超過する見込みの場合、評議員会の諮問を経て理事会で補正予算を決定する。

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 5-5-1】 学校法人日本教育財団寄附行為
- 【資料 5-5-2】 学校法人日本教育財団規程集
- 【資料 5-5-3】 学納金情報システム 操作手順書
- 【資料 5-5-4】 月末支払
- 【資料 5-5-5】 資産管理 固定資産台帳
- 【資料 5-5-6】 資産管理 備品台帳 (システム)
- 【資料 5-5-7】 学費納入 (新入生入金管理・未入金者フォロー)
- 【資料 5-5-8】 学費納入 (その他納付金入金管理)

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

会計監査は、独立会計監査人として公認会計士と契約し、毎年度、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、認可収益事業部署の貸借対照表、損益計算書等の監査と、重要な会計方針及びその他の注記について監査している。また、外部の会計監査人に加え、内部の監事により、財産状況監査、業務監査（主に研究執行状況や教育に関する体制等）を厳正に実施している。【資料 5-5-9】【資料 5-5-10】

以上により、会計処理は、学校法人会計基準に基づき、寄附行為や経理規程、マニュアル等に定める事項を適切に履行しており、会計監査も内外の監査人が相互に情報交換し連携しているため、監査体制が十分に整備され、適正に実施されているといえる。

【エビデンス集(資料編)】

- 【資料 5-5-9】 学校法人日本教育財団寄附行為
- 【資料 5-5-10】 学校法人日本教育財団規程集

(3) 5-5 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は学校法人であることを踏まえ、法人の会計は学校法人会計基準により行っている。学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）及び収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分し、「寄附行為」、「経理規程」を定め、会計処理を適正に実施している。また、「経理規程」に準じた会計処理を正確、迅速に実施するため、会計記帳の事務に関わる各種マニュアルと会計処理システムを整備しており、定期的に外部の会計監査人、内部の監査人による監査を実施しており、引き続き体制整備と厳正な実施に努める。

【基準5の自己評価】

基準5全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学の設置者である学校法人日本教育財団は、寄附行為や学則に定めた使命・目的に則り、経営の規律と誠実性を維持するとともに、理事会で承認・可決された「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」の遂行にあたり、大学評議会を中心に関係部署に伝達し、本学の使命・目的の実現に向けて推進する体制を確保している。また、事業を推進していく上で、本法人のグループ校と一体となって、関連諸規程の定めのとおり、適切に運用している。「私立学校法」及び「寄附行為」に則り、適正な会議運営に努め、使命・目的の達成に向けて適時適切な意思決定を行うとともに、理事会の指揮の下、各部署の連携により理事会で決議された事業計画の機動的かつ円滑に執行できる体制を整備している。

また、学校法人の法人組織と大学の教学マネジメントに関する意思決定については、関連法規や諸規程に沿って適切に運用する。教学に関する恒常的な会議体については、規程制定によって構成員の役割と審議事項を明確化し、様々な教職員からの提案をくみ上げられる体制が構築されている。そして、各部署の統轄責任者が法人及び大学の複数の会議体に参加することで、円滑な意思疎通と連携を図るとともに、相互チェックする機能及び内部牽制の有効性を確保できる体制を整備している。

本法人の財務基盤の確立のために、理事会にて使命・目的を反映させた「学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026」を推進するための理事会、評議員会、法人運営会議を継続的に開催し、本法人の各校の運営方針・計画、進捗、実績等を共有し、必要な対策を講じている。また、在籍学生数の増加に対応すべく、令和5(2023)年度に採択された大学・高専機能強化支援事業の外部資金を活用し、大学運営の仕組みを充実・強化するとともに、教育研究経費への配分を高め、学生への還元に努めている。

法人の会計は学校法人会計基準により行っており、学校の経営に関する会計及び収益事業に関する会計に区分し、「寄附行為」、「経理規程」を定め、会計処理を適正に実施している。また、「経理規程」に準じた会計処理を正確、迅速に実施するため、会計記帳の事務に関わる各種マニュアルと会計処理システムを整備しており、定期的に外部の会計監査人、内部の監査人による監査を実施しており、財務報告信頼性を担保しており、公開情報として、事業報告書を学校法人のホームページで公表している。

基準 6. 内部質保証

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1) 6-1 の自己判定

「基準項目 6-1 を満たしている。」

(2) 6-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

本学は、学則第 1 条（目的）において「東京通信大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、幅広い職業人養成教育、総合的教養教育、地域の生涯学習機会の拠点としての機能を果たすとともに、時代が求める教養を兼ね備え、社会的課題を発見し解決に向けて積極的に取り組み、地域に貢献できる人材を、社会に送り出すことを目的とする。」としている。また同第 2 条において、「本学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的・使命を果たすため、教育研究活動等について自ら点検及び評価を行う。」と定め、自己点検・評価を通じて内部質保証を行うための実施体制として自己点検・評価委員会を設置している。自己点検・評価委員会は、「東京通信大学 自己点検・評価規程」第 3 条に基づき、委員長を学長が務めることで内部質保証のための責任体制は明確である。その他の委員としては学部長、統轄責任者、担当理事、その他に学長が必要と認める者で構成している。また、学長を議長として、学部長、統轄責任者、担当理事から組織する大学評議会（月に 2 回開催）は、教学にかかわる全学的に重要な事項について審議し決定する機関となるため、各委員会及びセンターの教育研究活動状況については、教授会や大学評議会に報告され、必要に応じて改善施策を各委員会・センターに指示する体制となっている。【資料 6-1-1】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 6-1-1】東京通信大学 自己点検・評価規程

(3) 6-1 の改善・向上方策（将来計画）

内部質保証の組織体制については、現在の体制を維持することを基本としつつ、効率的で実効性のある自己点検・評価活動を目指して、今後はさらに各委員会・各センターなどの情報共有を推進していくことが重要である。そのためにも、自己点検・評価委員会の活動の維持と強化に努め、各委員会や各センター等へ改善点を指摘し、PDCA サイクルを継続的に運営していく。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

(1) 6-2 の自己判定

「基準項目 6-2 を満たしている。」

(2) 6-2 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学における自己点検・評価の基本的な活動として、開設年度の平成 30（2018 年）年度に自己点検・評価委員会を設置しており、これまで各委員会の役割、活動計画を確認し、令和元（2019）年度には、認証評価を実施する機関の選定について協議し決定してきた。また、同委員会にて、自己点検・評価の項目と関係する各委員会等の組織・会議体を検討し、対応すべき項目を設定している【資料 6-2-1】

令和 2（2020）年度以降は、自己点検・評価委員会に基づく対応について、各委員会及びセンターにて実施しており、実施状況や改善事項については各委員会及びセンターから教授会や学長を議長とする大学評議会に報告している。全学的な自己点検・評価結果については、大学評議会にて年に 1 回対応状況を整理し、文部科学省へ自己点検・評価結果を履行状況等報告書として提出し、その後大学ホームページで公開している。【資料 6-2-2】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 6-2-1】自己点検・評価委員会 議事録

【資料 6-2-2】設置に係る設置計画履行状況報告書「7 その他全般的事項（2）教員の資質の維持向上の方策（FD・SD活動含む）、（4）自己点検・評価等に関する事項」（令和 6 年 5 月 1 日）

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

本学はインターネットを活用した通信制大学であり、入学時から在学時の各種調査はオンライン上で実施している。各種調査を新たに実施する場合は、関係する委員会やセンターでアンケート項目等を設計した上で、事務組織である管理部が主体となって調査を実施する体制となっている。管理部が主体となって調査を実施する理由は、①各委員会やセンターには職員が必ず配置されているため、各組織で必要な情報を理解していること、②各組織で情報が散在することを防ぐこと、③個人情報の取り扱いについて厳格な管理がしやすいことが主な理由となる。

調査の観点は、主に入学関係（出願状況、入学前アンケート、入試状況・入学者属性）、履修・学修状況（履修登録状況、学生履修状況、履修者数・取得者数一覧、履修相談会参加者数一覧、授業評価アンケート）、就職関係（卒業進路届、進路内定届）、その他（学生アンケート、退学・除籍者一覧）など、教育の質を保証するために必要な観点で各種データを収集し、分析を行うことで各組織での業務改善や学長の意思決定に必要な情報を提供している。例えば、入学関係の「入試状況・入学者属性」から、コース別入学者数の 3 年推移や学部学科毎の年齢構成の 3 年推移等の結果から、10 代～20 代の若年層が増加している傾向を把握し、就職関係の「卒業進路届の集計結果」から卒業後の進路として、就職や進学する割合が増加している傾向にあることから、就職や転職、進学支援をキャリア・サポートセンター中心により強化していく方針を定めていく等に活用している。【資料 6-2-3】【資料 6-2-4】

【エビデンス集(資料編)】

【資料 6-2-3】 入試状況・入学者属性

【資料 6-2-4】 大学評議会議事録(240425)

(3) 6-2 の改善・向上方策 (将来計画)

本学は自己点検・評価委員会で策定した対応項目について、各組織が主体となって教育研究活動を実施してきており、運用上で改善事項等があれば随時教授会での審議や大学評議会に上申し対応する体制を構築し運用しており、全学的な観点では、大学評議会ですべて年に 1 回 FD や SD 等の活動状況を確認し、「設置に係る設置計画履行状況報告書」で学内外に自己点検・評価結果を発信しており、組織体制及び責任体制は明確にしている。

しかしながら、内部質保証をより効果的に実施していく上で、今後は自己点検・評価委員会が主体となって、教育の質保証と中期的な計画を踏まえた大学全体の質保証の PDCA サイクルの仕組みを確立し定期的に運営できるように改善していく。

また、入学時、在学時の各種調査について、関係する委員会やセンターと連携しながら大学運営の改善や中期計画策定に関するエビデンスを取得し、自己点検・評価委員会や大学評議会でも内容を確認し、全学的に情報共有や必要に応じて改善方針を作成していく。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

(1) 6-3 の自己判定

「基準項目 6-3 を満たしている。」

(2) 6-3 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

これまで述べたとおり、本学は学長のリーダーシップの下、自己点検・評価委員会で策定した対応項目を各組織が主体となって教育研究活動を実施してきており、運用上で改善事項等があれば随時教授会での審議や大学評議会に上申し対応する体制を構築し運用しており、全学的な観点では大学評議会ですべて年に 1 回活動状況を確認し、「設置に係る設置計画履行状況報告書」で学内外に自己点検・評価結果を発信しており、組織体制及び責任体制は明確にした上で大学全体の PDCA サイクルを推進している。【資料 6-3-1】

以下、三つのポリシーを起点とした内部質保証を以下のとおり取り組んでいる。

アドミッション・ポリシーの検証に関しては、アドミッション・センターが中心となって入学前アンケートや入試状況・入学者属性、出願状況等を分析・集計し、大学評議会及び教授会で教職員に共有し、経年での入学者の変化を踏まえた学生募集施策(例:実績のある通信制高校へのアプローチ強化等)や入学者受入れ方法、学修支援体制(例:教務委員会と連携し入学前の学生に対してカリキュラム説明や学修方法等のガイダンスの実施等)の改善に活かしている。

カリキュラム・ポリシーの検証に関しては、教務委員会で学期始めの履修登録率や学期途中の学生履修状況、学期末の単位修得率、各授業の評価アンケートのデータ等を活用し、

学部を跨いだ合同教務委員会の場合にて学生の学修状況を確認しており、推奨する学修方法などを検討し学生や教員にフィードバックする仕組みを実施している。例えば、本学は年間の履修登録単位数の上限を年間 46 単位まで、学期毎の上限は 15 単位までと設定しているが、入学して間もない新生が初学期から上限の 15 単位履修登録すると、学生自身の学修スタイルが確立していないために、結果として学修が続かない等の傾向がみられるため、履修登録単位数の適正化（8 単位～12 単位）などの学修指導方針を全学的に発信し、アカデミック・アドバイザーの履修相談や学期毎に開催する履修相談会の場で適切な指導ができるように組織的に実施している。また、授業評価アンケートは設問毎に 5 段階評価で設定しており、学期末毎に各教員にフィードバックしている。5 段階評価の全科目の平均や科目群毎（教養教育科目、専門教育科目）の平均値も提示しているため、教員一人ひとりが改善すべき点も明確にしており、FD 委員会や FD 研修会の中で評価が高い教員の工夫点の共有や授業運営での困りごとを共有するなど、授業の質を向上させる取組も実施している。このように、カリキュラム・ポリシーを起点とした教育課程を学生一人ひとりが順序立てて履修できるように、学生の学修状況を定期的に把握し、学修指導や授業の質向上などの改善を組織的に取り組んでいる。

本学は平成 30（2018）年度の初年次必修科目「学術研究の本質」、令和 3（2022）年度の読替科目の「アカデミックリテラシー」の授業内で本学の教育目的や三つのポリシー等を講義内で教授しており、学生に周知し学生の理解を促進しているが、学生自身のディプロマ・ポリシーの到達度を検証するために、本授業内で令和 4（2023）年度から「情報マネジメント学部ディプロマ・ポリシー」、「人間福祉学部ディプロマ・ポリシー」の到達度を自己評価で回答させるアンケートを実施している。毎年 3 月に同様のアンケートを実施していくことで、学生には卒業にむけた自身の学びの達成度を実感してもらうことと、本アンケートの結果を通して、到達度を集計し、卒業後のキャリア等の影響も検証しながら、カリキュラム改定に反映させていく計画である。また、カリキュラム改定時に各科目のディプロマ・ポリシーの位置づけを明確にさせるために、カリキュラム WG や教務委員会で検討していく計画である。【資料 6-3-2】【資料 6-3-3】

以上、本学は、本自己点検報告書の全体を通じて説明してきた自主性・自律性を重視した自己点検・評価活動とその検証結果に基づく改善活動を継続させており、内部質保証のための学部、学科、そして大学全体の PDCA サイクルの仕組みが確立し機能しているといえる。

【エビデンス集(資料編)】

【資料 6-3-1】 設置に係る設置計画履行状況報告書「7 その他全般的事項（4）自己点検・評価等に関する事項」（令和 6 年 5 月 1 日）

【資料 6-3-2】 授業配布資料「アカデミックリテラシー」

【資料 6-3-3】 ディプロマ・ポリシーアンケート

(3) 6-3 の改善・向上方策（将来計画）

今後、内部質保証を更に効果的に実施していくために、学生のディプロマ・ポリシーの到達度アンケートの収集や分析等を実施し、教育の質の向上に取り組むことに加え、文部

科学省や外部認証評価機関からの指摘については、速やかに全学的に対応していく。また、カリキュラム改定時に各科目のディプロマ・ポリシーの位置づけを明確にさせるために、カリキュラムWGや教務委員会で検討していく。

【基準6の自己評価】

基準6全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学の使命・目的の実現に向けた内部質保証の組織体制としては、学長直轄の自己点検・評価委員会及び教学にかかわる全学的に重要な事項について審議し決定する機関である大学評議会が連携して全学的な内部質保証の実効性を高めている。三つのポリシーを起点とした教育の質保証活動は、アドミッション・センターや教務委員会、キャリア・サポートセンター、授業作成支援を行うメディア教育支援センター、管理部、FD委員会等の各組織や会議体で自主的・自律的に活動しており、現状把握のための十分な調査・データ収集と分析した内容を教職員で共有しながら活動を継続している。また、年に1回、大学評議会が中心となってFD・SD委員会の活動状況等を確認し、文部科学省に「設置に係る設置計画履行状況報告書」で提出し、大学ホームページで毎年公表している。更に、開学から7年目となる令和6(2024)年度は、外部の認証評価機関から指摘や提言を受け付けることにより、内部質保証を効果的に実施していく。

以上の取組みと実績に対する総括的な自己評価として、本学における内部質保証のための大学全体のPDCAサイクルが効果的に機能しているといえる。

Ⅳ. 大学が独自に設定した基準による自己評価

基準 A. 地域貢献

A-1. 地域貢献活動の実施

A-1-①. 公開講座の実施

A-2-②. 履修証明プログラムの実施

(1) A-1 の自己判定

「基準項目 A-1 を満たしている。」

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

A-1-①. 公開講座の実施

本学の学則第 1 条に「東京通信大学（以下「本学」という。）は、教育基本法及び学校教育法に則り、幅広い職業人養成教育、総合的教養教育、地域の生涯学習機会の拠点としての機能を果たす」とあり、本学の教育や研究を広く一般の方々にも提供する場として、「東京通信大学 公開講座」を開催している。開学当初は新宿駅前キャンパス（総合校舎コクーンタワー）で実施しており、コロナ禍においてもオンライン大学の特徴を活かしウェビナーでの実施を継続し、コロナ禍以降は対面とウェビナーのハイブリット方式で実施しており、その時々の実施可能な環境で柔軟に対応する仕組みを整えており、基準を満たしていると判断する。

【表 A-1-1】

【表 A-1-1】「東京通信大学 公開講座」開催実績

年度	開催日	内容
平成 30 年 (2018)	11/10	【情報マネジメント学部】 情報と社会の関係を探る ・IoT、ビッグデータ、AI（人工知能）で何が変わるのか ・ネットを活用して生涯にわたる学びをデザインする
	11/17	【人間福祉学部】 将来の社会保障・福祉を探る ・人生 100 年時代の社会保障 ・おしゃべりロボットと高齢者のコミュニケーション
	12/8	【全学】 知の世界を探る ・朝鮮半島で戦争が起きるか ・戦国武将の健康術
令和元 年 (2019)	9/7	【情報マネジメント学部】 必要なのは IT 力。～未来を創る。プログラミング教育のこれから～ ・プログラミング教育の必修化 ー今、なぜ？ー ・何をどう学ぶ？子どものプログラミング教育

	12/14	<p>【人間福祉学部】</p> <p>人生 100 年時代。考えよう、支援の「今」と「これから」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人生 100 年時代の社会保障はどうなるの？ ・パネルディスカッション「今、地域で人を支援するということ」
令和 2 年 (2020)	12/3	<p>【情報マネジメント学部】</p> <p>新しい社会に向けた各教員の研究領域からの講演</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス以降の世界－米国新大統領と中国、日本そして朝鮮半島 ・DXの本質と先進事例の特徴 ・オンライン講義を受けた大学生はどう感じたか、そしてオンライン講義はどうあるべきか？
	12/5	<p>【情報マネジメント学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報化社会における社会調査 ・AI とロボットの文化人類学
	2/13	<p>【人間福祉学部】</p> <p>新しい社会に向けた人間福祉学の挑戦</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福祉とはなんだろうか ・「地域共生社会」における福祉専門職の役割 ・人格化と物象化で問う人類史－新しい共生を求めて ・高齢者とロボットの共存社会に向けて
令和 3 年 (2021)	11/6	<p>【情報マネジメント学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フィジーの生活と文化 ・コロナ禍における「医療をみる眼」－医療の経営に必要な分析手法の手引き ・世渡り上手になる方法－関係構築の理論－ ・税理士事務所の組織形態と職員の動因
	2/26	<p>【人間福祉学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終末期医療を含む包括的な看護で紡ぐ人間福祉学 ・人間福祉学における心理学の役割 ～心を測るとは～ ・日本の見えない社会保障－企業社会の国際比較の視点から ・社会的投資－知識基盤社会における社会政策の新たな視座
令和 4 年 (2022)	10/29	<p>【人間福祉学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅高齢者の栄養・食生活と暮らし ・困難に立ち向かう子どもをどのように支えるのか－子どもと支援者との関係性について考える－ ・精神障害者の暮らしを支える視点
	12/3	<p>【情報マネジメント学部】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワークセキュリティにおける最近のトピック ・フィジカルコンピューティング：意味／変遷／研究／教育

		<ul style="list-style-type: none"> ・社会学から考える現代の“消費” ・ネットワークを利用したサービスロボットの動向
令和 5 年 (2023)	11/11	【情報マネジメント学部】 現代の日本社会を探る視座—言語・教育・歴史— <ul style="list-style-type: none"> ・大規模言語モデルを活用したソフトウェア開発およびプログラミング教育 ・看護学教育の DX ・コミュニケーション論こぼれ話—言語とコミュニケーションの歴史に関する話題から— ・六子の戦後—戦後日本社会の歩み—
	11/18	【人間福祉学部】 人間福祉学から考える暮らし 2023 <ul style="list-style-type: none"> ・これからの地域福祉 ・障害がある人の地域生活を支える現場での取り組み ・地域の健康づくり 福祉美容で QOL を上げよう！

【エビデンス集(資料編)】

【資料 A-1-1】 東京通信大学 学則第 1 条

【資料 A-1-2】 公開講座案内

A-1-②. 履修証明プログラムの実施

本学では、地域社会の学びやリカレント教育の提供として、「オンライン履修証明プログラム」を実施している。本学の「オンライン履修証明プログラム」は、多様なニーズに応じた様々な分野の学修機会を提供し、受講生のキャリアに直結する専門教育をオンライン完結で学べることを特徴としている。令和 5(2023)年度から開設した同プログラムは、既存の授業を有効的に活用し、系統立った授業科目で構成される 60 時間以上の学修プログラムで、本学の科目等履修生を対象としている。修了した者に対しては、学校教育法 105 条に基づき、履修証明書とオープンバッジが交付される。

【表 A-1-2】「オンライン履修証明プログラム」プログラム一覧

プログラム名	指定科目
■DX 人材育成・リテラシープログラム DX の基礎となる、情報社会に関する知識及びアイデア創出に関する基礎知識を身につけ、様々な産業・企業における DX の意味や取組状況を説明できることを目標としたプログラム	情報社会論
	IT 産業論
	問題発見・解決の方法
	デザイン思考概論
	情報マネジメント概論 B
	イノベーション論

<p>■AI・データサイエンス・リテラシープログラム</p> <p>データサイエンスの基礎となる統計データ分析の概略を理解し、現実社会の法則性をデータから見出して予測する、人工知能にかかわる基礎知識を説明できることを目標としたプログラム</p> <p>(*は必修、その他から2科目選択)</p>	社会情報処理 I *
	社会情報処理 II
	統計学入門
	データサイエンス概論 *
	人工知能概論 *
	オープンデータ基礎論
	社会データ分析概論
<p>■マーケティングプログラム</p> <p>個人の消費行動に関する理論とマーケティングの基礎理論を学び、マーケティングの全体像を理解し、個人の消費行動、マーケティングにおける基本的な概念や枠組み、用語、手法、プロセスについて説明できることを目標としたプログラム</p>	マーケティング概論 I
	マーケティング概論 II
	基礎ミクロ経済学
	消費者行動論
	経済社会学 A
<p>■地域福祉推進プログラム</p> <p>地域共生社会の理念を理解し、住民や福祉関係者が連携して住民が抱える多様で複合的な生活課題の解決状況を説明できることを目標としたプログラム</p>	ボランティア論
	災害福祉論
	NPO 概論
	福祉産業マネジメント論
	社会資源開発・共同体創造論
	生活保護と行政
	医療ソーシャルワーク実践論
共生社会論	
<p>■福祉住環境コーディネータープログラム</p> <p>高齢化社会における介護や福祉に関する知識を身につけ、介護や福祉だけではなく建築の視点も加え、高齢者や障害者に適した生活環境を説明できることを目標としたプログラム</p>	住居学 A
	住居学 B
	住環境整備論
	ユニバーサルデザイン A
	ユニバーサルデザイン B
	居住環境論 A
	居住環境論 B
福祉のまちづくり論	
<p>■食環境推進プログラム</p> <p>食品（食材、料理、食事）に関する知識と意識を高め、心身の健康を増進する健全な食生活に関する取組状況を説明できることを目標としたプログラム</p>	健康と栄養
	栄養学
	食品学
	調理学
	フードビジネス論
	フードコーディネーター論
	サルコペニア・フレイル予防論
老年学入門	

【エビデンス集(資料編)】

【資料 A-1-3】 オンライン履修証明プログラム 受講の手引き

(3) A-1 の改善・向上方策 (将来計画)

本学が独自で主催する公開講座やオンライン履修証明プログラムは、時代に即したテーマと学科の特性を活かした内容になっている。今後はより地域社会に求められている連携や貢献にも着目、現在実施している内容を検証・改善し、持続可能な社会・地域への貢献を行っていききたい。

【基準 A の自己評価】

基準 A 全体について、求められる要件を満たしているといえる。

本学は、オンライン大学という特色を活かし、地域社会にとどまらず社会全体に生涯学習機会の拠点としての機能を果たしている。「AI」や「DX」、「人生 100 年時代」、「新型コロナウイルス」など社会の関心がある事柄を、本学の特色ある学びの分野から独自に研究し、その成果を公開することで社会に還元している。また、大学が持つ物的・人的資源を教育研究活動の支障のない範囲で地域社会へ提供しており、地域社会との連携や貢献が図られている。以上のことから、本学は基準 A を満たしていると判断する。

V. 特記事項 該当なし

VI. 法令等の遵守状況一覧

学校教育法

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 83 条	○	「学則」第 1 条に目的について明記している	1-1
第 83 条	○	「学則」第 1 条に目的について明記している	1-2
第 85 条	○	「学則」第 4 条に学部の設置について明記している	3-1
第 87 条	○	「学則」第 5 条に修業年限について明記している	3-1
第 88 条	○	「学則」第 10 条、第 19 条、第 20 条に編入学、再入学、転入学について明記している	3-1
第 89 条	○	「学則」第 38 条に早期卒業について明記している	2-1
第 90 条	○	「学則」第 9 条に入学資格について明記している	3-2 4-1 4-2
第 92 条	○	「学則」第 53 条、第 54 条、第 56 条、並びに「東京通信大学 教員選考・任用及び昇任規定」に職員の種類、教員の職位別の資格を定め、その基準に沿って任用している	4-1
第 93 条	○	「学則」第 57 条、並びに「教授会規程」に教授会について明記している	3-1
第 104 条	○	「学則」第 37 条、並びに「東京通信大学 学位規程」に学位について明記している	3-1
第 105 条	○	「学則」第 51 条に履修証明プログラムについて明記している	2-1
第 108 条	—	本学は短期大学を設置していない	6-2
第 109 条	○	「学則」第 2 条、並びに「東京通信大学 自己点検・評価規定」に明記している	3-2
第 113 条	○	大学ホームページ内に「教育情報の公開」ページを設け公表している。	4-1 4-3
第 114 条	○	「学則」第 56 条に事務組織について明記し、事務職員並びに技術職員は本条に定める役割を担っている	2-1
第 122 条	○	「学則」第 10 条（3）に高等専門学校からの編入学について明記している	2-1
第 132 条	○	「学則」第 10 条（4）に専修学校の専門課程からの編入学について明記している	

学校教育法施行規則

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 4 条	○	所定の事項を「学則」に明記している。ただし、第 4 条 9「寄宿舍に関する事項」については、本学がインターネットを活用した通信制大学のため、寄宿舍を設置しておらず記載していない。	3-1 3-2
第 24 条	—	本学に児童等は在籍していない	3-2
第 26 条 第 5 項	○	「学則」第 40 条に退学、停学及び訓告の処分について明記している	4-1
第 28 条	○	担当各部署において適性に管理している	3-2
第 143 条	○	「教授会規程」に明記している	4-1
第 146 条	○	「学則」第 44 条、第 45 条、第 46 条、並びに「東京通信大学 科目等履修生に関する規定」にて、科目等履修生について明記している	3-1
第 147 条	○	「学則」第 30 条、第 35 条、第 38 条において評価の基準、卒業要件、早期卒業を明記し公表している。	3-1
第 148 条	—	本学では修業年限が 4 年を超える学部を設置していない	3-1
第 149 条	○	「学則」第 10 条、第 20 条において、編入学、転入学について明記している	3-1
第 150 条	○	「学則」第 9 条において、入学資格について明記している	2-1
第 151 条	—	飛び入学の制度を設けていないため、該当しない	2-1
第 152 条	—	飛び入学の制度を設けていないため、該当しない	2-1
第 153 条	—	飛び入学の制度を設けていないため、該当しない	2-1
第 154 条	—	飛び入学の制度を設けていないため、該当しない	2-1
第 161 条	○	「学則」第 10 条、第 31 条、第 32 条において、編入学について明記している	2-1
第 162 条	○	「学則」第 31 条 2 項に明記している	2-1
第 163 条	○	「学則」第 6 条に明記している	3-2
第 163 条の 2	○	「東京通信大学 科目等履修生に関する規程」第 9 条に明記している	3-1
第 164 条	○	「学則」第 51 条において、履修証明プログラムについて明記している	3-1
第 165 条の 2	○	三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）を定め、大学ホームページで公表している	1-2 2-1 3-1 3-2

東京通信大学

			6-3
第 166 条	○	「学則」第 2 条、並びに「東京通信大学 自己点検・評価規定」に明記している	6-2
第 172 条の 2	○	本学ホームページ「教育情報の公開」において公表している	1-2 2-1 3-1 3-2 5-1
第 173 条	○	「学則」第 3 7 条 2 項、並びに「東京通信大学 学位規程」に明記している	3-1
第 178 条	○	学則第 1 0 条 2 項に明記している	2-1
第 186 条	○	学則第 1 0 条 1 項に明記している	2-1

大学設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	本学は「学校教育法」その他の法令遵守、水準の向上に努めている	6-2 6-3
第 2 条	○	学則第 1 条、第 3 条に明記している	1-1 1-2
第 2 条の 2	○	「東京通信大学 入学者選抜規程」に明記し、公正かつ妥当な方法で実施している	2-1
第 3 条	○	教育研究上適切な規模内容で、組織、教員数共に大学設置基準を遵守した運用を行っている	1-2
第 4 条	○	「学則」第 4 条に明記している	1-2
第 5 条	—	本学では、学科に代わる課程を設けていないため、該当しない	1-2
第 6 条	—	本条に該当する学部以外の教育研究上の基本となる組織を設置していないため、該当しない	1-2 3-2 4-2
第 7 条	○	「東京通信大学 教員選考・任用及び昇任規程」に基づき、職位や年齢構成のバランスを鑑みながら適切に運用している	2-2 2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第 8 条	○	教育上主要と認める授業科目については、原則専任教員が担当している	3-2 4-2

東京通信大学

第9条	—	本学では授業を担当しない教員はいないため、該当しない	3-2 4-2
第10条 (旧第13条)	○	本学は通信教育学部のみを置く大学のため、該当しない。「大学通信教育設置基準」第8条及び同別表第一に従って、専任教員数・教授数を確保している。	3-2 4-2
第11条	○	「東京通信大学 情報マネジメント学部 FD委員会規程」「東京通信大学 人間福祉学部 FD委員会規程」「東京通信大学 SD委員会規程」に基づき、定期的に研修を行っている。	3-2 3-3 4-2 4-3
第12条	○	「東京通信大学 学長選考規程」第2条に基づき、選任している	4-1
第13条	○	「東京通信大学 教員選考・任用及び昇任規程」第3条に基づき、大学設置基準を踏まえた教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第14条	○	「東京通信大学 教員選考・任用及び昇任規程」第4条に基づき、大学設置基準を踏まえた准教授の資格を定めている。	3-2 4-2
第15条	○	「東京通信大学 教員選考・任用及び昇任規程」第5条に基づき、大学設置基準を踏まえた講師の資格を定めている。	3-2 4-2
第16条	○	「東京通信大学 教員選考・任用及び昇任規程」第6条に基づき、大学設置基準を踏まえた助教の資格を定めている。	3-2 4-2
第17条	○	「東京通信大学 教員選考・任用及び昇任規程」第7条に基づき、大学設置基準を踏まえた助手の資格を定めている。	3-2 4-2
第18条	○	「学則」第11条に明記し、適切に運用している	2-1
第19条	○	大学全体、各学部のカリキュラム・ポリシーを定め、カリキュラム・ポリシーに沿って、教養教育科目及び専門教育科目の教育課程を体系的に編成している。	3-2
第19条の2	—	本学では連携開設科目を開設していないため該当しない。	3-2
第20条	○	「学則」第26条に明記し、各授業科目を必修科目、選択必修科目、選択科目に分け、各年次に配当して教育課程を編成している	3-2
第21条	○	「学則」第28条に明記し、運用している	3-1
第22条	—	本学は通信教育学部のみを置く大学のため、本条に該当しない。「大学通信教育設置基準」第4条に従い、定期試験を含め、年間を通じて適切に授業を行っている。	3-2

東京通信大学

		また、「学則」第6条第1項に、学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わると定めている	
第23条	—	本学は通信教育学部のみを置く大学のため、本条に該当しない。「大学通信教育設置基準」第4条及び第13条に従い、定期試験を含め、適切に授業を行っている。また、「学則」第6条第2項に、学年は4期に分けると定めている	3-2
第24条	○	本学は、インターネットのみで授業を行う大学であるため、オンライン上での質問に担当教員やTAが回答する環境を整え、教育効果をあげられるように運用している	2-5
第25条	○	本学は、インターネットのみで授業を行う大学であるため、多様なメディアを高度に利用して、インターネット環境がある場所であればどこでも履修できる環境を提供している	2-2 3-2
第25条の2	○	学生に対し、学事暦を提示し、各科目のシラバスにより明示している	3-1
第26条	—	本学は、インターネットのみで授業を行う大学であるため、24時間いつでも授業を受講できるため該当しない	3-2
第27条	○	「学則」第29条、第30条に明記し、適切に運用している	3-1
第27条の2	○	「東京通信大学 科目履修規程」第7条に明記し、適切に運用している	3-2
第27条の3	—	本学では連携開設科目を開設していないため該当しない。	3-1
第28条	○	「学則」第31条に明記し、適切に運用している	3-1
第29条	○	「学則」第32条に明記し、適切に運用している	3-1
第30条	○	「学則」第33条に明記し、適切に運用している	3-1
第30条の2	×	該当なし	3-2
第31条	○	「学則」第44条、第45条、第46条、第47条、第48条、第49条、第50条に明記し、適切に運用している	3-1 3-2
第32条	○	「学則」第35条に明記し、適切に運用している	3-1
第33条	—	本学では、授業時間の履修をもって単位の修得に代える科目は設置していないため、該当しない	3-1

東京通信大学

第 34 条	—	本学は、インターネットのみで授業を行う大学であるため、該当しない。「大学通信教育設置基準」第 10 条に従い、教育に支障のないものとしている。	2-5
第 35 条	—	本学は、インターネットのみで授業を行う大学であるため、該当しない。「大学通信教育設置基準」第 10 条に従い、教育に支障のないものとしている。	2-5
第 36 条	—	本学は、インターネットのみで授業を行う大学であるが、校舎等施設は大学設置認可申請のとおり適正に配置している	2-5
第 37 条	—	本学は、インターネットのみで授業を行う大学であるため、該当しない。「大学通信教育設置基準」第 10 条に従い、教育に支障のないものとしている。	2-5
第 37 条の 2	—	本学は、インターネットのみで授業を行う大学であるため、該当しない。「大学通信教育設置基準」第 10 条に従い、教育に支障のないものとしている。	2-5
第 38 条	○	図書等資料及び図書館については適正に備えている	2-5
第 39 条	—	本学は該当しない	2-5
第 39 条の 2	—	本学は該当しない	2-5
第 40 条	—	本学は、インターネットのみで授業を行う大学であるため、該当しない。	2-5
第 40 条の 2	—	本学は、インターネットのみで授業を行う大学であるため、該当しない。	2-5
第 40 条の 3	○	教育研究上の目的を達成するため、必要な経費の確保等を行い、環境の整備に努めている	2-5 4-4
第 40 条の 4	○	大学、学部、学科の名称は教育研究上の目的にふさわしい名称である	1-1
第 41 条	—	本学は該当しない	3-2
第 42 条	—	本学は該当しない	1-2
第 42 条の 2	—	本学は該当しない	2-1
第 42 条の 3	—	本学は該当しない	4-2
第 42 条の 4	—	本学は該当しない	3-2
第 42 条の 5	—	本学は該当しない	4-1
第 42 条の 6	—	本学は該当しない	3-2

東京通信大学

第 42 条の 7	—	本学は該当しない	2-5
第 42 条の 8	—	本学は該当しない	3-1
第 42 条の 9	—	本学は該当しない	3-1
第 42 条の 10	—	本学は該当しない	2-5
第 43 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	3-2
第 44 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	3-1
第 45 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	3-1
第 46 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	3-2 4-2
第 47 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	2-5
第 48 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	2-5
第 49 条	—	本学は、共同教育課程は編成していないため、該当しない	2-5
第 49 条の 2	—	本学の情報マネジメント学部は工学分野であるが、大学院を設置していないため、該当しない	3-2
第 49 条の 3	—	本学の情報マネジメント学部は工学分野であるが、大学院を設置していないため、該当しない	4-2
第 49 条の 4	—	本学では、「大学設置基準」第 5 条の規定に基づく学科に代えて過程を設けていないため、該当しない	4-2
第 58 条	—	本学は、外国に学部、学科その他の組織を設けていないため、該当しない	1-2
第 59 条	—	本学は、「学校教育法」第 103 条の定める大学ではないため、該当しない	2-5
第 61 条	—	本学は大学設置から完成年度を越えているため、該当しない	2-5 3-2 4-2

学位規則

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第2条	○	「学則」第37条および「東京通信大学 学位規程」に明記し、適切に運用している	3-1
第10条	○	「学則」第37条および「東京通信大学 学位規程」第2条に定める適切な専攻分野の名称を付記している	3-1
第10条の2	—	本学は共同教育課程を編成していないため、該当しない	3-1
第13条	○	「学則」及び「東京通信大学 学位規程」で定めており、学則を変更した場合は、文部科学大臣に適正に報告している。	3-1

私立学校法

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第24条	○	私立学校法に基づき、運営基盤の強化を図るとともに、設置校の教育の質の向上に努め、また、学園及び大学ホームページにて情報公表することで運営の透明性の確保を図っている。	5-1
第26条の2	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第8条に明記し、利益相反を適切に防止することができる者を監事として選任している	5-1
第33条の2	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第35条に明記し、適切に運用している	5-1
第35条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第6条に明記し、適切に運用している	5-2 5-3
第35条の2	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第17条に明記し、適切に運用している	5-2 5-3
第36条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第16条に明記し、適切に運用している	5-2
第37条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第12条、第14条、第15条に明記し、適切に運用している	5-2 5-3
第38条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第7条、第8条、第10条に明記し、適切に運用している	5-2

東京通信大学

第 39 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 8 条に明記し、適切に運用している	5-2
第 40 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 10 条に明記し、適切に運用している	5-2
第 41 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 19 条に明記し、適切に運用している	5-3
第 42 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 21 条に明記し、適切に運用している	5-3
第 43 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 22 条に明記し、適切に運用している	5-3
第 44 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 23 条に明記し、適切に運用している	5-3
第 44 条の 2	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 40 条、第 41 条に本条所定の事項を規定し、当該法令を適正に遵守している。	5-2 5-3
第 44 条の 3	○	私立学校法に基づき、運営基盤の強化を図るとともに、設置校の教育の質の向上に努め、また、学園及び大学ホームページにて情報公表することで運営の透明性の確保を図っている。	5-2 5-3
第 44 条の 4	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 40 条に明記し、当該法令を適正に遵守している	5-2 5-3
第 44 条の 5	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 35 条に明記し、適切に運用している	5-2 5-3
第 45 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 40 条、第 41 条に明記し、当該法令を適正に遵守している	5-1
第 45 条の 2	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 32 条に明記し、当該法令を適正に遵守している	1-2 5-4 6-3
第 46 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 34 条に明記し、当該法令を適正に遵守している	5-3
第 47 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 35 条に明記し、当該法令を適正に遵守している	5-1
第 48 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 37 条に明記し、当該法令を適正に遵守している	5-2 5-3
第 49 条	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 39 条に明記し、当該法令を適正に遵守している	5-1
第 63 条の 2	○	「学校法人日本教育財団寄附行為」第 36 条に明記し、当該法令を適正に遵守している	5-1

学校教育法（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 99 条			1-1
第 100 条			1-2
第 102 条			2-1

学校教育法施行規則（大学院関係） 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 155 条			2-1
第 156 条			2-1
第 157 条			2-1
第 158 条			2-1
第 159 条			2-1
第 160 条			2-1

大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 1 条の 2			1-1 1-2
第 1 条の 3			2-1
第 2 条			1-2
第 2 条の 2			1-2
第 3 条			1-2
第 4 条			1-2
第 5 条			1-2
第 6 条			1-2
第 7 条			1-2
第 7 条の 2			1-2 3-2 4-2
第 7 条の 3			1-2 3-2 4-2
第 8 条			2-2

			2-3 2-4 3-2 4-1 4-2 4-3
第9条			3-2 4-2
第9条の3			3-2 3-3 4-2 4-3
第10条			2-1
第11条			3-2
第12条			2-2 3-2
第13条			2-2 3-2
第14条			3-2
第14条の2			3-1
第15条			2-2 2-5 3-1 3-2
第16条			3-1
第17条			3-1
第19条			2-5
第20条			2-5
第21条			2-5
第22条			2-5
第22条の2			2-5
第22条の3			2-5 4-4
第22条の4			1-1
第23条			1-1 1-2
第24条			2-5

第 25 条			3-2
第 26 条			3-2
第 27 条			3-2 4-2
第 28 条			2-2 3-1 3-2
第 29 条			2-5
第 30 条			2-2 3-2
第 30 条の 2			3-2
第 31 条			3-2
第 32 条			3-1
第 33 条			3-1
第 34 条			2-5
第 34 条の 2			3-2
第 34 条の 3			4-2
第 42 条			2-3
第 43 条			2-4
第 45 条			1-2
第 46 条			2-5 4-2

専門職大学院設置基準 該当なし

	遵守 状況	遵守状況の説明	該当 基準項目
第 1 条			6-2 6-3
第 2 条			1-2
第 3 条			3-1
第 4 条			3-2 4-2
第 5 条			3-2 4-2
第 5 条の 2			3-2 3-3

			4-2
第6条			3-2
第6条の2			3-2
第6条の3			3-2
第7条			2-5
第8条			2-2 3-2
第9条			2-2 3-2
第10条			3-1
第11条			3-2
第12条			3-1
第13条			3-1
第14条			3-1
第15条			3-1
第16条			3-1
第17条			1-2 2-2 2-5 3-2 4-2 4-3
第18条			1-2 3-1 3-2
第19条			2-1
第20条			2-1
第21条			3-1
第22条			3-1
第23条			3-1
第24条			3-1
第25条			3-1
第26条			1-2 3-1 3-2
第27条			3-1
第28条			3-1
第29条			3-1
第30条			3-1

第 31 条			3-2
第 32 条			3-2
第 33 条			3-1
第 34 条			3-1
第 42 条			6-2 6-3

学位規則（大学院関係） 該当なし

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 3 条			3-1
第 4 条			3-1
第 5 条			3-1
第 12 条			3-1

大学通信教育設置基準

	遵守状況	遵守状況の説明	該当基準項目
第 1 条	○	「大学通信教育設置基準」やその他の法令遵守、水準の向上に努めている	6-2 6-3
第 2 条	○	本学が設置する専攻分野は通信教育によって十分な教育効果を得られるものである	3-2
第 3 条	○	本学ではメディアを利用して行う授業と面接授業を併用して実施している	2-2 3-2
第 4 条	○	本学では定期試験を含む授業は学事暦に沿って年間を通じて適切に実施している	3-2
第 5 条	○	「大学設置基準」第 21 条第 2 項の定めに基づき、「学則」第 28 条に規定し、適切に運用している	3-1
第 6 条	○	「学則」第 35 条に明記し、適切に運用している	3-1
第 7 条	○	「大学設置基準」第 29 条の定めに基づき、「学則」第 32 条に規定し、適切に運用している	3-1
第 8 条	○	本条の別表第一に従って、専任教員数・教授数を確保している	3-2 4-2
第 9 条	○	本条の別表第二に従って、校舎等の施設の面積を確保している	2-5

東京通信大学

第 10 条	○	教育に支障がない校地の面積を有している	2-5
第 11 条	○	TA (ティーチングアシスタント) を採用し、教員と協働して質問や添削等の対応を実施している	2-2 3-2
第 13 条	○	「大学設置基準」の定められた事項を遵守している	6-2 6-3

※「遵守状況」の欄に、法令等の遵守の状況を「○」「×」で記載し、該当しない場合は「—」で記載すること。

※「遵守状況の説明」は簡潔に記載すること。

※大学院等を設置していないなど、組織自体がない場合は、法令名の横に「該当なし」と記載すること。

VII. エビデンス集一覧

エビデンス集（データ編）一覧

コード	タイトル	備考
【共通基礎】	認証評価共通基礎データ	
【表 F-1】	理事長名、学長名等	
【表 F-2】	附属校及び併設校、附属機関の概要	
【表 F-3】	外部評価の実施概要	
【表 2-1】	学部、学科別在籍者数（過去 5 年間）	
【表 2-2】	研究科、専攻別在籍者数（過去 3 年間）	
【表 2-3】	学部、学科別退学者数及び留年者数の推移（過去 3 年間）	
【表 2-4】	就職相談室等の状況	
【表 2-5】	就職の状況（過去 3 年間）	
【表 2-6】	卒業後の進路先の状況（前年度実績）	
【表 2-7】	大学独自の奨学金給付・貸与状況（授業料免除制度）（前年度実績）	
【表 2-8】	学生の課外活動への支援状況（前年度実績）	
【表 2-9】	学生相談室、保健室等の状況	
【表 2-10】	附属施設の概要（図書館除く）	
【表 2-11】	図書館の開館状況	
【表 2-12】	情報センター等の状況	
【表 3-1】	授業科目の概要	
【表 3-2】	成績評価基準	
【表 3-3】	修得単位状況（前年度実績）	
【表 3-4】	年間履修登録単位数の上限と進級、卒業（修了）要件（単位数）	
【表 4-1】	学部、学科の開設授業科目における専兼比率	
【表 4-2】	職員数と職員構成（正職員・嘱託・パート・派遣別、男女別、年齢別）	
【表 5-1】	財務情報の公表（前年度実績）	
【表 5-2】	事業活動収支計算書関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-3】	事業活動収支計算書関係比率（大学単独）	
【表 5-4】	貸借対照表関係比率（法人全体のもの）	
【表 5-5】	要積立額に対する金融資産の状況（法人全体のもの）（過去 5 年間）	

※該当しない項目がある場合は、備考欄に「該当なし」と記載。

エビデンス集（資料編）一覧

基礎資料

コード	タイトル	
	該当する資料名及び該当ページ	備考
【資料 F-1】	寄附行為（紙媒体）	
	学校法人日本教育財団寄附行為	
【資料 F-2】	大学案内	
	東京通信大学 パンフレット	
【資料 F-3】	大学学則、大学院学則（紙媒体）	
	東京通信大学 学則	
【資料 F-4】	学生募集要項、入学者選抜要綱	
	2024 年度春入学 入学要項	

東京通信大学

【資料 F-5】	学生便覧	
	2024 年度学生要覧 (2018 年度～2021 年度入学者用)、2024 年度学生要覧 (2022 年度以降入学者用)	
【資料 F-6】	事業計画書	
	学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026	
【資料 F-7】	事業報告書	
	2023 年度 (令和 5 年度) 事業報告書	
【資料 F-8】	アクセスマップ、キャンパスマップなど	
	東京通信大学 ホームページ https://www.internet.ac.jp/about/campus/	
【資料 F-9】	法人及び大学の規定一覧及び規定集 (電子データ)	
	規程一覧、規程集	
【資料 F-10】	理事、監事、評議員などの名簿 (外部役員・内部役員) 及び理事会、評議員会の前年度開催状況 (開催日、開催回数、出席状況など) がわかる資料	
	学校法人日本教育財団 役員名簿・評議員名簿 理事会、評議員会の前年度開催状況	
【資料 F-11】	決算等の計算書類 (過去 5 年間) 及び監事監査報告書 (過去 5 年間)	
	学校法人日本教育財団 決算書、監事監査報告書	
【資料 F-12】	履修要項、シラバス (電子データ)	
	@ROOM 操作マニュアル、WEB 履修登録マニュアル、シラバスの見方、2024 年度シラバス (教養科目・人間福祉学部専門科目)、2024 年度シラバス (教養科目・情報マネジメント学部専門科目)	
【資料 F-13】	三つのポリシー一覧 (策定単位ごと)	
	東京通信大学 ホームページ https://www.internet.ac.jp/public/policy/	
【資料 F-14】	設置計画履行状況等調査結果への対応状況 (直近のもの)	
	【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書 (令和 6 年 5 月 1 日)	
【資料 F-15】	認証評価で指摘された事項への対応状況 (直近のもの)	
	該当なし	

基準 1. 使命・目的等

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
1-1. 使命・目的及び教育目的の設定		
【資料 1-1-1】	東京通信大学 学則第 1 条、第 4 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-1-2】	東京通信大学 ホームページ(情報マネジメント学部 3 つのポリシー) https://www.internet.ac.jp/public/policy/#im-policy	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-1-3】	東京通信大学 ホームページ(人間福祉学部 3 つのポリシー) https://www.internet.ac.jp/public/policy/#hw-policy	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-1-4】	東京通信大学 ホームページ(建学の理念) https://www.internet.ac.jp/public/policy/	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-1-5】	東京通信大学 2024 年度春入学要項 P.1	【資料 F-4】と同じ
【資料 1-1-6】	2024 年度学生要覧 (2018 年度～2021 年度入学者用) P.9 「2. 法人の沿革と建学の理念」、 「3. 教育目標・教育課程等」 2024 年度学生要覧 (2022 年度以降入学者用) P.9 「2. 法人の沿革と建学の理念」、 「3. 教育目標・教育課程等」	【資料 F-5】と同じ
【資料 1-1-7】	東京通信大学 ホームページ(学長より皆様へ) https://www.internet.ac.jp/about/	
【資料 1-1-8】	東京通信大学 パンフレット(学長メッセージ) P.3	【資料 F-2】と同じ
【資料 1-1-9】	情報マネジメント学部、人間福祉学部 カリキュラムマップ (2021 年度以前、2022 年度以降)	
【資料 1-1-10】	情報マネジメント学部、人間福祉学部 履修計画 (例) (2021 年度以前、2022 年度以降)	
1-2. 使命・目的及び教育目的の反映		
【資料 1-2-1】	東京通信大学 学則第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-2】	東京通信大学 大学評議会規程	
【資料 1-2-3】	理事会議事録(令和 4 年 12 月 22 日)	
【資料 1-2-4】	東京通信大学 ホームページ(教育理念) https://www.internet.ac.jp/public/policy/	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-5】	@CAMPUS 「各種証明書・資料」	
【資料 1-2-6】	学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026	【資料 F-6】と同じ
【資料 1-2-7】	東京通信大学 ホームページ(3 つのポリシー) https://www.internet.ac.jp/public/policy/	【資料 F-13】と同じ
【資料 1-2-8】	大学評議会議事録 (2020 年 9 月 24 日)	
【資料 1-2-9】	東京通信大学ホームページ(組織図) tou_structure.pdf (storage.googleapis.com)	
【資料 1-2-10】	東京通信大学 学則第 6 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 1-2-11】	東京通信大学 委員会・センター体制	

基準 2. 学生

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
2-1. 学生の受入れ		
【資料 2-1-1】	東京通信大学 ホームページ(建学の理念、教育理念、3 つのポリシー) https://www.internet.ac.jp/public/policy/	【資料 F-13】と同じ

【資料 2-1-2】	東京通信大学 2024 年度春入学要項 P.1	【資料 F-4】と同じ
2-2. 学修支援		
【資料 2-2-1】	TA 役割分担表	
【資料 2-2-2】	授業評価アンケート	
【資料 2-2-3】	指導補助者(TA)用業務マニュアル	
【資料 2-2-4】	東京通信大学 障害のある学生への就学支援に関するガイドライン	
【資料 2-2-5】	東京通信大学 学生支援センター規程	
【資料 2-2-6】	拡大学生支援センター議事録	
2-3. キャリア支援		
【資料 2-3-1】	2024 年度シラバス「キャリアデザイン」「アカデミックライティング」「プレゼンテーション」「ビジネスマナー」「ビジネスライティング A」「ビジネスライティング B」	【資料 F-12】と同じ
【資料 2-3-2】	2024 年度シラバス「基礎ゼミ A」	【資料 F-12】と同じ
2-4. 学生サービス		
【資料 2-4-1】	東京通信大学 障害のある学生への就学支援に関するガイドライン	【資料 2-2-4】と同じ
【資料 2-4-2】	2024 年度学生要覧 (2018 年度～2021 年度入学者用) P.83 「23.学費サポート」 2024 年度学生要覧 (2022 年度以降入学者用) P.83 「25.学費サポート」	【資料 F-5】と同じ
2-5. 学修環境の整備		
【資料 2-5-1】	校地校舎図面	
【資料 2-5-2】	2024 年度学生要覧 (2018 年度～2021 年度入学者用) P.90 「25-5. 図書館利用案内」 2024 年度学生要覧 (2022 年度以降入学者用) P.89 「27-5. 図書館利用案内」	【資料 F-5】と同じ
2-6. 学生の意見・要望への対応		
【資料 2-6-1】	授業評価アンケート	【資料 2-2-2】と同じ
【資料 2-6-2】	学生アンケート	

基準 3. 教育課程

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定		
【資料 3-1-1】	東京通信大学ホームページ(3つのポリシー) https://www.internet.ac.jp/public/policy/	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-1-2】	東京通信大学 学則第4条2項	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-3】	東京通信大学 学則第30条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-1-4】	東京通信大学 科目履修規程	
【資料 3-1-5】	2024 年度シラバス(例)「アカデミックリテラシー」	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-1-6】	2024 年度学生要覧 (2018 年度～2021 年度入学者用) P.49 「9-1.成績評価」 2024 年度学生要覧 (2022 年度以降入学者用) P.46 「9-1.成績評価」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-7】	2024 年度学生要覧 (2018 年度～2021 年度入学者用) P.31 「5-7.他学部履修」 2024 年度学生要覧 (2022 年度以降入学者用) P.29 「5-6.他学部履修」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-1-8】	卒業要件	
【資料 3-1-9】	2024 年度シラバス(例)「アカデミックリテラシー」	【資料 F-12】と同じ

【資料 3-1-10】	2024 年度学生要覧（2018 年度～2021 年度入学者用）P. 51 「9-1. 成績評価（成績調査（不服申し立て）） 2024 年度学生要覧（2022 年度以降入学者用）P. 49 「9-1. 成績評価（成績調査（不服申し立て））」	【資料 F-5】と同じ
3-2. 教育課程及び教授方法		
【資料 3-2-1】	東京通信大学 ホームページ(3 つのポリシー) https://www.internet.ac.jp/public/policy/	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-2】	東京通信大学 学則第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 3-2-3】	2024 年度学生要覧（2018 年度～2021 年度入学者用）P. 9 「3. 教育目標・教育課程等」 2024 年度学生要覧（2022 年度以降入学者用）P. 9 「3. 教育目標・教育課程等」	【資料 F-5】と同じ
【資料 3-2-4】	東京通信大学 ホームページ(3 つのポリシー) https://www.internet.ac.jp/public/policy/	【資料 F-13】と同じ
【資料 3-2-5】	2024 年度シラバス(例)「アカデミックリテラシー」	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-6】	情報マネジメント学部、人間福祉学部 カリキュラムマップ（2021 年度以前、2022 年度以降）	【資料 1-1-9】と同じ
【資料 3-2-7】	情報マネジメント学部、人間福祉学部 履修計画（例）（2021 年度以前、2022 年度以降）	【資料 1-1-10】と同じ
【資料 3-2-8】	情報マネジメント学部、人間福祉学部 履修計画記入シート（2021 年度以前、2022 年度以降）	
【資料 3-2-9】	2023 年度履修登録状況	
【資料 3-2-10】	2023 年度単位修得数	
【資料 3-2-11】	学生要覧参考資料 東京通信大学 情報マネジメント学部 授業科目一覧（2018 年度～2021 年度入学者、2022 年度以降入学者）	
【資料 3-2-12】	学生要覧参考資料 東京通信大学 人間福祉学部 授業科目一覧（2018 年度～2021 年度入学者、2022 年度以降入学者）	
【資料 3-2-13】	2024 年度シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-14】	東京通信大学 科目履修規程 第 7 条	【資料 3-1-4】と同じ
【資料 3-2-15】	2024 年度シラバス「基礎ゼミ A」	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-16】	2024 年度シラバス「総合人間フィールドスタディ」「社会福祉フィールドスタディ」「精神保健福祉フィールドスタディ」シラバス	【資料 F-12】と同じ
【資料 3-2-17】	数理・データサイエンス・AI 教育 リテラシープログラム 取組概要	
【資料 3-2-18】	数理・データサイエンス・AI 教育 応用基礎プログラム 取組概要	
3-3. 学修成果の点検・評価		
【資料 3-3-1】	ディプロマ・ポリシーアンケート	
【資料 3-3-2】	卒業進路届調査	
【資料 3-3-3】	授業評価アンケート(例)「アカデミックリテラシー」	
【資料 3-3-4】	資格取得状況	
【資料 3-3-5】	入学前アンケート	
【資料 3-3-6】	入試状況・入学者属性	
【資料 3-3-7】	授業評価アンケート(例)「アカデミックリテラシー」	【資料 3-3-3】と同じ

基準 4. 教員・職員

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
4-1. 教学マネジメントの機能性		
【資料 4-1-1】	東京通信大学 学則第 5 3 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 4-1-2】	東京通信大学 大学評議会規程	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 4-1-3】	東京通信大学 情報マネジメント学部教授会規程	
【資料 4-1-4】	東京通信大学 人間福祉学部教授会規程	
【資料 4-1-5】	東京通信大学 メディア教育支援センター規程	
【資料 4-1-6】	東京通信大学 アドミッション・センター規程	
【資料 4-1-7】	東京通信大学 キャリア・サポートセンター規程	
【資料 4-1-8】	東京通信大学 学生支援センター規程	【資料 2-2-5】と同じ
【資料 4-1-9】	東京通信大学 委員会・センター体制	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 4-1-10】	業務分担表	
4-2. 教員の配置・職能開発等		
【資料 4-2-1】	東京通信大学 教員選考・任用及び昇任規程	
【資料 4-2-2】	東京通信大学 情報マネジメント学部 FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会規程	
【資料 4-2-3】	東京通信大学 人間福祉学部 FD(ファカルティ・ディベロップメント)委員会規程	
【資料 4-2-4】	2023 年度情報マネジメント学部 FD 委員会議事録	
【資料 4-2-5】	2023 年度人間福祉学部 FD 委員会議事録	
【資料 4-2-6】	2023 年度 FD 研修会議事録	
4-3. 職員の研修		
【資料 4-3-1】	東京通信大学 SD(スタッフ・ディベロップメント)委員会規程	
【資料 4-3-2】	2023 年度 SD 委員会議事録	
4-4. 研究支援		
【資料 4-4-1】	東京通信大学における公的研究費の使用に関する行動規範	
【資料 4-4-2】	東京通信大学における公的研究費不正使用防止計画	
【資料 4-4-3】	東京通信大学 公的研究費の管理・監査に関する規程	
【資料 4-4-4】	東京通信大学における公的研究費の管理・監査等責任体系図	
【資料 4-4-5】	研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規定	
【資料 4-4-6】	体制整備等自己評価チェックリスト	
【資料 4-4-7】	2024 年度科学研究費助成事業取扱いハンドブック	

基準 5. 経営・管理と財務

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
5-1. 経営の規律と誠実性		
【資料 5-1-1】	学校法人日本教育財団寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-1-2】	学校法人日本教育財団 役員名簿・評議員名簿	【資料 F-10】と同じ
【資料 5-1-3】	2023 会議一覧	
【資料 5-1-4】	東京通信大学 学則第 1 条	【資料 F-3】と同じ
【資料 5-1-5】	学校法人日本教育財団 中期計画 2023-2026	【資料 F-6】と同じ
【資料 5-1-6】	就業規則	【資料 F-9】と同じ

東京通信大学

【資料 5-1-7】	ハラスメント防止に関するガイドライン	
【資料 5-1-8】	東京通信大学 障害のある学生への就学支援に関するガイドライン	【資料 2-2-4】と同じ
5-2. 理事会の機能		
【資料 5-2-1】	学校法人日本教育財団寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-2-2】	2023 会議一覧	【資料 5-1-3】と同じ
5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック		
【資料 5-3-1】	学校法人日本教育財団寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-2】	東京通信大学 委員会・センター体制	【資料 1-2-11】と同じ
【資料 5-3-3】	東京通信大学大学評議会規程	【資料 1-2-2】と同じ
【資料 5-3-4】	2023 会議一覧	【資料 5-1-3】と同じ
【資料 5-3-5】	学校法人日本教育財団寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-3-6】	2023 会議一覧	【資料 5-1-3】と同じ
5-4. 財務基盤と収支		
【資料 5-4-1】	2023 会議一覧	【資料 5-1-3】と同じ
【資料 5-4-2】	学校法人日本教育財団寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-4-3】	2023 年度（令和 5 年度）事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-4-4】	2023 年度（令和 5 年度）事業報告書	【資料 F-7】と同じ
【資料 5-4-5】	畠山奨学金制度	
【資料 5-4-6】	夢を夢で終わらせない支援金制度	
【資料 5-4-7】	大学・高専機能強化支援事業_東京通信大学事業概要	
5-5. 会計		
【資料 5-5-1】	学校法人日本教育財団寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-5-2】	学校法人日本教育財団規程集	【資料 F-9】と同じ
【資料 5-5-3】	学納金情報システム 操作手順書	
【資料 5-5-4】	月末支払	
【資料 5-5-5】	資産管理 固定資産台帳	
【資料 5-5-6】	資産管理 備品台帳（システム）	
【資料 5-5-7】	学費納入（新入生入金管理・未入金者フォロー）	
【資料 5-5-8】	学費納入（その他納付金入金管理）	
【資料 5-5-9】	学校法人日本教育財団寄附行為	【資料 F-1】と同じ
【資料 5-5-10】	学校法人日本教育財団規程集	【資料 F-9】と同じ

基準 6. 内部質保証

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
6-1. 内部質保証の組織体制		
【資料 6-1-1】	東京通信大学 自己点検・評価規程	
6-2. 内部質保証のための自己点検・評価		
【資料 6-2-1】	自己点検・評価委員会 議事録	
【資料 6-2-2】	設置に係る設置計画履行状況報告書「7 その他全般的事項（2）教員の資質の維持向上の方策（FD・SD活動含む）、（4）自己点検・評価等に関する事項」（令和 6 年 5 月 1 日）	
【資料 6-2-3】	入試状況・入学者属性	【資料 3-3-6】と同じ
【資料 6-2-4】	大学評議会議事録(240425)	
6-3. 内部質保証の機能性		

【資料 6-3-1】	設置に係る設置計画履行状況報告書「7 その他全般的事項（4）自己点検・評価等に関する事項」（令和6年5月1日）	
【資料 6-3-2】	授業配布資料「アカデミックリテラシー」	
【資料 6-3-3】	ディプロマ・ポリシーアンケート	【資料 3-3-1】と同じ

基準 A. 地域貢献

基準項目		
コード	該当する資料名及び該当ページ	備考
A-1. 地域貢献活動の実施		
【資料 A-1-1】	東京通信大学 学則第1条	【資料 F-3】と同じ
【資料 A-1-2】	公開講座案内	
【資料 A-1-3】	オンライン履修証明プログラム 受講の手引き	

※必要に応じて、記入欄を追加・削除すること。